

独評発第0828006号
平成21年8月28日

独立行政法人福祉医療機構

理事長 長野 洋 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 井原 哲夫



独立行政法人福祉医療機構の平成20年度事業年度に係る
業務の実績に関する評価結果の通知について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第2項に基づき、別添のとおり、平成20年度事業年度に係る業務の実績に関する評価を行ったので、同条第3項の規定により、その結果を通知する。

独立行政法人福祉医療機構の 平成20年度の業務実績の評価結果

**平成21年8月21日
厚生労働省独立行政法人評価委員会**

1. 平成 20 年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して、平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足した。また、平成 16 年 4 月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴い、その業務の一部である労災年金担保貸付事業を承継し、さらに、平成 18 年 4 月より、特殊法人年金資金運用基金の解散に伴い、その業務の一部である承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したところである。

今年度における福祉医療機構の業務実績の評価は、平成 20 年 2 月に厚生労働大臣が定めた第 2 期中期目標（平成 20 年度～平成 24 年度）の初年度（平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」及び個別項目毎の評価の視点等に基づき、平成 19 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、国民からの意見募集も行い、評価を実施した。

(2) 平成 20 年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、長寿・子育て・障害者基金事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかなければならない。

こうした中で、平成 20 年度には、独立行政法人創立 5 周年を機に経営理念を策定し、福祉と医療の民間活動を応援する理念を示したことにより、福祉医療機構の目指す方向性が明確にされるとともに、職員間の目標の統一・共有化が図られ組織力の向上に繋がっていくことを期待する。また、組織横断的な取組みとして、リスク管理債権発生要因解析作業チームや「経営基盤刷新」、「民間活動支援強化」、「経営支援強化」及び「広報戦略」の 4 つのプロジェクトチームを立ち上げ、福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携強化が図られていることを評価する。

さらに、ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）においては、その運用の効率化及び有効性の向上を図り、QMS 内部監査により業務の質の向上・効率化に関する改善点、事務リスクを抽出した上で、継続的に業務改善活動を推進していることが認められる。また、平成 19 年度に策定した業務・システム最適化計画の推進、一般競争入札等による随意契約の適正化の推進及び一般管理費等の経費の節減などに適切に取組むなど、法人全体の業務運営の効率化が図られており、中期計画を上回る実績を上げていると評価する。

福祉医療機構の中核事業である福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即した社会福祉施設、医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を融資することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備に貢献していることが認められる。また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、物価高騰など経営環境等の変化により一時的に資金不足が生じている社会福祉施設、医療施設等に対し、経営資金の融資条件に優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた緊急融資を実施するなど、中期計画を踏まえて臨機応変な対応を行っている。

退職手当共済事業については、電子届出システムの利用促進策及び利便性の向上策に努めしたことにより、システム利用率が大幅に増加することとなり、利用者の事務負担軽減に関して大きく寄与していることが認められる。また、退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間については、44.8日となり中期計画の目標値75日を大幅に上回る実績を上げるとともに、前年度の平均処理期間と比較しても16.9日の短縮を実現している。このように退職手当共済事業においては、電子届出システムの導入による利用者の事務負担の大幅な軽減を図ることにより、福祉医療機構における事務の効率化が推進されるとともに、退職手当金の給付までの日数の大幅な短縮が実現されるというプラスの相乗効果が認められ、中期計画を大幅に上回る実績をあげていると評価する。

これらを踏まえると、第2期中期目標期間の初年度に当たる平成20年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる一方、個別にみるとさらに目標達成に向けて努力するべきものがあるため、今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努め、これまでの成果を踏まえつつ、時代の状況に的確に対応して業務を展開していくことを期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

（1）法人全体の業務運営の改善に関する措置について

① 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

平成20年度においては、独立行政法人創立5周年を機に経営理念「民間活動応援宣言」が策定され、これにより福祉医療機構の目指す方向性が明確にされるとともに、職員間の目標の統一・共有化が図られ組織力の向上に繋がっていることが認められる。また、組織横断的な取組みとして、リスク管理債権発生要因解析作業チームや4つのプロジェクトチームを立ち上げ、福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携強化が図られ、経営基盤の強化、民間福祉活動の支援強化、社会福祉施設・医療施設の経営の支援強化及び広報活動の効率化を進め、地域における福祉と医療の向上を目指す民間活動を積極的に支援しており高く評価する。

さらに、業務運営体制の整備及び組織のスリム化については、福祉医療経営指導業務の充実強化を図るため経営支援室を新設するとともに、業務の実態を踏まえつつ課長ポストを4つ削減するなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進し、独立行政法人整理合理化計画の指摘に適切に対応していることが認められる。また、トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議等を積極的に開催し、経営理念の策定などの重要案件に対し迅速的確に経営判断したほか、QMSに基づき業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を適切に実施していることを評価する。

以上のように、国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

② 業務管理（リスク管理）の充実

QMSにおいては、その運用の効率化及び有効性の向上が図られており、QMS内部監査により業務の質の向上・効率化に関する改善点、事務リスクを抽出した上で、継続的に業務改善活動を推進していることが認められる。また、平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動を活性化させ、職員の意識改革・意欲向上を実現していることを評価する。

さらに、ALMシステムの活用等については、貸付事業に係る財務構造の状況の定期的な把握や財投機関債発行等のタイミングに合わせ分析を行うとともに、信用リスクモデル分析を実施し、そのモデルの精度や活用性の向上を図っていることが認められる。また、個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実については、全職員に職員研修を実施し、個人情報保護・情報セキュリティの重要性について注意を喚起するなど、個人情報保護の適切な管理及び情報セキュリティ対策の充実を図っていることを評価する。

以上のように、法人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図っており、中期計画を上回る実績をあげていると評価するとともに、今後とも更なる業務改善活動の活性化を期待する。

（2）業務運営の効率化に関する措置について

① 業務・システムの効率化と情報化の推進

平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、情報化統括責任者（CIO）を中心として、情報化統括責任者（CIO）補佐官よりIT動向等を踏まえた支援、助言を受けて、システムの効率化、運用保守コストの削減、外部委託業務の適正管理及び業務の効率化が図られており、独立行政法人整理合理化計画の指摘に適切に対応していることが認められる。

また、情報化の推進及び情報システムの運用管理の向上を図るため、外部研修を

32回受講するとともに、各業務の特性に応じて、CIO補佐官及び情報管理担当部署による職員研修を44回実施し、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図っていることを評価する。

以上のように、業務・システム最適化計画の着実な推進によりコスト削減を達成するなど、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

② 経費の節減

一般管理費等の節減については、一般競争入札の促進及び再リースの活用等により、平成20年度予算（平成19年度予算と比べて3.1%節減）の節減目標を上回る8.7%の額を節減している。また、人件費の削減については、組織のスリム化、常勤職員数の抑制により、平成17年度との比較で14.6%の額を削減するとともに、福祉医療機構の給与水準の適切性に係る検証を実施し、その結果と今後講ずる措置を福祉医療機構のホームページ上で適切に公表しているなど、独立行政法人整理合理化計画の指摘に適切に対応していることを評価する。なお、福祉医療機構の給与水準が国に比べて高くなっていることについては、在勤地が大都市圏であること、管理職比率が高いこと及び民間の金融部門における給与実態を勘案していることといった定量的な理由に基づくものであることが認められる。管理職比率の高さについては、課長ポストを4つ削減するなど削減を図っているところであるが、今後も適正水準に向け削減が図られることを期待する。

さらに、随意契約の適正化については、平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組みを着実に実施し、契約については原則一般競争入札等とし、件数割合で平成18年度では71%であったものを平成20年度では28%まで減少させており、着実に成果を上げ、独立行政法人整理合理化計画の指摘に適切に対応していることが認められる。また、契約に係る規程類については、平成20年4月に国の基準に準拠し規程が改正されており、適切に整備されていることを評価する。

以上のように、随意契約の適正化を着実に実施するとともに、一般管理費等について予算の縮減幅を上回る節減を実施しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後とも、経費削減への継続的な努力や一般競争入札の更なる導入等により、引き続き、業務の効率性・経済性を向上させていくことを期待する。

（3）業務の質の向上に関する措置について

① 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

当該事業については、国の政策と密接に連携し、国及び地方公共団体等の補助金・交付金等が交付された施設整備に対し、優先的に貸付けを行っており、貸付審査の実績587件（経営資金を除く。）のうち、522件（88.9%）が、国及び地方公共団体から補助金等が交付された施設整備への融資となっている。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、物価高騰など経営環境等の変化により一時的に資金不足が生じている社会福祉施設に対し、経営資金の融資条件に優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた緊急融資を実施（実績：30件、291百万円）するとともに、昨今の建設費の高騰にも対応すべく、基準事業費の弾力的な取扱いを実施（実績：45件、2,170百万円増額）していることを評価する。

さらに、協調融資制度については、平成20年度から対象範囲をこれまでの介護保険対象施設から福祉貸付事業全体に拡大し制度の充実を図るとともに、協調融資制度の積極的な周知活動や覚書締結金融機関の拡大を実施することにより、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めており、独立行政法人整理合理化計画の指摘に対し適切に対応していることが認められる。

審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値を上回る実績を上げ、利用者サービスの向上を図っていることを評価する。

以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

② 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

当該事業については、国の政策と密接に連携し、医療施設の地域格差の是正と機能の向上を図るために、病床等不足地域における病院・診療所の整備（130件）、200床未満の中小規模病院の整備（35件）等への融資を行っている。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、物価高騰など経営環境等の変化や金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、融資条件の優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた経営安定化資金制度を設け、緊急融資を実施（実績：151件、5,439百万円）するとともに、建築資材の高騰等により医療機関の建設費が当初予定を上回る事態に対応するため、標準建築単価の引上げ（1.3倍）を実施（実績：61件、3,294百万円）していることを評価する。

審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値を上回る実績を上げ、利用者サービスの向上を図っていることを評価する。

以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

③ 福祉医療貸付事業（債権管理）

平成20年度の福祉医療貸付事業の新規融資額については、平成17年度と比べて13%縮減した予算（3,501億円）に対して、実績は1,576億円と大幅に減少している。この主な要因としては、度重なる介護報酬・診療報酬の引下げや施設整備に対する補助制度の変更及び金融不安や景気後退の影響を受けての投資意欲の減退が

あると考えられる。なお、福祉医療貸付事業は福祉医療機構の中核事業であり、今後の経済情勢や福祉・医療政策の動向等の影響により需要に変動があるものと考えられることから、引き続き、資金需要を的確に把握し、ニーズにきめ細かく対応することにより、福祉及び医療基盤の整備を政策金融の側面から支援していくことを強く期待する。

平成 20 年度末におけるリスク管理債権比率については、累次のマイナス報酬改定により医療、介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなり経営体力が低下する中、医師、看護師・介護職員の不足の影響を受けるとともに、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等に伴う民間金融機関の貸出態度の悪化もあり、資金繰りに支障を来す貸出先が増加したこと等から、中期計画の目標値の 1.56% を上回る 2.97% となったところである。他の金融機関と比較しても低い水準を維持しているものの目標達成できていないことから、当委員会としては、目標値の達成に向けてさらに努力を求める。

一方、福祉医療機構に求められている役割（使命）は、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を支援することであることから、引き続き、貸出条件緩和や経営指導等による積極的な支援についても期待する。

また、昨今の福祉施設や医療施設を取り巻く厳しい環境を踏まえ、福祉医療機構からの借入金の返済分を地域の民間金融機関から経営資金として融資を受けている可能性もあることから、今後、地域金融機関との連携強化を図ることが望まれる。

④ 福祉医療経営指導事業

平成 20 年 4 月から福祉医療経営指導業務の充実強化を図るため経営支援室を創設するなど、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営改善支援事業を推進するための取組みが進められていることが認められる。

集団経営指導（セミナー）については、積極的な PR 活動の実施やカリキュラムの改編等を実施し、セミナーの延べ受講者数等の中期計画の目標値を上回る実績をあげ、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者に提供している。また、個別経営診断については、東京都からの受託業務もあり、年度計画の目標値 280 件を上回る 1,142 件を診断し、施設の健全経営を支援していることを評価する。

さらに、集団経営指導及び個別経営診断の各業務における収支相償については、実費相当額を上回る自己収入を確保していることを評価する。

以上のように、民間の社会福祉・医療施設経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施し、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後は、更なる職員の専門性の向上を図り、経営改善支援事業による施設の安定経営の支援を期待する。

⑤ 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施）

当該事業における助成事業の募集及び選定（採択）については、外部有識者からなる審査・評価委員会において事後評価結果等を反映した募集要領・選定方針等を策定した上で幅広く募集を実施するとともに、国民のニーズに即し、重点助成分野の大幅な見直しをする等、助成事業の固定化回避に対応しており、独立行政法人整理合理化計画の指摘に対し適切に対応していることが認められる。

また、助成終了後も事業を継続している割合は、平成18年度分助成事業で92.7%と中期計画の目標値85%を大きく上回り、独創的・先駆的事業等への助成割合についても、82.0%と中期計画における目標値80%を上回っている。さらに、助成金交付申請書の受理から交付決定までの平均処理期間は20.4日となり、中期計画の目標値30日以内で処理している。

基金の運用については、長期金利の指標である国債の平均利回りを上回る運用収益を確保するとともに、安全で安定的な運用収益を確実にあげるための運用方法を検討していることを評価する。

以上のように、透明で公正な助成の実施が行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後とも引き続き重点助成分野を見直すなど、社会情勢を踏まえた国民のニーズにあった事業への助成を期待する。

⑥ 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及）

事後評価については、審査・評価委員会評価部会において策定された評価方針に基づき、重層的な評価を効率的かつ効果的に実施しており、特にヒアリング評価については、外部有識者からなる評価部会の委員等により126事業へのヒアリング評価を実施している。また、事後評価の結果については、ホームページに速やかに公表するとともに、募集要領や選定方針等に反映し、助成制度の継続的な業務改善（P D C Aサイクル）を実施している。さらに、特に評価の高かった事業等については、全国3か所で行った事業報告会や平成20年度から福祉医療機構のホームページにて運用を開始した電子図書館において、助成事業等の全国的な普及を実施していることを評価する。

民間福祉活動の支援強化のためのプロジェクトチームを立ち上げ、専門性の向上を目的とした勉強会を8回実施するとともに、助成事業に限らず、地域の福祉医療の実践現場に赴き、取組みの現状や課題について意見交換を実施するなど、職員の専門性を高める取組みを積極的に実施していることを評価する。

以上のように、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度のP D C Aサイクルが行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後とも引き続き評価の高かった事業等の全国的普及に努めることを期待する。

⑦ 退職手当共済事業

平成 20 年度においては、電子届出システムの利用促進策及び利便性の向上策を図り、新たに 2,173 法人がシステムの利用登録を行い、システム利用率は平成 20 年度の 62%から平成 21 年度は 75%と大幅に増加し、利用者の事務負担軽減に関して大きく寄与したと考えられる。なお、平成 20 年度の掛金納付対象職員届の処理においては、延べ約 74 万人の在籍状況を確認しているが、電子届出システム利用者におけるエラー発生率は、紙媒体提出者に比べて 10 分の 1 以下に抑制することができている。この結果、利用者の事務負担を軽減するとともに、福祉医療機構における事務の効率化も図られ、業務コストもシステム導入前に比べ、約 38 百万円削減することができ、独立行政法人整理合理化計画の指摘に対し適切に対応していることが認められる。

また、退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間については、各種様式の簡略化、事務処理の改善、支給財源の確保、実務研修会での積極的な指導などに取組んだ結果、44.8 日となり、中期計画の目標値 75 日を大幅に上回る実績をあげ、前年度の平均処理期間と比較しても 16.9 日の短縮を実現している。

以上のように、電子届出システムの導入効果により、利用者の事務負担の大幅な軽減、福祉医療機構における事務の効率化の実現、退職手当金の給付までの日数の大幅短縮とプラスの相乗効果が見られ、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

⑧ 心身障害者扶養保険事業

当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成 19 年度の決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表していることを評価する。

また、心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うための基本ポートフォリオを外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の審議を経た上で策定（4 月）し、運用を実施したところである。

繰越欠損金（平成 19 年度末 489 億円）については、平成 20 年 4 月の制度改革により解消される見通しであったが、昨年 9 月のリーマン・ショックに端を発する急激な景気後退により、各資産ごとのベンチマーク収益率を概ね確保したものの、目標収益率を確保することができず、平成 20 年度末において 112 億円が解消に至っていない。繰越欠損金の解消については外的要因によるところが大きいが、当委員会としては、福祉医療機構においても繰越欠損金の解消について、さらなる努力をするよう求める。今後とも、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施していくことが望ましい。

なお、毎年度実施している財務状況の検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、速やかに厚生労働大臣に対しその旨申出を行うことを期待する。

⑨ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

当該事業においては、介護関係、医療関係、障害関係の情報を都道府県や国と連携を図り最新の情報を迅速に提供し、更には福祉医療政策の動向を踏まえ、療養病床転換や介護報酬改定に関する情報を収集・集約して、分かりやすく提供するなど利用者の利便性の向上が図られており、満足度指数は90.4%と中期計画の目標である90%以上を確保している。また、利用機関登録数は、福祉医療貸付事業の貸付先が提出する「事業報告書等」について、WAM NET基盤を活用した電子届出を活用できることとしたため、約1,500法人が利用機関登録を行うなど、年度計画の目標である68,000件を上回る69,754件を確保している。なお、ヒット件数(掲載情報への直接閲覧数)は、前年度(15,686万件)を約5,000万件上回る20,831万件と約1.3倍に増加し、利用者ニーズに十分対応していると評価できるが、アクセス件数は、年度計画の目標である1,400万件を若干下回る1,354万件であった。

業務・システム最適化計画に基づいたWAM NET事業のシステム刷新に向けては、次期システムの設計・開発業務についての経費の節減及び公平・透明性の確保のため、平成20年11月に一般競争入札(総合評価落札方式)を実施し、コストの削減、質の高い業務を実現可能な技術力のある業者の選定を行っている。

以上のように、一般競争入札によりコスト削減を図っていることについては評価できるが、依然として費用面での課題がある。

WAM NETは、医療福祉関係者、一般市民、学生など多くの利用者が活用しており、国民からの関心・期待も非常に高い事業である。今後は、より一層の費用削減の検討を行うとともに、本来業務に支障の生じない範囲において自己収入の確保に努めることを期待する。また、提供する情報の質の向上についても検討を進め、民間ではできない福祉医療機構ならではのコンテンツ及び機能の充実を図ることを期待する。

⑩ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

当該事業については、平成20年度から独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映し、当期末処分利益を確保している。

また、利用者の利便性に配慮するとともに、無理のない返済となるように配慮した貸付及び貸付後の返済方法などの返済条件の緩和等については、平成21年度の実施に向け厚生労働省等関係機関と協議検討を行っている。さらに、貸付制度の周知を図るとともに、生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、福祉医療機構

のホームページやリーフレット等による広報を実施していることが認められる。

以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

なお、今後、無理のない返済となるように配慮した貸付及び貸付後の返済方法などの返済条件の緩和等については、平成 21 年度に速やかに実施し、利用者の生活の安定を支援することを期待する。

⑪ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、貸付先の財務状況等の確認、保証機関の保証履行能力の評価、保証人の状況調査、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定、ローン保証会社の保証履行能力の把握、受託金融機関への指導強化等により、貸付先の状況に応じた債権保全策を実施し、貸付先の延滞を未然に防ぎ、債権の円滑な回収を図っていることが認められる。

また、解散等予定の住宅生協に対する福祉医療機構債権について全額回収とともに、ローン返済困窮者及び災害の被災者等に関して返済条件の変更措置を講じるなど、適時的確な債権回収を行っていることを評価する。

以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

なお、承継教育資金貸付けあっせん業務については、整理合理化計画に基づき、平成 20 年度から業務が休止されたところであるが、休止に当たっては、福祉医療機構のホームページに掲載し、円滑な業務休止が図られていると認められる。

(4) 財務内容の改善等について

平成 20 年度においては、全勘定において当期利益を確保している。なお、保険勘定における繰越欠損金については、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施していくことで、着実に解消を図っていくことに努めるべきであり、当該解消が困難であると判断するに至ったときは、速やかに厚生労働大臣に対しその旨申出を行うべきである。

また、一般管理費、人件費及び業務経費の節減については、平成 20 年度予算の縮減幅を上回る額を節減し、運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、予算額を上回る自己収入を確保し、独立行政法人整理合理化計画の指摘に適切に対応していることが認められる。

なお、財投機関債の発行については、I R（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（48 件）するとともに、市場環境に沿った適切な発行条件を設定することにより円滑な資金調達を行うことができたことを評価する。

さらに、保有資産の見直しについては、独立行政法人整理合理化計画の指摘に基づ

き適切に対応を図るとともに、その他の保有する資産についても利用状況等の確認を実施していることが認められる。

以上のように、運営費交付金以外の収入の確保、財投機関債の発行による資金調達及び保有資産の見直しが適正に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(5) その他業務運営に関する措置について

人事評価制度の適正な運用については、人事評価結果を昇給に適切に反映させる仕組みとするため、平成 20 年 4 月から新たな昇給制度（査定昇給制度）を導入し、人事評価結果に基づく処遇の推進しており、これにより職員の意識改革及び職員の士気の向上が図られていると認められる。また、人材の育成については、福祉・医療分野における第一線の専門家等を招いて 22 回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施していることを評価する。

さらに、人員に関する指標については、業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行うとともに、職員数の抑制を図った結果、平成 20 年度末の常勤職員数は 250 人、期初の常勤職員数の 83.6% となり、年度計画を達成していることを評価する。

以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(6) 「独立行政法人整理合理化計画」「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」

（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会）等への対応について

① 財務状況について

一般管理費、人件費及び業務経費の節減、財投機関債の発行については、上記(4)で評価したとおり、独立行政法人整理合理化計画等の指摘に対し適切に対応していることが認められる。

また、保険勘定における繰越欠損金については、平成 20 年 4 月の制度改正により解消される見通しであったが、平成 20 年度においては、急激な景気悪化等の影響により目標収益率を確保することができず、年度末において 112 億円の繰越欠損金が解消できなかった。その解消については、外的要因による影響が大きいが、今後は外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施していくことで着実に解消を図っていくべきであり、解消が困難であると判断するに至ったときは、速やかに厚生労働大臣に対しその旨申出を行うべきである。

② 保有資産の管理・運用等について

独立行政法人整理合理化計画で指摘された宿舎の売却については、平成 20 年度中に売却に係る入札を行っており、指摘に基づき適切に対応していることが認められる。しかし経済不況の影響を受け、不調に終わっているため、今後、宿舎売却の媒介業務の受託業者とも協議し、不動産マーケットの状況を勘案しつつ適切な売却を行うべきである。

また、公庫総合運動場についても既に共有法人と協議のうえ、福祉医療機構の持分を売却する方針を決定しており、指摘に基づき適切に対応していることが認められる。

③ 人件費管理について

平成 17 年度との比較で 14.6% の人件費を削減するとともに、福祉医療機構の給与水準の適切性に係る検証を実施し、その結果と今後講ずる措置を福祉医療機構のホームページ上で適切に公表しているなど、独立行政法人整理合理化計画の指摘に適切に対応していることについて評価する。

一方、在勤地が大都市圏であることや管理職比率が高いこと等といった定量的な理由に基づくものの、給与水準は国に比べて高くなっているのが現状である。

今後は、国の給与改定状況等を注視しつつ、管理職ポストの削減など必要に応じた措置を適宜講じることにより、ホームページに公表しているとおり、平成 24 年度における年齢・学歴差等を勘案した対国家公務員指数を概ね 100 ポイントとするよう努めるべきである。

④ 契約について

平成 19 年度に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、契約については原則一般競争入札等とし、件数割合で平成 18 年度では 71% であったものを平成 20 年度では 28% まで減少させており、独立行政法人整理合理化計画等の指摘に適切に対応していることが認められる。また、契約に係る規程類については、平成 20 年 4 月に国の基準に準拠し規程が改正され、適切に整備されており評価する。

平成 21 年度末で随意契約見直し計画を達成することが見込まれており、その実施を期待する。

⑤ 内部統制について

QMS 内部監査により継続的に業務改善活動を推進していること、信用リスクモデル分析を実施し、そのモデルの精度や活用性の向上を図っていること、個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策のため、全職員に職員研修を実施していること等から、業務におけるリスク管理の充実を図っていることを評価する。

今後も経営の健全性を高めていくためには、内部統制・リスク管理の有効性が確

保される体制の一層の整備に努めることが必要である。

⑥ 関連法人について

関連法人との取引内容、取引の妥当性等について、監事及び会計監査人による監査を厳格化していることに加え、再就職や取引等の情報開示の状況を監査でチェックしていることが認められ、独立行政法人整理合理化計画等での指摘に対応していると評価する。

⑦ 中期目標期間終了時の見直しを前提にした取組について

平成 20 年度の業務実績において計画の達成に至らなかつた福祉医療貸付事業におけるリスク管理債権比率については、昨今の福祉施設、医療施設の経営環境の著しい悪化に加え、100 年に一度といわれる経済情勢の悪化により、目標に達することはできなかつた。今後、貸付先のフォローアップを強化する等、リスク管理債権比率の抑制を図るために一層取組み、目標値の達成に向けてさらに努力を求める。

⑧ 業務改善のための役職員のイニシアティブ等について

平成 20 年度には、経営理念が策定され、職員間の目標の統一・共有化が図られている。また、組織横断的な取組みとして、リスク管理債権発生要因解析作業チームや 4 つのプロジェクトチームを立ち上げ、業務間の連携強化が図られている。

また、平成 19 年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動を活性化するとともに、職員の意識改革・意欲向上を実現しており、業務改善のための役職員のイニシアティブ等の発揮について積極的に取り組んでいると評価する。

⑨ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事の行った財務諸表の検討点及び業務運営上の検討点について説明を受け、これら検討点も踏まえて、各評価項目について評価を行った。

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第二期中期目標期間においては、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、総合力の発揮を目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めた。
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制を継続的に見直すこと。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1) 第1期中期計画に引き続き、事務・事業の合理化・効率化のため、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図る。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 【組織のスリム化等】#1 ○ 平成20年4月に次のとおり組織改正を行った。 a 業務運営体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療経営指導業務の充実強化を図るため、平成20年4月より経営指導課と調査室を統合・再編し、経営支援室（室長は次長ポスト：医療貸付部次長を振替）を新設 b 組織のスリム化（課長ポスト△4名） <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療貸付業務の融資相談から貸付審査までを一貫して同じ課で行うことにより顧客サービスの向上を図るため、医療貸付部融資相談室及び大阪支店融資相談課を廃止し、融資相談業務を福祉審査課及び医療審査課に移管（課長ポスト△2名） ・ 情報システムを一元管理し、業務の効率化を図るため、情報事業部情報企画課と情報システム課の統合・再編（課長ポスト△1名） ・ 平成20年度からの承継教育資金貸付けあっせん業務の休止に伴う調査役の廃止（課長ポスト△1名） <p style="text-align: right;"><添付資料：1></p> ○ 独立行政法人の組織・業務の見直し（平成18年12月行革推進本部決定）並びに独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定）の趣旨を踏まえ、業務量に応じた効率的かつ効果的な業務運営を行うための平成21年4月に向けた組織体制等を検討した。 [業務運営体制の整備及び組織のスリム化] <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査の公正性・中立性・透明性を高めるため、平成21年4月より監査課を総務部所属から理事長直属の監査室に再編（上席検査役は課長ポスト：監査課長を振替） ・ 福祉医療貸付の個別法的措置案件、長期延滞案件に係る業務を強化するため、調査役（調査役は課長ポスト：収納課長を振替）を新設 ・ 福祉医療貸付の債権管理業務の効率化を図るため、収納課を管理課に統合するとともに、リスク管理債権に係る業務を債権課に一元化 ・ 基金助成審査業務を一元化し、業務の効率化を図るため、計画課と振興課を統合・再編し、基金支援課を新設（課長ポスト△1名）

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者が目指す方向性及び業務運営にあたっての心構えを明確化するため、「経営理念」を策定した。これにより、中期目標・中期計画を実現していくための方向性が明確になり、職員の一体感が高まった。 また、「経営理念」の具体化に向けての取り組みとして、平成21年4月より「民間活動応援本部」を立ち上げることを検討した。 <p style="text-align: right;"><添付資料：2・3></p>
(2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。	(2) トップマネジメント機能が有効に發揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。		<p>【経営企画会議等の運営】#2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度においては、経営企画会議を14回開催し、福祉医療機構経営理念の策定、第1期中期計画の業績評価の検討、リスク管理債権の発生要因の分析・検証、広報のあり方に関する検討、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証を実施したほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視を行った。 <p style="text-align: right;"><添付資料：4></p>
(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。	(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。		<p>【業務間の連携強化】#3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度におけるリスク管理債権増加要因の分析等のために、経営支援室及び貸付関係部職員をメンバーとした横断的な「リスク管理債権発生要因解析作業チーム」を結成し、「リスク管理債権の増加要因分析」を行い、その結果を踏まえ「貸付・管理・経営支援連絡会議」において、リスク管理債権の未然防止策の検討を行い実行した。 ※ 貸付先68件（福祉貸付27件、医療貸付41件）を分析 ○ 債権管理部門において、リスク管理債権を抑制する観点から必要な分析等を行い、貸付関係部への情報提供等をするとともに、経営支援室と連携強化する仕組みを構築した。 ○ 退職手当共済事業の業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）が開催する共済契約者向けの実務研修会の開催に合わせて、WAMNET操作説明会を開催し、退職手当共済の電子届出システムについてパソコンを用いて操作の説明を行った。 ○ 経営基盤刷新プロジェクトチームを立ち上げ、経営基盤強化のための基礎的調査研究に着手するとともに、専門家との交流等を行い経営基盤の強化を図った。 ○ 民間活動支援強化プロジェクトチームを立ち上げ、職員の専門性の向上や専門スタッフの育成し、民間福祉活動の支援強化を図った。 ○ 経営支援強化プロジェクトチームを立ち上げ、リスク管理債権の発生防止に向けたフォローや収支予想のためのデータ整理を行った。 ○ 広報戦略プロジェクトチームを立ち上げ、経営理念を踏まえ、機構として発信する情報の整理・検討を行うために、広報の効率性や横断的取組みを行った。 <p style="text-align: right;"><添付資料：5></p>

評価の視点等	自己評定	A	評価項目1	評定	A
		<p>平成20年10月に経営理念を策定し、福祉医療機構の目指す方向性を明確にするとともに、職員間の目標の統一・共有化を実現し、組織力の向上が図られた。</p> <p>業務運営体制については、福祉医療経営指導業務の充実強化を図るために経営支援室を新設するとともに、業務の実態を踏まえつつ組織の見直し及びスリム化（課長ポスト▲4）を図り、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進した。</p> <p>また、トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議等を積極的に開催し、経営理念の策定などの重要案件に対し迅速的確に経営判断したほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を行うことができた。</p> <p>さらに、リスク管理債権発生要因解析作業チームや4つのプロジェクトチームを立ち上げ、機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化し効率的な運営を実施した。</p>	<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>経営理念の策定により、職員間の目標の統一・共有化が図られ、組織力の向上に繋がっていることが認められる。</p> <p>また、トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を積極的に開催し、重要案件に迅速的確に経営判断したほか、リスク管理債権発生要因解析作業チームや4つのプロジェクトチームの立ち上げ等、組織横断的な取組みを整備し、業務間の連携強化が図られている。</p> <p>さらに、福祉医療の経営指導業務の充実強化を図るために経営支援室を新設するとともに、業務の実態を踏まえつつ課長ポストを4つ削減するなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進している。</p> <p>以上のように、法人全体の業務運営の改善に関する措置については、国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な見直しを行っており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>		
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。 ○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度の組織改正において、福祉医療経営指導業務の充実強化を図るため、経営指導課と調査室を統合・再編し、経営支援室を新設するとともに、業務の実態を踏まえつつ組織の見直し及びスリム化（課長ポスト▲4）を図り、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進した。 ※ 業務実績P1【組織のスリム化等】#1参照 ・ 平成21年4月に向けた組織見直しを検討し、監査の公正性・中立性・透明性を高めるため、監査課を総務部所属から理事長直属の監査室に再編するとともに、業務の実態を踏まえつつ組織の見直し及びスリム化（課長ポスト▲1）を図ることとした。 ※ 業務実績P1【組織のスリム化等】#1参照 ・ 経営理念の策定により、福祉医療機構の目指す方向性を明確にするとともに、職員間の目標の統一・共有化を実現し、組織力の向上を図った。 ※ 業務実績P1【組織のスリム化等】#1参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議等を積極的に開催し、経営理念の策定などの重要案件に対し迅速的確に経営判断したほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を行った。 ※ 業務実績P2【経営企画会議等の運営】#2参照 	<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員全体に経営理念の共有化が浸透し、組織の一体化に向けた努力がなされている。 ○ 課長ポスト4ポスト（業務休止によるものを除くと3ポスト）を削減し、組織のスリム化に取り組んでいる。 ○ 福祉医療の経営指導業務を統合・再編し、経営支援室を新設するなどメリハリある改善が行われている。 ○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議の開催、リスク管理債権発生要因解析作業チーム及び4つのプロジェクトを立ち上げ、業務運営の効率化に沿った取組みが行われている。 			

<p>○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。</p> <p>■ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理債権発生要因解析作業チームや4つのプロジェクトチームを立ち上げ、機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化し効率的な運営を実施した。 ※ 業務実績P2【業務間の連携強化】#3参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人業務に対する国民のニーズを把握して業務改善を図る取組、または、職員の積極的な貢献を促すための取組については、次のとおり実施している。 <ol style="list-style-type: none"> ① 平成20年10月に経営理念を策定し、国民の皆様へ発信することにより、当機構の目指す方向性を明確に示し、また、職員間の目標の統一・共有化が図られ組織力の向上を実現している。 ② 経営理念の具体化策の一つとして、理事長以下の役職員をお客さまを直接訪問し、当機構の融資先、助成先の法人が事業を順調に実行しているかを確認するとともに、現地の責任者、指導者等のトップがどのような問題意識を持ち、どのような支援を望んでいるのかといった生の声を聞くことにより、今後の当機構のあり方、存在意義、必要性を確立していく中で活用することとしている。 ③ 各事業において、アンケート調査等を通じて顧客満足度調査を実施し、国民のニーズの把握に努めるとともに、調査結果に基づき業務の継続的な改善を図ることとしている。 ④ QMSの運用の効率化、有効性の向上を図り、業務上の課題、顧客からのニーズ等に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行い、効率的かつ効果的な業務運営を実施している。 ⑤ 各事業部門は中期計画と連携して平成20年度の業務目標を定めるとともに、人事評価制度を活用して各職員の個人目標として展開している。これらの組織目標及び個人目標の進行管理については、QMS及び人事評価制度に基づき適切に実施している。 ⑥ 人事評価結果に基づく待遇への反映にあたっては、給与においても人事評価結果による格差を設け、成果をあげた職員の能力や実績の評価を明確にすることにより、職員が高い士気を持って職務に励むことが可能となった。 ⑦ 担当業務に必要な知識・技術の習得等を目的として各種研修（OJT・Off-JT）を実施するとともに、各業務の特性に応じて、より専門性の高い職員の育成を目指している。 ⑧ 平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動を活性化するとともに、職員の意識改革・意欲向上を実現している。 	
--	---	--

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実態に応じた業務管理手法の確立・定着を図るとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図ること。</p>	<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 (1) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。</p> <p>また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図るとともに、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図る。</p>	<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 (1) 第1期中期計画において構築したISO9001に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）の運用の効率化、有効性の向上を図るために、次の取組を行う。 ① 繼続的な業務の質の向上・業務改善を推進するための業務管理の仕組みであるISO9001の認証更新 ② QMS文書体系の再構築 ③ 業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理</p> <p>また、平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動の活性化を図る。</p> <p>さらに、業務管理手法の充実を図るために、機構のセグメント情報等を活用の上、業務活動単位ごとのコスト分析の実施に向けて検討する。</p>	<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 【品質マネジメントシステムの運用】#4</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ISO継続認証 平成19年度に受審した更新審査により、ISO9001の認証を更新した。また、認証機関によるサーバイランス（定期審査）に併せ、ISO9001：2008（平成20年12月発行の新規格）への移行審査を受審し、移行登録を完了した。 ○ QMS文書のスリム化 QMS運営の効率化の観点から、QMS文書の改訂（業務フローの簡素化等）を行った。 ○ QMS内部監査の実施 QMSが効果的に実施・維持されているかを確認するため、全部署を対象に内部監査を実施し（6月～9月）、是正・予防処置の充実、事務リスクの抽出等業務改善に資する提案等を実施した。 <p><添付資料：6></p> <p>【業務改善活動の活性化】#5</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改善アイデアの募集を行い（応募総数38件）、優良提案の選定、提案実現に向けての取組を行った。 <p><添付資料：7></p> <p>【業務管理手法の改善等】#6</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度実績に基づく、業務活動単位での費用（人件費）対効果分析（コストの分析）を行うとともに、実現可能な手法の検討を実施した。 <p>【ALMシステムの活用及び信用リスクモデル分析の実施】#7</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度決算に基づく分析の実施及び信用リスクモデルの精度向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度財務諸表等に基づき、ALM分析（マチュリティラダー、デュレーションギャップ）を実施した。 ・ 福祉貸付、医療貸付別にリスク管理債権比率推計モデルを構築し、複数のシナリオに基づきリスク管理債権比率の推計を実施した。また、リスク管理債権データベースの整備によりモデルの精度、活用性の向上を実施した。 ・ リスク管理債権遷移データ（平成18～19年度実績）に基づき、クレジットスプレッドにつき試算を実施した。 ・ 財投機関債発行に資するALM分析を実施した。
	<p>(2) 福祉貸付事業及び医療貸付事業においては、ALM（資産負債管理）システムなどを活用して、金利リスクなどの抑制に努める。</p>	<p>(2) ALM（資産負債管理）システムを活用して、貸付事業に係る財務構造の状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分析を行うとともに、信用リスクモデル分析を実施し、モデルの精度向上に努める。</p>	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 0 年 度 計 画	2 0 年 度 業 務 実 繢
	(3) 個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護を徹底するとともに、情報セキュリティ対策の充実を図る。	(3) 情報資産の安全確保等の観点から、「政府機関の情報セキュリティ対策の強化に関する基本方針」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を踏まえ、更なる強化を図る。 また、職員が保有個人情報の取扱いについて理解を深め、適切に管理できるようにするために、職員に対し必要な研修等を行う。	【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】#8 ○ 平成20年7月に個人情報保護及び情報セキュリティに関する職員の意識、行動等についてアンケートを実施した。さらに、当該アンケート結果を踏まえ、個人情報保護・情報セキュリティに関する職員研修を全職員に対して実施し、個人情報保護・情報セキュリティの重要性について注意喚起を行った。 ○ 個人情報管理作業チームを設け、各部における個人情報の保有状況等について調査を実施した。 ○ 情報資産の安全確保等の観点から「政府機関の情報セキュリティ対策の強化に関する基本方針」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第3版）」を踏まえた強化策を取りまとめ、情報セキュリティ対策基準及び実施手順の見直しを行い、情報セキュリティの強化を図った。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目2	評定	A
	<p>ISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用の効率化及び有効性の向上を図り、QMS内部監査の実施により事務リスクの抽出等業務改善に資する提案を行う等、継続的に業務の質の向上・業務改善を推進した。</p> <p>また、情報資産の安全確保等の観点から「政府機関の情報セキュリティ対策の強化に関する基本方針」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第3版）」を踏まえた強化策を取りまとめ、情報セキュリティ対策基準及び実施手順の見直しを行うとともに、情報セキュリティに関する職員研修を全職員に対して実施し、個人情報保護・情報セキュリティの重要性について注意喚起を行うことにより更なる情報セキュリティ対策の強化を図ることができた。</p>		(委員会としての評定理由) ISO9001に基づく品質マネジメントシステムについては、業務フローの簡素化を図るなど、認証登録機関から十分な評価を受けている。また、職員の業務改善活動を奨励するための改善アイデア提案制度を推進し、職員の意識改革・意欲向上が図られている。 さらに、ALM（資産負債管理）システムを活用し、貸付事業に係る財務構造を定期的に把握している。また、個人情報保護・情報セキュリティ対策の充実が図られている。 以上のように、業務管理（リスク管理）の充実については、法人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図っており、中期計画を上回る実績を上げていると評価する。 今後とも更なる業務改善活動の活性化を期待する。		
[評価の視点] <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。 ○ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。 ○ 業務管理手法をどのように改善し、業務管理の充実を図っているか。 ○ ALMシステムを適切に活用するなど、金利リスク等の抑制に努めているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ QMSの運用等を通じ、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図った。QMS内部監査において、必要な提案等を実施した。併せて、各部における業務改善の推進等に向けた、積極的取組を確認した。 <p>認証登録機関による定期審査（サーバイランス）において、「当組織のQMSは十分に確立されていた」との報告を受けた。</p> <p>※ 業務実績P5【品質マネジメントシステムの運用】#4参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改善アイデア提案制度の運用を通じ、職員より寄せられた業務改善提案につき、実現の検討を行った。 <p>※ 業務実績P5【業務改善活動の活性化】#5参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度実績に基づく、業務活動単位での費用（人件費）対効果分析（コストの分析）を行うとともに、実現可能な手法の検討を実施した。 <p>※ 業務実績P5【業務管理手法の改善等】#6参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度財務諸表等に基づき、マチュリティラダー、デュレーションギャップを算出した。 <p>信用リスク分析を目的に、リスク管理債権比率推計モデルの精度、活性化を向上に資する、リスク管理債権データベースの整備を進め、当該データを活用し、クレジットスプレッドにつき試算を実施した。</p> <p>※ 業務実績P5【ALMシステムの活用及び信用リスクモデル分析の実施】#7参照</p>	<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ISO9001の認証を更新した。 ○ ISOに基づくQMS運営の効率化を図るため、業務フローの簡素化を図るなど、認証登録機関から「十分に確立」と評価されている。 ○ 職員の業務改善活動を奨励するため、改善アイデアを募集し、38件の応募があり、活動が活発化している。 ○ リスク管理債権比率が上昇しているものの、診療報酬改正の影響や景況によるところが大きい。機構の社会的意義を考えれば、この比率が低い方が問題。ALM分析でも問題がなく、現状レベルは適切であると思料する。 ○ 各種リスク管理に努力し、年度計画に見合った実績と認められる。 <p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 品質マネジメントシステムの構築や職員研修等の活動は評価できるがそのエビデンスについて具体的に示されたい。 ○ 業務改善活動の活性化について、さらなる努力を期待する。 			

- 個人情報を適切に管理しているか。
- 情報セキュリティ対策の充実を図っているか。

■ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関する法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）

実績：○

- ・ 個人情報保護及び情報セキュリティに関する職員の意識、行動等についてのアンケートを実施し、当該アンケート結果を踏まえ、個人情報保護・情報セキュリティに関する職員研修を全職員に対して実施することにより個人情報保護・情報セキュリティの重要性について注意喚起を行った。
※ 業務実績P6【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】#8参照
- ・ 個人情報管理作業チームを設け、各部における個人情報の保有状況等について調査を実施した。
※ 業務実績P6【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】#8参照

実績：○

- 1 当機構における内部統制に係る取組状況については以下のとおりであり、内部統制の強化に努めている。
 - ① 目標管理による人事評価制度の導入及びその勤務成績を給与等に反映することによる業務遂行へのインセンティブの向上
 - ② 「経営理念」を策定し、経営方針を明確化するとともに経営企画会議及び電子掲示板等において全役職員に周知を実施。
 - ③ 経営者が出席する役員会、経営企画会議、幹部会等による内部統制の実施
 - ④ 品質マネジメントシステム（QMS）に基づく業務運営の実施
 - ⑤ 内部監査（監査課内部検査・QMS内部監査）の実施
 - ⑥ 外部監査（会計監査法人・QMS外部監査）の実施
 - ⑦ 監事監査の実施
- 2 また、役職員倫理規程、個人情報管理規程及び情報セキュリティポリシー等の規定を整備した上で、職員研修を行い、コンプライアンス意識の定着化に努めている。

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
第3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置
1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図ること。 <ul style="list-style-type: none">・ 福祉医療貸付事業・ 福祉保健医療情報サービス事業・ 退職手当共済事業・ 年金担保貸付事業・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図る。 <ul style="list-style-type: none">・ 福祉医療貸付事業・ 福祉保健医療情報サービス事業・ 退職手当共済事業・ 年金担保貸付事業・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、システム効率化、運用保守コストの削減、外部委託業務の適正管理及び業務の効率化を図る。 <ul style="list-style-type: none">① 福祉保健医療情報サービス事業の業務・システム効率化及び運用保守コストの削減を図るために、システム刷新に着手する。② 退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務の外部委託業務の適正な管理を行うために、システム運用保守業務と入力作業等の委託業務の分割調達に着手する。③ 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の業務の効率化及び合理化を図るために、電子申請届出の推進を図る。	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】#9 <ul style="list-style-type: none">○ 福祉保健医療情報サービス事業のシステム刷新に向け、次期システムの設計・開発業務については、調達における公平・透明性確保及び経費の節減に向けて実施した調査・分析結果を踏まえ、作成した調達仕様書をもって、平成20年11月に一般競争入札（総合評価落札方式）を実施することにより、質の高い業務を実現可能な技術力のある業者を選定し、あわせてコストの削減を図った。○ 退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る情報システムについては、「ホスティング及びシステム運用保守等業務」と「データ作成等業務」とに分離し、また、サービス内容、品質等を明確にしたサービスレベル契約（SLA）を前提として、平成20年12月に一般競争入札により委託事業者を選定した。 なお、委託事業者が変更となった情報システムについては、委託業務が円滑に移行されるよう実施手順書等の確認を実施した。○ 機構業務の効率的実施を推進するため、WAM NET基盤を活用した福祉医療貸付事業の貸付先が提出する事業報告書等の電子報告システムを平成20年5月に構築し、平成20年7月から運用を開始した。○ 退職手当共済電子届出システムに、利用者のさらなる利便性向上のため、被共済職員の退職にかかる電子届出機能を平成21年3月に追加し、平成21年4月から運用を開始することとした。また、被共済職員の加入にかかる電子届出機能について、平成21年10月からの導入に向けて、準備を行った。 <p style="text-align: right;"><添付資料：8></p>
(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。	(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても継続的な改善を推進する。	(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外のシステムについても効率化に向けて計画的なシステム改修及び機器・ソフトの導入等を行う。	【システムの改善】#10 <ul style="list-style-type: none">○ 機構業務の効率的実施を推進するため、平成20年4月からWAM NET基盤を活用した長寿・子育て・障害者基金事業に係る助成金の電子申請等システムの助成金交付申請機能（第一次開発分）及び電子図書館機能の運用を開始した。 さらに、助成金交付要望書機能（第二次開発分）についても、平成20年9月の受付開始に合わせて運用を開始した。

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営指導事業の高度化を図るため、平成20年9月に医療貸付事業報告システム等の改修を行った。 ○ 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、更新を予定しているりん議・決裁システム及び法人文書ファイル管理システム等に係るパッケージソフトについて情報収集を行うとともに、平成20年9月に情報事業者に対し行った資料招請の結果を踏まえ、システムの調達方法を決定した。 ○ 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、平成20年度にソフトウェア等保守期間切れを迎えてるサーバ及びパソコン等について一般競争入札により調達し、平成21年3月に機器更新を行った。 ○ 福祉医療貸付事業に係る直接貸付先の利便性向上を図るため、平成21年度から約定元利金の返済方法に新たに預金口座振替方式（銀行引き落し）を導入することとし、福祉医療貸付事業に係る情報システムの改修を実施した。 ○ 業務の効率化を図るため、承継年金住宅融資等管理回収業務等に係る情報システムの機能改善を実施した。
(3) 情報化の進展による諸環境の変化に対応できるように、情報管理担当部署の専門性の向上を図るとともに、業務上必要となる職員のIT技能の習得を推進すること。	(3) 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心とし、情報化推進体制の強化を図るとともに、情報システムの運用管理体制の向上を図るため、機構の情報化推進を担うIT技術に精通した人材の育成を図る。	(3) 業務の一層の効率化及び利用者の利便性の向上等を図るため、情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心として、情報化推進体制の強化を図るとともに、IT技術に精通した人材を育成するための研修プログラムを改善し、プログラムに基づき研修を受講する。	<p>【情報化推進体制の強化等】#11</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報化統括責任者（CIO）を中心として、情報化統括責任者（CIO）補佐官よりIT動向等を踏まえた支援、助言を受けて、福祉保健医療情報ネットワークシステムの設計・開発業者について総合評価落札方式による調達を実施するなど業務・システム最適化計画を適正に実施するとともに、情報システムに係る委託契約内容等の適正化を図った。 <p>【IT技能の習得】#12</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報化の推進及び情報システムの運用管理の向上を図るため、QMSの教育訓練手順書に基づき、外部研修を受講した。（受講回数：32回） ○ 機構内の情報システムに係る課題を検討するワークショップを開催し、自主的な取り組みの中でIT技術に精通した人材の育成を図った。（開催回数：14回） ○ 情報化の推進及び情報システムの運用管理の向上と機構の情報化推進を担うIT技術に精通した人材の育成を図るためにシステム構築プロセスを文書化した。
	(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を計画的に実施する。	(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図るため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署による職員研修等を計画的に実施する。	<p>【職員研修の実施】#13</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図るため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署による職員研修を実施した。（開催回数：44回、参加者数：605人）

評価の視点等	自己評定	A	評価項目3	評定	A
	<p>業務・システム最適化計画については、情報化統括責任者（CIO）を中心として、情報化統括責任者（CIO）補佐官よりIT動向等を踏まえた支援、助言を受けて、福祉保健医療情報ネットワークシステムの設計・開発業者について、調達における公平・透明性確保及び経費の節減に向けて実施した調査・分析結果を踏まえ作成した調達仕様書をもって、総合評価落札方式による調達を実施することにより、質の高い業務を実現可能な技術力のある業者を選定でき、併せてコストの削減を図ることができた。また、情報システムに係る委託契約内容等の適正化を図ることができた。</p> <p>また、情報化の推進及び情報システムの運用管理の向上を図るために、外部研修を32回受講するとともに、各業務の特性に応じて、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署による職員研修を44回実施し、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図ることができた。</p>		<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>業務・システム最適化計画に基づきシステムの効率化、外部委託業務の適正管理など業務・システムの効率化を着実に進めるとともに、情報化の推進及び情報システムの運用管理の向上を図るために、外部研修受講32回、職員研修44回開催するなどIT技術に精通した人材育成に積極的に取り組んでいる。</p> <p>以上のように、業務システムの効率化と情報の推進については、業務・システム最適化計画の着実な推進によりコスト削減を達成するなど、中期計画を上回る実績を上げていると評価する。</p>	<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ WAMNET事業について課題が残るが、前年度と比べて改善されている。 ○ WAMNET事業のシステム刷新に向け、設計・開発業務に係る一般競争入札を実施している。 ○ IT技術に精通した人材育成を図るために、外部研修32回、ワークショップ14回、職員研修44回（延べ参加者約600人）と積極的に取り組んでいる。 ○ サービスレベル契約など新たな仕組みを導入し、積極的に業務・システム効率化に取り組んでいる。 ○ 各細目とも中期計画どおり順調に実績が推移し、職員教育等についても計画どおり実施されている。 	
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務・システムの最適化計画に基づき、経費の節減及び随意契約の見直し等を図っているか。 ○ 業務の実施を効率的・安定的に支援するために、システム等の継続的な改善に努めているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務・システム最適化対象システムについては、応札事業者が公平な見積りができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細なシステム要件を設定するとともに、高い技術力の提供が可能な受託条件等の設定や安定したシステムの質を確保するためにサービスレベルを設定し、さらに運用コスト節減のための分離調達を実施できるよう調達仕様書を作成した。 ※ 業務実績P9【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】#9参照 ・ 上記により、質の高い業務を実現可能な技術力のある業者を選定でき、あわせて情報システムの開発コストの大幅な節減や今後の運用コストの縮減を図ることができた。 ※ 業務実績P9【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】#9参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療貸付事業に係る直接貸付先の利便性向上を図るために、約定元利金の預金口座振替方式（銀行引き落し）導入に伴う福祉医療貸付事業に係る情報システムの改修を実施するとともに業務の効率化を図るために、承継年金住宅融資等管理回収業務等に係る情報システムの機能改善を実施した。 ※ 業務実績P9【システムの改善】#10参照 ・ 長寿・子育て・障害者基金事業助成金の電子申請等システムに係る運用開始及びサーバ及びパソコン等の機器更新等を行った。 		<p>（その他の意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ WAMNET事業のコストと成果の比率は適切か。 ○ 職員関与によるコスト削減、効率化が可能ではないか。 ○ WAMNET事業は重要な事業ではあるが、6.79億円の運用経費が必要であり、民間への委譲の可能性はないか。 ○ 業務・システム最適化計画の速やかな実施を図るべき。 		

	<p>※ 業務実績P9【システムの改善】#10参照</p> <p>○ 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心とした専門性の高い情報化推進体制の強化を図っているか。</p> <p>○ IT技術に精通した人材の育成を計画的に実施しているか。</p> <p>○ 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。</p>	
	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心として、情報システム委員会を開催するとともに、業務・システム最適化計画の実施、情報セキュリティ対策の強化及び一般競争入札による情報システム調達などの課題に適切に対応した。 <p>※ 業務実績P10【情報化推進体制の強化等】#11参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化推進計画及びQMSの教育訓練手順書に基づき外部研修を受講した。 <p>※ 業務実績P10【IT技能の習得】#12参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化推進計画に基づき、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署による職員研修を計画的に実施した。 <p>※ 業務実績P10【職員研修の実施】#13参照</p>	

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績																																																														
2 経費の節減 (1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。	2 経費の節減 (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。	2 経費の節減 (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。	2 経費の節減 【業務の外部委託の活用】#14 ○ 債権管理及び経営指標作成における機構貸付先事業報告書の決算データ等入力作業において、外部委託を活用した。 ○ 長寿・子育て・障害者基金事業における平成19年度の特別分・地方分助成事業にかかる完了報告書の処理について、迅速化を図るため、事務の一部（提出書類の点検、検算及び要望書のコピー）を外部委託した。																																																														
(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。	(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。	(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。	【随意契約の適正化】#15 ○ 「随意契約見直し計画」に基づく取組状況については、以下のとおり。 また、取組状況については、平成20年7月、機構ホームページに「平成19年度における随意契約見直し計画のフォローアップ」として公表を行った。 (単位：件、億円)																																																														
② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成18年度実績 (参考)</th> <th colspan="2">平成19年度実績</th> <th colspan="2">平成20年度実績</th> <th colspan="2">見直し計画 (参考)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(27.6%) 21</td> <td>(9.0%) 2.8</td> <td>(42.1%) 40</td> <td>(16.7%) 5.0</td> <td>(47.4%) 37</td> <td>(34.3%) 15.8</td> <td>(32.9%) 25</td> <td>(14.1%) 4.3</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>(1.3%) 1</td> <td>(1.2%) 0.4</td> <td>(5.3%) 5</td> <td>(2.6%) 0.8</td> <td>(24.4%) 19</td> <td>(11.7%) 5.4</td> <td>(59.2%) 45</td> <td>(84.2%) 25.8</td> </tr> <tr> <td>競争性のある契約 (小計)</td> <td>(28.9%) 22</td> <td>(10.2%) 3.1</td> <td>(47.4%) 45</td> <td>(19.3%) 5.8</td> <td>(71.8%) 56</td> <td>(46.0%) 21.1</td> <td>(92.1%) 70</td> <td>(98.3%) 30.1</td> </tr> <tr> <td>競争性のない 随意契約</td> <td>(71.1%) 54</td> <td>(89.8%) 27.5</td> <td>(52.6%) 50</td> <td>(80.7%) 24.4</td> <td>(28.2%) 22</td> <td>(54.0%) 24.8</td> <td>(7.9%) 6</td> <td>(1.7%) 0.5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(100%) 76</td> <td>(100%) 30.6</td> <td>(100%) 95</td> <td>(100%) 30.2</td> <td>(100%) 78</td> <td>(100%) 46.0</td> <td>(100%) 76</td> <td>(100%) 30.6</td> </tr> </tbody> </table> <p><添付資料：9></p> <ul style="list-style-type: none"> 企画競争・公募を行う場合は、競争性や透明性が十分確保できるよう、一般競争に準じ最低10日間の公示期間を確保のうえホームページ上で公示を行い、企画競争については、契約審査会において契約方式や企画書等の評価結果の妥当性について審査を行った。 また、更に競争性及び透明性を確保する観点から、企画競争及び公募に係る「調達マニュアル」の整備を行った。 契約に係る第三者による監視強化の観点から、契約審査会にオブザーバーとして監事の出席が可能となるよう同審査会運営要領の改正を行い、監事のチェックを受けた。 	区分	平成18年度実績 (参考)		平成19年度実績		平成20年度実績		見直し計画 (参考)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(27.6%) 21	(9.0%) 2.8	(42.1%) 40	(16.7%) 5.0	(47.4%) 37	(34.3%) 15.8	(32.9%) 25	(14.1%) 4.3	企画競争・公募	(1.3%) 1	(1.2%) 0.4	(5.3%) 5	(2.6%) 0.8	(24.4%) 19	(11.7%) 5.4	(59.2%) 45	(84.2%) 25.8	競争性のある契約 (小計)	(28.9%) 22	(10.2%) 3.1	(47.4%) 45	(19.3%) 5.8	(71.8%) 56	(46.0%) 21.1	(92.1%) 70	(98.3%) 30.1	競争性のない 随意契約	(71.1%) 54	(89.8%) 27.5	(52.6%) 50	(80.7%) 24.4	(28.2%) 22	(54.0%) 24.8	(7.9%) 6	(1.7%) 0.5	合計	(100%) 76	(100%) 30.6	(100%) 95	(100%) 30.2	(100%) 78	(100%) 46.0	(100%) 76	(100%) 30.6
区分	平成18年度実績 (参考)		平成19年度実績		平成20年度実績		見直し計画 (参考)																																																										
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																									
競争入札等	(27.6%) 21	(9.0%) 2.8	(42.1%) 40	(16.7%) 5.0	(47.4%) 37	(34.3%) 15.8	(32.9%) 25	(14.1%) 4.3																																																									
企画競争・公募	(1.3%) 1	(1.2%) 0.4	(5.3%) 5	(2.6%) 0.8	(24.4%) 19	(11.7%) 5.4	(59.2%) 45	(84.2%) 25.8																																																									
競争性のある契約 (小計)	(28.9%) 22	(10.2%) 3.1	(47.4%) 45	(19.3%) 5.8	(71.8%) 56	(46.0%) 21.1	(92.1%) 70	(98.3%) 30.1																																																									
競争性のない 随意契約	(71.1%) 54	(89.8%) 27.5	(52.6%) 50	(80.7%) 24.4	(28.2%) 22	(54.0%) 24.8	(7.9%) 6	(1.7%) 0.5																																																									
合計	(100%) 76	(100%) 30.6	(100%) 95	(100%) 30.2	(100%) 78	(100%) 46.0	(100%) 76	(100%) 30.6																																																									

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績												
と。			<p>また、整理合理化計画に示された入札・契約の状況に関して、各契約方式（一般競争、企画競争、公募及び隨契）の実施状況及び隨意契約見直し計画の進捗状況等について監事の監査を受けた。 (参考) 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）等において、独立行政法人の隨意契約に関する「会計監査人の監査において厳正な（又は徹底的な）チェック」の要請がなされたことに対し、日本公認会計士協会より、平成20年2月13日付「独立行政法人の隨意契約について」において「監査法人は、財務諸表監査の枠内で実施できることについて既に厳正に対応しているところであり、入札・契約のそもそもの適正性や法人運営における資金の無駄遣いについて、直接的に会計監査チェックや判断をすることは、財務諸表監査の性質から範囲を超えるものである」との見解が示された。</p>												
(3)一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。	(3)毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進する。	(3)業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進する。	<p>【業務方法の改善等による事務効率化】#16</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業報告書電子報告システムの導入により、決算等の機構貸付先事業報告書データの電子送信の試行を行った。（平成20年6月から実施） ○ 回収業務における事務効率化を進めるため、口座振替導入の準備（契約金融機関対応、関係部署との調整など）を行った。（平成21年4月から実施） ○ 利用者負担の軽減の観点から、融資の申込書類に関する不備・不足調査に基づく改訂や契約に関する事務手続き、関係書類の再評価を行い、簡素化などにより効率化を図った。（平成20年4月から実施） ○ 事業報告書電子報告システムに連動可能な、「経営参考指標」作成システムを稼働した。（平成20年6月から実施） 												
人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（た	(4)一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。	(4)一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、効率的な利用に努める。	<p>【一般管理費等の節減】#17</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度においては、平成19年度予算と比べて3.1%縮減した予算を策定し、節減に取り組んでいる。 <p style="text-align: right;">(単位：百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>平成19年度 (予算)</th><th>平成20年度 (予算)</th><th>平成20年度 (実績)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td><td>6,319</td><td>6,123</td><td>5,768</td></tr> <tr> <td>節減率</td><td>—</td><td>▲3.1%</td><td>▲8.7%</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">＜添付資料：10＞</p> <p>【人件費の削減】#18</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準（平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18 	区分	平成19年度 (予算)	平成20年度 (予算)	平成20年度 (実績)	金額	6,319	6,123	5,768	節減率	—	▲3.1%	▲8.7%
区分	平成19年度 (予算)	平成20年度 (予算)	平成20年度 (実績)												
金額	6,319	6,123	5,768												
節減率	—	▲3.1%	▲8.7%												

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
<p>だし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。 	<p>だし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。 	<p>定）を確実に実行するため、常勤職員数を抑制し、人件費削減に取り組む。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、その妥当性に係る検証結果や適正化に向けた取組状況を公表する。</p>	<p>年度実績額を基準）として中期計画における人件費削減目標（5%）を上回る人件費削減（14.6%）を実施した。</p> <p>また、機構の給与水準の適切性に係る検証を行うとともに、その結果と今後講ずる措置を機構ホームページ上で公表した。</p> <p style="text-align: right;">＜添付資料：10・11＞</p>

評価の視点等	自己評定	A	評価項目4	評定	A
		<p>随意契約の適正化については、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、契約については、原則一般競争入札等とし、随意契約の適正化を図り、取組状況を機構ホームページで公表した。（随意契約件数：平成18年度71%⇒平成20年度28%）</p> <p>一般管理費等の節減については、一般競争入札の促進、再リースの活用等により、平成20年度予算（平成19年度予算と比べて3.1%縮減）の縮減幅を上回る8.7%を節減することができた。</p> <p>また、人件費の削減については、組織のスリム化、常勤職員数の抑制により、平成17年度との比較で14.6%削減するとともに、機構の給与水準の適切性に係る検証し、その結果と今後講ずる措置を機構ホームページ上で公表した。</p>	<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>一般管理費の節減については、平成19年度予算比3.1%の縮減幅を上回る8.7%を節減している。また、人件費については、組織のスリム化、常勤職員の抑制により平成17年度比較で14.6%の節減が図られている。</p> <p>また、随意契約の適正化については、平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」に基づき一般競争入札への着実な移行が実施されている。</p> <p>以上のように、経費の節減については、随意契約の適正化を着実に実施するとともに、一般管理費等について予算の縮減幅を上回る節減を実施しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p> <p>なお、今後とも、経費削減への継続的な努力や一般競争入札のさらなる導入等により、引き続き、業務の効率性・経済性を向上させていくことを期待する。</p>		
<p>【数値目標】</p> <p>① 一般管理費等については、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。</p> <p>② 人件費については、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。</p>		<p>① 一般管理費等については、一般競争入札の促進、再リースの活用等により、平成20年度予算（平成19年度予算と比べて3.1%縮減）の縮減幅を上回る8.7%の額を節減することができた。</p> <p>※ 業務実績P14【一般管理費等の節減】#17参照</p> <p>② 組織のスリム化、常勤職員数の抑制により、平成17年度との比較で14.6%削減した。</p> <p>※ 業務実績P14【人件費の削減】#18参照</p>	<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費について、平成19年度予算比3.1%の縮減幅を上回る8.7%を節減している。 ○ 人件費の削減について、職員の昇給停止及び組織のスリム化等により経費節減が図られていると評価する。 (平成17年度に比して18年度△7.9%→20年度△14.6%) ○ 随意契約の適正化により、競争性のない契約が大幅に減少している。（随意契約件数18年度71.1%→20年度28.2%） ○ 契約業務の透明性がより図られている。 	<p>（その他の意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員の給与に比べ高額な理由の説明が十分でない。 ○ 理事数は適切か。（一方、「事業内容が8事業と多岐に渡るため理事数は妥当」との意見あり） ○ 人件費、一般管理費の節減の経営努力を認めるが、職員のモチベーション維持に不安が残る。 	
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用するなど、経費を節減しているか。 ○ 随意契約の適正化について、中期計画に示したとおり適切に行われているか。（政・独委評価の視点事項と同様） 		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データ入力、提出書類の点検等の業務の一部について、外部委託（アウトソーシング）を有効に活用し、事務の効率化を図った。 <p>※ 業務実績P13【業務の外部委託の活用】#14参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約見直し計画に基づき、順次一般競争入札等に移行を行った結果、競争性のある契約は次のとおり増加しており、同計画を着実に実施した。 <p>【競争性のある契約（一般競争、企画競争、公募）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 19年度⇒45件（47.4%）、5.8億円（19.3%） ・ 20年度⇒56件（71.8%）、21.1億円（46.0%） <p>◇（ ）内は各年度の全体に占める割合</p> <p>なお、競争性のない随意契約についても、件数ベースでは、50件（19年度）から22件（20年度）に半減しており、同計画を着実に実施したことを示している。金額ベースでは、24.4億円</p>			

	<p>(19年度)から24.8億円(20年度)に0.4億円増加している。</p> <p>これは、業務・システム最適化によるWAM NETシステムの見直しにあたり、新システム稼働までの間、経費節減を目的として、現行システムの運用保守契約を単年度契約から複数年度契約に変更したことにより、契約金額が4.2億円増加したことが主な要因となっており、実質的には競争性のない随意契約の金額は減少している。</p> <p>【競争性のない随意契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 19年度⇒50件(52.6%)、24.4億円(80.7%) ・ 20年度⇒22件(28.2%)、24.8億円(54.0%) <p>◇ ()内は各年度の全体に占める割合</p> <p>※ 業務実績P13【随意契約の適正化】#15参照</p> <p>実績:○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方式等に係る規程類については、「独立行政法人における契約の適正化(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)において講ずることとされている措置を踏まえ、次とおり会計規程等の改正等を行った。 <p>なお、同事務連絡の下記以外の事項については、既に措置済みである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成20年度において会計規程施行細則を改正し、公告期間・公告方法等を国の規定(「予算決算及び会計令」第74条)と同様の内容とした。 ② 平成20年度において会計規程施行細則を改正し、随意契約要件を「事業経営上特に必要があると認めたとき」と定めていた包括的契約条項及び「公共事業を目的とする法人」と定めていた随意契約条項を削除した。 ③ 平成20年度において会計規程等を改正し、総合評価方式及び複数年度契約に関する規定を定めた。 (「会計法」第29条の6第2項(落札方式)、同法第29条の12(長期継続契約)、「予算決算及び会計令」第102条の2(長期継続契約ができるもの)及び他の独り行政法人の複数年度契約に係る例を参考とした。) ④ 平成20年度において、「総合評価落札方式による調達マニュアル」及び「企画競争・公募による調達マニュアル」を策定した。 <p>実績:○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門の審査以外に、「契約審査会」(内部役員及び職員を構成メンバーとする審査機関)において契約方式の妥当性や総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うこととしている。 <p>また、契約審査会における第三者による監視強化の観点から、同審査会に監事の出席を求め、そのチェックを受けることとした。</p>	
--	---	--

<p>■ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図っているか。</p> <p>○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 人件費の削減については、中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 機構の給与水準について、中期目標に示されたとおり、適切に取組んでいるか。</p> <p>■ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるも 	<p>(参考)</p> <p>少額随意契約の基準額は次のとおり。（国と同様の基準である。）</p> <p>工事及び物品の製造⇒予定価格が250万円を超えないもの 財産の買入⇒予定価格が160万円を超えないもの 物件の借入⇒予定価格が80万円を超えないもの 上記以外⇒予定価格が100万円を超えないもの</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門の審査以外に、「契約審査会」（内部役員及び職員を構成メンバーとする審査機関）において契約方式の妥当性や総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うこととした。 ・ また、契約審査会における第三者による監視強化の観点から、同審査会に監事の出席を求め、そのチェックを受けることとした。 ・ 更に、平成20年度は、定例監事監査において随契見直し計画の進捗状況、規程類の整備状況及び契約方式別の落札率の状況などについて監査を受け、各契約方式（一般競争、企画競争、公募、随意契約）の個別契約の処理・手続きの適正性についても隨時監査を受けた。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業報告書電子報告システムの導入、福祉医療貸付事業における口座振替導入の準備、融資の申込書類の簡素化等、業務方法の改善等を行うことにより、利用者負担の軽減を図るとともに、機構の事務の効率化を推進した。 <p style="text-align: right;">※ 業務実績P14【業務方法の改善等による事務効率化】#16 参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり節減することができた。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり節減することができた。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の給与水準の適切性に係る検証を行うとともに、その結果と今後講ずる措置を機構ホームページ上で公表した。 <p style="text-align: right;">※ 業務実績P14【人件費の削減】#18参照</p> <p>実績：○</p> <p>1 給与水準の状況 ◎指数の状況 対国家公務員 119. 6</p>	
--	---	--

のとなっているか。

- 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。

地域勘案 107. 1
学歴勘案 116. 6
地域・学歴勘案 104. 5

◎国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由

- ① 民間の金融部門における給与実態を勘案していること
当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としている。
- ② 管理職比率が高いこと
当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等を他組織から承継し、現在、8事業1業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。
- ③ 在勤地が大都市圏であること
比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であること。（職員の割合：東京都特別区88. 9%、大阪市11. 1%）

◎給与水準の適切性の検証

- ① 国からの財政支出について
平成20年度支出予算の総額211, 164百万円に対し国からの財政支出額は40, 582百万円（支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合：19. 2%）であり、その内訳は、運営費交付金4, 281百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金26, 537百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金9, 764百万円となっている。
運営費交付金のうち給与、報酬等支給総額は2, 076百万円（支出総額に占める割合：1. 0%）であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。
- ② 累積欠損額
平成19年度決算において累積欠損額は発生していない。
- ③ 法人の業績評価
当機構は平成19年度業務実績について、評価委員会の評価において20項目中19項目にA（中期目標を上回っている）評価を受けている。なお、平成16年度より導入した人事評価制度による評価結果を賞与、昇給に反映させている。
- ④ 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合
平成20事業年度決算における支出総額209, 581百万円に対し給与、報酬等支給総額2, 076百万円であり、その割合は1. 0%程度である。

- 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点）
- 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。（政・独委評価の視点）

	<p>⑤ 管理職の割合 平成21年度公表における事務・技術職員数217人のうち管理職は43人であり、その割合は19.8%となっている。上記措置により管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの一要因となっている。</p> <p>⑥ 大卒以上の高学歴者の割合 同217人のうち大卒以上の職員数は186人であり、その割合は85.7%となっている。</p> <p>◎講ずる措置</p> <p>○これまでに講じた措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年度において全職員の昇給を停止 ・ 平成17年1月に、国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引下げを実施（平均△5.3%） ・ 平成16～19年度にかけて、組織のスリム化の推進（部長△2、次長△1、課長△1、課長代理△8） ・ 平成20年度に課長ポストを更に4ポスト削減 ・ 年功的な給与処遇を改め、管理職の職務・職責を反映できるよう管理職に対する役職手当を定率制から定額制に移行 <p>○今後講ずる措置</p> <p>上記措置を講じてきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案した国家公務員指数は漸減傾向にあるが、引き続き以下の取り組みを実施することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準の適正化に寄与すると考えられるポスト削減等の組織のスリム化を着実に実施（平成21年度は課長ポストを1ポスト削減） ・ 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%（東京都特別区）の支給割合となる予定であるが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。 ・ 国に新設された本府省業務調整手当に類似する手当は設けない。 ・ 以上の措置により、平成22年度に見込まれる年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は103.9ポイント程度に見込まれるが、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、必要に応じた措置を適宜講じることにより、平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努める。 <p>2 総人件費の状況</p> <p>① 対前年度比における増減の要因について [給与、報酬等支給総額]</p> <p>以下の要因により、平成20年度における給与、報酬等支給総額は対前年度比△3.1%となっている。</p>	
--	--	--

<p>■ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスト削減等の組織のスリム化の実施 ・ 平成19年度の退職者数が見込みを上回り、平成20年4月以降、新規職員採用を行ってもなお前年度と同数の人員を確保できなかったことから、平成20年度末における職員数は平成19年度末に比較して減少したこと。 <p>[最広義人件費]</p> <p>上記要因により給与、報酬等支給総額が減少していることに加え、退職手当支給額について平成19年度は平均勤続年数が長い職員が退職した一方、平成20年度は退職者数が例年より少なかったことから、同支給額が大幅に減少している。結果として最広義人件費が対前年度比で7.1%減となっている。</p> <p>② 人件費削減の取組状況</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準（平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準）として中期計画における人件費削減目標（5%）を上回る人件費削減（14.6%）を実施した。</p> <p>実績：○</p> <p>1 レクリエーション経費</p> <p>レクリエーション経費の執行及び予算編成状況は以下の通りとなっている。</p> <p>[平成20年度支出]</p> <p>公庫総合運動場共用経費 1,442,784円</p> <p>[平成21年度予算]</p> <p>公庫総合運動場共用経費 1,050,000円</p> <p>なお、当該施設については平成21年6月をもって閉鎖している。</p> <p>2 レクリエーション経費以外の福利厚生費（法定外福利費）</p> <p>当機構では、昨今の社会情勢に鑑み、レクリエーション経費以外の福利厚生費（法定外福利費）について以下の見直しを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生会（役職員親睦団体）助成費について、平成19年度を限りに廃止 ・ 厚生契約施設利用補助の廃止（平成20年9月末） ・ 30年勤続した職員への旅行券の支給廃止（平成20年12月） ・ 飯食券の廃止（平成21年1月末） 	
--	---	--

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績																																												
第4 業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置	第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置																																												
1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (参考) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>平成20事業年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>貸付契約額</td><td>千円 173,500,000</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>163,700,000</td></tr></tbody></table>	区分	平成20事業年度	貸付契約額	千円 173,500,000	資金交付額	163,700,000	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (参考) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>平成20事業年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>貸付契約額</td><td>千円 103,347,800</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>111,828,300</td></tr></tbody></table>	区分	平成20事業年度	貸付契約額	千円 103,347,800	資金交付額	111,828,300	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業に係る貸付契約額及び資金交付額の実績は次のとおりである。 (実績) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>平成20事業年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>貸付契約額</td><td>千円 103,347,800</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>111,828,300</td></tr></tbody></table>	区分	平成20事業年度	貸付契約額	千円 103,347,800	資金交付額	111,828,300																										
区分	平成20事業年度																																														
貸付契約額	千円 173,500,000																																														
資金交付額	163,700,000																																														
区分	平成20事業年度																																														
貸付契約額	千円 103,347,800																																														
資金交付額	111,828,300																																														
区分	平成20事業年度																																														
貸付契約額	千円 103,347,800																																														
資金交付額	111,828,300																																														
(1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。	(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。	(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等への融資方針の周知等に努め、当該融資方針に基づいた事業を実施する。	<p>【福祉貸付事業の実績】#19</p> <p>○ 平成20年度の福祉貸付事業における貸付審査の実績は、以下のとおりである。 《貸付審査の実績》 (単位:件、百万円)</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">施設の種類</th><th colspan="4">貸付審査の実績</th></tr><tr><th>件数</th><th>割合</th><th>金額</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>老人福祉関係施設</td><td>291</td><td>45.4%</td><td>75,976</td><td>78.2%</td></tr><tr><td>うち特別養護老人ホーム</td><td>182</td><td>28.4%</td><td>64,014</td><td>65.9%</td></tr><tr><td>児童福祉関係施設</td><td>218</td><td>34.0%</td><td>12,834</td><td>13.2%</td></tr><tr><td>うち保育所</td><td>198</td><td>30.9%</td><td>11,313</td><td>11.6%</td></tr><tr><td>障害者福祉関係施設</td><td>127</td><td>19.8%</td><td>7,786</td><td>8.0%</td></tr><tr><td>その他</td><td>5</td><td>0.8%</td><td>556</td><td>0.6%</td></tr><tr><td>計</td><td>641</td><td>100.0%</td><td>97,153</td><td>100.0%</td></tr></tbody></table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合、その件数は主たる施設をもって1件と計上している。</p> <p>※ 制度改正及び物価高騰等に伴う経営資金54件分を含んでいる。</p> <p>【福祉貸付事業における融資方針の策定】#20</p> <p>○ 平成20年度の融資方針については、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策</p>	施設の種類	貸付審査の実績				件数	割合	金額	割合	老人福祉関係施設	291	45.4%	75,976	78.2%	うち特別養護老人ホーム	182	28.4%	64,014	65.9%	児童福祉関係施設	218	34.0%	12,834	13.2%	うち保育所	198	30.9%	11,313	11.6%	障害者福祉関係施設	127	19.8%	7,786	8.0%	その他	5	0.8%	556	0.6%	計	641	100.0%	97,153	100.0%
施設の種類	貸付審査の実績																																														
	件数	割合	金額	割合																																											
老人福祉関係施設	291	45.4%	75,976	78.2%																																											
うち特別養護老人ホーム	182	28.4%	64,014	65.9%																																											
児童福祉関係施設	218	34.0%	12,834	13.2%																																											
うち保育所	198	30.9%	11,313	11.6%																																											
障害者福祉関係施設	127	19.8%	7,786	8.0%																																											
その他	5	0.8%	556	0.6%																																											
計	641	100.0%	97,153	100.0%																																											

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
			<p>融資を行うため、国と協議のうえ策定し、機構のホームページにて公表するとともに、平成20年4月に開催した各都道府県市の実務担当者を対象とした説明会において、融資方針等について説明し、市町村や社会福祉法人等への周知等を依頼した。</p> <p>また、当機構の主催するセミナーのほか、地方公共団体及び福祉関係団体の主催するセミナー等においても、融資方針などについての説明等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度の融資方針についても、国と協議のうえ策定し、各都道府県市の実務担当者を対象とした説明会を平成21年3月に前倒しして開催して説明を行い、市町村や社会福祉法人等への周知等を依頼した。 <p style="text-align: right;"><添付資料：12></p>
(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、 国の要請等に基づき、災害復旧、制度 改正、金融環境の変化に伴う経営悪化 への対応に臨機応変に対応すること。	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、 国の要請等に基づき、災害復旧、制度 改正、金融環境の変化に伴う経営悪化 への対応に臨機応変に対応する。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めること。	(2) 国の要請等に基づき、療養病床の再編、障害者の就労支援、消防法施行令改正に伴う消防用設備の整備等に係る事業への融資を、優遇措置等を講じて実施する。	<p>【福祉貸付事業に係る政策適合性】#21</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 療養病床の再編、障害者の就労支援、消防法施行令改正に伴う消防用設備の整備等に係る事業への融資は、国の要請等に基づき、次のような優遇措置等を講じて実施した。 また、特に療養病床の再編に係る整備事業については、整備に支障のないよう貸付けに必要な予算額を十分に確保した。 <ul style="list-style-type: none"> a 療養病床のケアハウス等への転換事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ b 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加及び融資率の引上げ c 消防法施行令等改正に伴う障害者グループホーム等の改修事業に係る貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加 ○ 平成20年度前半の原油、食糧価格の高騰による経済情勢の変化に対応すべく、政府・与党が打ち出した「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日）の一環として、物価高騰など経営環境等の変化により一時的に資金不足が生じている社会福祉施設に対し、経営資金の融資条件に優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じ、緊急融資を実施した。（実績：30件、291百万円） また、併せて昨今の建設費の高騰にも対応すべく、基準事業費の弾力的な取扱いを行った。（実績：45件、2,170百万円増額） <p style="text-align: right;"><添付資料：13></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者自立支援法の施行に伴い平成18年度から実施している経営資金（つなぎ資金）について、引き続き、融資を実施した。 (実績：平成20年度24件、158百万円、累計234件、2,789百万円) ○ 地域密着型サービスに対する融資 介護保険制度改革に伴い平成18年度から創設された「地域密着型サービス」に対する平成20年度の貸付審査の実績は、以下のとおりである。

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績																																
			<p>《貸付審査の実績》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種類</th><th>貸付審査件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム(29名以下)</td><td>76件</td></tr> <tr> <td>ケアハウス(29名以下)</td><td>5件</td></tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>49件</td></tr> <tr> <td>認知症グループホーム</td><td>37件</td></tr> <tr> <td>認知症デイサービスセンター</td><td>18件</td></tr> <tr> <td>計</td><td>185件</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 補助金等が交付された施設に対する融資 国及び地方公共団体の福祉政策と密接に連携し、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供するための基盤整備を着実に支援するため、国及び地方公共団体等の補助金・交付金等の対象事業として採択された事業に対し、重点的融資を行った。 また、補助金等が交付されなかった事業であっても、地方公共団体が緊急性や政策上の必要性を認めたものについては融資を行った。 なお、平成20年度の機構融資(587件：制度改正及び物価高騰等に伴う経営資金を除く。)の88.9%(522件)が交付金等の補助金が交付された施設に対する融資となっている。</p> <p>《貸付審査の実績》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th><th>貸付審査の実績 (経営資金を除く)</th><th>うち交付金等の補助金 が交付された施設整備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td><td>271件</td><td>237件</td></tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td><td>215件</td><td>204件</td></tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td><td>97件</td><td>78件</td></tr> <tr> <td>その他の</td><td>4件</td><td>3件</td></tr> <tr> <td>計</td><td>587件</td><td>522件</td></tr> </tbody> </table>	施設種類	貸付審査件数	特別養護老人ホーム(29名以下)	76件	ケアハウス(29名以下)	5件	小規模多機能型居宅介護事業所	49件	認知症グループホーム	37件	認知症デイサービスセンター	18件	計	185件	施設の種類	貸付審査の実績 (経営資金を除く)	うち交付金等の補助金 が交付された施設整備	老人福祉関係施設	271件	237件	児童福祉関係施設	215件	204件	障害者福祉関係施設	97件	78件	その他の	4件	3件	計	587件	522件
施設種類	貸付審査件数																																		
特別養護老人ホーム(29名以下)	76件																																		
ケアハウス(29名以下)	5件																																		
小規模多機能型居宅介護事業所	49件																																		
認知症グループホーム	37件																																		
認知症デイサービスセンター	18件																																		
計	185件																																		
施設の種類	貸付審査の実績 (経営資金を除く)	うち交付金等の補助金 が交付された施設整備																																	
老人福祉関係施設	271件	237件																																	
児童福祉関係施設	215件	204件																																	
障害者福祉関係施設	97件	78件																																	
その他の	4件	3件																																	
計	587件	522件																																	
(3)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	(3)利用者サービスの向上を図るため、福祉施設の整備の融資相談等を充実する。	(3)事業者に対する融資内容の積極的周知や個別融資相談の積極的実施、さらにわかり易い諸手引き等の作成・提供などを行い、利用者サービスの向上を図る。 また、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報収集・提供を行う。	<p>【利用者サービスの向上】#22</p> <p>○ 補助金等の内示を受けた法人に対し機構の融資制度の案内を送付するとともに、当機構、地方公共団体及び福祉関係団体が主催するセミナー等において個別融資相談を実施するなど、利用者サービスの向上を図った。 また、保育所の整備に係る借入申込については、政策優先度が高いことや貸付リスクが低いことなどから、借入申込書類等の大幅な減量化を図り、事務手続きの迅速化を行った。</p>																																
(4)民業補完の推進の観点から、福祉貸付における協調融資制度を充実し、制度の適切な運用に努めること。	(4)協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するなど制度を充実させるとともに周知を図り、制度の適	(4)協調融資制度の対象範囲を福祉貸付全体に拡大するとともに、制度についての周知等を行う。	<p>【協調融資制度の充実】#23</p> <p>○ 平成19年度以前の協調融資制度の対象範囲は、特別養護老人ホーム等の介護保険関係施設等に限定されていたが、平成20年度から福祉貸付全体に拡大し、制度の充</p>																																

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
	切な運用を行う。		<p>実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協調融資制度の周知を図るため、行政担当者説明会における制度説明や新たに作成した協調融資制度に関するパンフレットを市町村や補助金等の内示を受けた法人等へ配布するなど制度周知を図った。 ○ 契約締結金融機関の拡大を図るため、代理貸付の受託金融機関等への契約締結の案内などを行い、平成19年度末の212機関から、平成20年度末現在で244機関まで拡大し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めた。 <p><添付資料：14></p>
(5) 審査業務及び資金交付業務について 利用者サービスの向上を図ること。	<p>(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。</p> <p>また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。</p>	<p>【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#24</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査業務に係る処理期間について、平成20年度においては、特殊異例な案件を除いた平均処理期間が35日となっており、中期計画に定められた処理期間（75日以内）を順守することができた。 ○ また、資金交付業務に係る処理期間についても、平成20年度においては、資金交付した1,221件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行うことができた。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 5	評定	A
		<p>国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い事業等を優先的に融資することができた。</p> <p>特に、政府・与党が打ち出した「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、物価高騰など経営環境等の変化により一時的に資金不足が生じている社会福祉施設に対し、経営資金の融資条件に優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じ、緊急融資を実施した。（実績：30件、291百万円）</p> <p>また、併せて昨今の建設費の高騰にも対応すべく、基準事業費の弾力的な取扱いを行った。（実績：45件、2,170百万円増額）</p> <p>協調融資制度については、平成20年度から対象範囲を福祉貸付事業全体に拡大し、制度の充実を図り、また、協調融資制度の積極的な周知活動や覚書締結金融機関の拡大を実施することにより、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めた。</p> <p>また、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値を上回る実績を上げ、利用者サービスの向上を図ることができた。</p>		<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>福祉貸付事業については、貸付審査実績の88.9%が国及び地方公共団体から補助金等が交付された施設整備への融資となっており、政策融合性が高い水準にある。また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、物価高騰など経営環境の悪化により一時的に資金不足が生じる社会福祉施設に対し、緊急融資を実施している。さらに、協調融資制度の対象範囲を拡大し、制度の充実を図るとともに、積極的な周知活動や覚書締結金融機関の拡大を実施している。また、事務面では審査及び資金交付業務の迅速化に努め、利用者サービスの向上が図られている。</p> <p>以上のように、福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）については、国の福祉政策に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	
<p>〔数値目標〕</p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>		<p>① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が35日となり、中期計画を達成した。</p> <p>※ 業務実績P25【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#24参照</p> <p>② 資金交付業務については、1,221件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行い、中期計画を達成した。</p> <p>※ 業務実績P25【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#24参照</p>		<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査・資金交付業務の迅速化が図られている。 ○ 事業の政策融合性が高い水準にある。 ○ 協調融資制度の対象を拡大している。 ○ 各細目について目標を上回る実績を達成している。 <p>（その他の意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設備投資の減少による融資件数の低下が認められるが、ハード面だけでなくソフト面への融資を積極的に進めていくと良いのではないか。 ○ 老人福祉関係施設に対する融資減少の理由を分析する必要があるのではないか。 	
<p>〔評価の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。 ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策 		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体の福祉政策と密接に連携し、平成20年度の機構融資（587件：制度改正及び物価高騰等に伴う経営資金を除く。）の88.9%（522件）が交付金等の補助金が交付された施設に対する融資となり、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施することができた。 <p>※ 業務実績P22【福祉貸付事業の実績】#19、【福祉貸付事業における融資方針の策定】#20参照</p> <p>実績：○</p>			

<p>融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応しているか。</p> <p>特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。 ○ 協調融資制度の対象を拡大するなど制度の充実を図っているか。 ○ 協調融資制度の周知を図り、制度の適切な運用を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の優遇措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 療養病床の転換事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ ② 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付の相手方にNPO法人の追加及び融資率の引上げ ③ 消防法施行令等の改正に伴う障害者グループホームの改修事業に係る貸付の相手方に特定非営利活動法人を追加 <p>※ 業務実績P23【福祉貸付事業に係る政策適合性】#21参照</p> ・ 政府・与党が打ち出した「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、物価高騰など経営環境等の変化により一時的に資金不足が生じている社会福祉施設に対し、経営資金の融資条件に優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じ、緊急融資を実施した。（実績：30件、291百万円） <p>また、併せて昨今の建設費の高騰にも対応すべく、基準事業費の弾力的な取扱いを行った。（実績：45件、2,170百万円増額）</p> <p>※ 業務実績P23【福祉貸付事業に係る政策適合性】#21参照</p> ・ 障害者自立支援法の施行に伴う経営資金（つなぎ資金）について対応した。（実績：平成20年度24件、158百万円、累計234件、2,789百万円） <p>※ 業務実績P23【福祉貸付事業に係る政策適合性】#21参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県等の主催する事業者向けの説明会等に職員を派遣して個別相談会を開催するなどにより融資相談を実施した。 <p>※ 業務実績P24【利用者サービスの向上】#22参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度以前の協調融資制度の対象範囲は、特別養護老人ホーム等の介護保険関係施設等に限定されていたが、平成20年度から福祉貸全体に拡大し、制度の充実を図った。 <p>また、平成20年度においては、新たに32の金融機関と覚書を締結し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めた。（覚書締結金融機関数は244機関）</p> <p>※ 業務実績P24【協調融資制度の充実】#23参照</p> ・ 協調融資制度の周知については、行政担当者説明会での説明や補助内示先法人へのパンフレット配布等により実施した。 <p>また、平成20年度から新たに対象となった児童・障害者福祉施設等において28件の協調融資制度の利用があり、これは制度周知の効果が現れたものと考えている。</p> <p>※ 業務実績P24【協調融資制度の充実】#23参照</p> 	
--	--	--

<ul style="list-style-type: none">○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none">・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none">・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。	
--	---	--

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績																																		
<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>平成20事業年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td><td>千円 176,600,000</td></tr> <tr> <td>資金交付額</td><td>170,100,000</td></tr> </tbody> </table>	区分	平成20事業年度	貸付契約額	千円 176,600,000	資金交付額	170,100,000	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>平成20事業年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td><td>千円 54,219,800</td></tr> <tr> <td>資金交付額</td><td>74,364,600</td></tr> </tbody> </table>	区分	平成20事業年度	貸付契約額	千円 54,219,800	資金交付額	74,364,600	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業に係る貸付契約額及び資金交付額の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>平成20事業年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td><td>千円 54,219,800</td></tr> <tr> <td>資金交付額</td><td>74,364,600</td></tr> </tbody> </table>	区分	平成20事業年度	貸付契約額	千円 54,219,800	資金交付額	74,364,600																
区分	平成20事業年度																																				
貸付契約額	千円 176,600,000																																				
資金交付額	170,100,000																																				
区分	平成20事業年度																																				
貸付契約額	千円 54,219,800																																				
資金交付額	74,364,600																																				
区分	平成20事業年度																																				
貸付契約額	千円 54,219,800																																				
資金交付額	74,364,600																																				
<p>(1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設けること。</p>	<p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。 ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設け適切に対応する。</p>	<p>(1) 医療貸付事業については、医療制度改革に対応し医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。 また、平成21年度からのガイドラインの施行に当たり、制度の円滑な移行のための周知活動を実施する。 なお、病院の機械購入資金、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設の整備・運転に係る融資を廃止する。</p>	<p>【医療貸付事業の実績】#25 ○ 平成20年度の医療貸付事業における貸付審査の実績は、以下のとおりである。 《貸付審査の実績》 (単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th><th colspan="4">貸付審査の実績</th></tr> <tr> <th>件数</th><th>割合</th><th>金額</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td><td>49</td><td>30.2%</td><td>45,964</td><td>70.4%</td></tr> <tr> <td>診療所</td><td>81</td><td>50.0%</td><td>4,074</td><td>6.2%</td></tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td><td>32</td><td>19.8%</td><td>15,271</td><td>23.4%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td></tr> <tr> <td>計</td><td>162</td><td>100.0%</td><td>65,309</td><td>100.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 件数とは施設件数である。 ※ 療養病床の再編成に伴う経営安定化資金を除く。 ※ 療養病床の転換支援策に係る運転資金融資を除く。 ※ 経営環境変化に伴う経営安定化資金を除く。</p> <p>【医療貸付事業におけるガイドラインの周知】#26 ○ 平成21年4月から施行するガイドラインの円滑な実施に向け、医療関係団体の本部(4箇所)、地方の支部等(27箇所)及び都道府県、地方厚生局等(19箇所)に対してガイドラインの周知活動を実施した。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料: 15></p> <p>【融資対象の重点化】#27 ○ 平成20年度から、病院の機械購入資金、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設の整備・運転に係る融資を廃止した。</p>	施設の種類	貸付審査の実績				件数	割合	金額	割合	病院	49	30.2%	45,964	70.4%	診療所	81	50.0%	4,074	6.2%	介護老人保健施設	32	19.8%	15,271	23.4%	その他	0	0%	0	0%	計	162	100.0%	65,309	100.0%
施設の種類	貸付審査の実績																																				
	件数	割合	金額	割合																																	
病院	49	30.2%	45,964	70.4%																																	
診療所	81	50.0%	4,074	6.2%																																	
介護老人保健施設	32	19.8%	15,271	23.4%																																	
その他	0	0%	0	0%																																	
計	162	100.0%	65,309	100.0%																																	

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績																																																																																
(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の長期運転資金を災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う緊急的なものに限定する。 さらに、療養病床の再編を推進するため、療養病床転換に係る貸付条件の優遇などの支援策を実施する。	<p>【医療貸付事業に係る政策適合性】#28</p> <p>病院の病床不足地域及び診療所不足地域に対する融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、病院の病床不足地域及び診療所不足地域における施設整備に対し優遇金利を適用し、都道府県医療計画に即した施設の整備を推進した。 ○ 平成20年度における病院病床・診療所不足地域及び充足地域に対する貸付審査の実績は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">病院病床・診療所不足地域</th> <th colspan="4">病院病床・診療所充足地域</th> <th colspan="2" rowspan="3">計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">新築資金</th> <th colspan="2">甲種増改築資金</th> <th colspan="2">乙種増改築資金</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>病床数</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>10件</td> <td>1,434床</td> <td>12件</td> <td>2,405床</td> <td>27件</td> <td>5,269床</td> <td>49件</td> <td>9,108床</td> </tr> <tr> <td>(割合)</td> <td>20.4%</td> <td>15.7%</td> <td>24.5%</td> <td>26.4%</td> <td>55.1%</td> <td>57.9%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>67件</td> <td>45床</td> <td>8件</td> <td>19床</td> <td>6件</td> <td>74床</td> <td>81件</td> <td>138床</td> </tr> <tr> <td>(割合)</td> <td>82.7%</td> <td>32.6%</td> <td>9.9%</td> <td>13.8%</td> <td>7.4%</td> <td>53.6%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>77件</td> <td>1,479床</td> <td>20件</td> <td>2,424床</td> <td>33件</td> <td>5,343床</td> <td>130件</td> <td>9,246床</td> </tr> </tbody> </table> <p>中小規模病院に対する融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 200床未満の中小規模病院は、大規模病院に比べ必ずしも経営資源が良好とは言えず、資金調達に困難を伴う傾向があるため、これらの病院の施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率（90%）を適用し、医療の進歩に合わせた施設の更新、病床不足地域における施設の整備が円滑に行われるようその支援を行った。 ○ 平成20年度における200床未満の病院に対する貸付審査の実績は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査件数 (平成20年度)</th> <th>200床未満の病院 の審査件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49件</td> <td>35件</td> <td>71.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>臨床研修指定病院に対する融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の医療政策に即し、臨床研修指定病院の整備を推進するため、これらの施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率（90%）を適用し、整備の支援を行った。 ○ 平成20年度における臨床研修指定病院の貸付審査の実績は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査件数 (平成20年度)</th> <th>臨床研修指定病院 の審査件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49件</td> <td>8件</td> <td>16.3%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	病院病床・診療所不足地域				病院病床・診療所充足地域				計		新築資金		甲種増改築資金		乙種増改築資金		件数	病床数	件数	病床数	件数	病床数	病院	10件	1,434床	12件	2,405床	27件	5,269床	49件	9,108床	(割合)	20.4%	15.7%	24.5%	26.4%	55.1%	57.9%	100.0%	100.0%	診療所	67件	45床	8件	19床	6件	74床	81件	138床	(割合)	82.7%	32.6%	9.9%	13.8%	7.4%	53.6%	100.0%	100.0%	計	77件	1,479床	20件	2,424床	33件	5,343床	130件	9,246床	審査件数 (平成20年度)	200床未満の病院 の審査件数	割合	49件	35件	71.4%	審査件数 (平成20年度)	臨床研修指定病院 の審査件数	割合	49件	8件	16.3%
区分	病院病床・診療所不足地域				病院病床・診療所充足地域				計																																																																										
	新築資金		甲種増改築資金		乙種増改築資金																																																																														
	件数	病床数	件数	病床数	件数	病床数																																																																													
病院	10件	1,434床	12件	2,405床	27件	5,269床	49件	9,108床																																																																											
(割合)	20.4%	15.7%	24.5%	26.4%	55.1%	57.9%	100.0%	100.0%																																																																											
診療所	67件	45床	8件	19床	6件	74床	81件	138床																																																																											
(割合)	82.7%	32.6%	9.9%	13.8%	7.4%	53.6%	100.0%	100.0%																																																																											
計	77件	1,479床	20件	2,424床	33件	5,343床	130件	9,246床																																																																											
審査件数 (平成20年度)	200床未満の病院 の審査件数	割合																																																																																	
49件	35件	71.4%																																																																																	
審査件数 (平成20年度)	臨床研修指定病院 の審査件数	割合																																																																																	
49件	8件	16.3%																																																																																	

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
			<p>医療の機能分化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年8月に厚生労働省が策定した「医療提供体制の改革ビジョン」に掲げられた施策の推進に貢献するため、医療の機能分化の観点から以下のとおり貸付審査を行い、特定病院の整備促進に努めた。なお、平成20年度における特定病院の審査件数は35件であり、全病院の審査件数49件に対し、71.4%を占めている。 <ul style="list-style-type: none"> [特定病院の種類] <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院 ・臨床研修指定病院 ・100床以上の特殊診療機能（専らがん、小児疾患、周産期疾患などの機能）を有する病院等 <p>【長期運転資金の限定及び運用】#29</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、融資制度においては、平成20年度から病院の長期運転資金を災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う緊急的なものに限定した。 ○ 一方、制度運用面においては、平成20年度前半の原油、食糧価格の高騰による経済情勢の変化に対応すべく、政府・与党が打ち出した「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日）の一環として、医療提供体制確保の観点から、医療機関に対して、融資条件の優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた物価高騰に伴う経営安定化資金制度を設け、緊急融資を実施した。 ○ さらに、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等による医療経営環境の状況を踏まえ、平成21年1月に「物価高騰に伴う経営安定化資金」を「経営環境変化に伴う経営安定化資金」に改編し、金融環境の変化に伴う経済情勢の急激な悪化等により資金繰りに困難を来している医療機関に対して審査を行った。 (実績：151件、5,439百万円) <p style="text-align: right;"><添付資料：13></p> <p>【療養病床の再編に向けた支援】#30</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 療養病床を介護老人保健施設に転換する場合、通常よりも高い融資率（90%）を適用する等、貸付条件を優遇した融資を実施し、転換を支援した。（実績：9件、577床の療養病床を転換） ○ 療養病床の再編成に伴い、一時的に資金繰りに困難を来たす病院等に対して、経営安定化資金を交付した。（実績：2件、150百万円） <p style="text-align: right;"><添付資料：16></p> <p>【物価高騰に伴う建設費高騰への対応】#31</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度前半の原油、食糧価格の高騰による経済情勢の変化に対応すべく、政府・与党が打ち出した「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日）の一環として、建築資材の高騰等により医療機関の建設費が当初予定を上回る事態に対応するため、標準建築単価の引上げ（1.3倍）を実施した。（実績：61件、3,294百万円） <p style="text-align: right;"><添付資料：13></p>

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
(3)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	(3)利用者サービスの向上を図るため、医療施設の整備の融資相談等を充実する。	(3)受託金融機関への業務の指導を強化する実務者研修の実施や、全国数か所で融資相談会を開催するとともに、事業計画検討中の者については、必要に応じ、融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図り、利用者サービスの向上に努める。 さらに、経営環境の悪化に伴い、これまでの融資制度を中心とした利用者に対するサービスに加え、施設の整備面や運営面に係る課題の解消策等の提案を行う。	<p>【利用者サービスの向上】#32</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 借入申込前の利用者サービスの向上を図るため、平成20年度後半及び平成21年度に医療施設・介護老人保健施設等の整備を予定している者を対象とした融資相談会を全国7ブロックで計14回開催した。（融資相談件数：130件） ○ さらに、機構主催の経営セミナーの会場に融資相談窓口を設置して融資相談（実績44件）を行ったほか、個別に訪問融資相談を行った。（実績：23件） ○ また、県主催の療養病床転換に係る病院関係者向けの会議や医療関係団体主催の融資制度説明会において個別融資相談を実施した。（実績：11件） ○ 受託金融機関への業務の指導を強化する実務者研修を実施した。（実績：2回、参加133金融機関） ○ 融資相談者からの「設計・建築」、「経営」等の相談に対して、専門的な提案を行った。（実績：10件） ○ 医療関係団体等が主催する医療施設を対象とした総合展示会において、融資相談コーナーを出展し、来場している医療関係者に対して融資制度説明や融資相談を行った。（実績：2回）
(4)審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。	(4)審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とするとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。	(4)継続的な審査方針の見直し、事務の合理化等により、審査期間に関する中期計画を達成するため、審査業務の迅速化に努めるとともに、第三者評価結果を融資審査に活用する。 また、資金交付時期に関する中期計画を達成するため、資金交付業務の迅速化に努める。	<p>【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#33</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査業務に係る処理期間について、平成20年度においては、特殊異例な案件を除いた平均処理期間が38日となっており、中期計画に定められた処理期間（45日以内）を順守することができた。 ○ また、資金交付業務に係る処理期間についても、平成20年度においては、資金交付した470件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行うことができた。 <p>【第三者評価結果の融資審査への活用】#34</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度から試行的に実施していた第三者評価結果の融資審査への活用については、平成20年度においても引き続き実施している。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 6	評定	A
	<p>平成21年4月から施行するガイドラインの円滑実施に向け、医療関係団体の本部等関係各所に周知するとともに、融資対象の重点化、政策優先度の高い事業への融資拡大や貸付金利の引下げなど、国の政策要請等を踏まえ、適切な見直しを行うことができた。</p> <p>また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、政府・与党が打ち出した「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、物価高騰など経営環境等の変化や金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、融資条件の優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた経営安定化資金制度を設け、緊急融資を実施した。（実績：151件、5,439百万円）</p> <p>療養病床の再編については、貸付条件を優遇した融資の実施及び一時に資金繰りに困難を来たす病院等に対する経営安定化資金の融資を実施することにより療養病床の転換を支援した。（実績11件、577床の療養病床を転換）</p> <p>さらに、建築資材の高騰等により医療機関の建設費が当初予定を上回る事態に対応するため、標準建築単価の引上げ（1.3倍）を実施した。</p> <p>また、審査業務及び資金交付業務の迅速化に関しては、いずれも中期計画の目標値を上回る実績を上げ、利用者サービスの向上を図ることができた。</p>		<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>医療貸付事業については、ガイドラインの円滑実施に向け、医療関係団体の本部等関係各所に周知するとともに、融資対象の重点化、政策優先度の高い事業への重点化など適切な見直しを行っている。また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、物価高騰など経営環境の悪化により一時的に資金不足が生じる医療機関に対し、緊急融資を実施している。さらに、事務面では審査及び資金交付業務の迅速化に努め、利用者サービスの向上が図られている。</p> <p>以上のように、福祉医療貸付事業（医療貸付事業）については、国の医療政策に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>		
<p>〔数値目標〕</p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とする。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が38日となり、中期計画を達成した。</p> <p>※ 業務実績P32【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#33参照)</p> <p>② 資金交付業務については、470件全てについて、15営業日以内に資金交付を行い、中期計画を達成した。</p> <p>※ 業務実績P32【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#33参照)</p>		<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策転換、社会情勢の変化に臨機応変に対応している。 ○ 審査処理期間の短縮が図られている。 ○ 金額ベースでみると貸付審査状況は、平成16年度の約3割程度の水準に低下しているが、政策と事業の適合性は満たしている。 ○ 病院融資のガイドラインを作成、政策融資を効率的に実行している。 ○ 各細目について目標を上回る実績を達成している。 <p>（その他の意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療経営状況の悪化に伴い、設備投資よりも人材確保や経営の合理化などソフト面への融資、指導事業も推進されたい。 ○ 経営安定化資金等の支援をできるだけ早急に実施することを期待する。 		
<p>〔評価の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。 ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年4月から施行するガイドラインの円滑な実施に向け、関係各所に対してガイドラインの周知活動を実施した。 <p>※ 業務実績P29【医療貸付事業におけるガイドラインの周知】#26参照)</p> <p>実績：○</p>				

<p>融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応しているか。</p> <p>特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。</p> <p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の優遇措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 政府・与党が打ち出した「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、物価高騰など経営環境等の変化や金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、融資条件の優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた経営安定化資金制度を設け、緊急融資を実施した。（実績：151件、5,439百万円） ※ 業務実績P31【長期運転資金の限定及び運用】#29参照 ② 療養病床の転換事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ（実績：9件、577床の療養病床を転換） ※ 業務実績P31【療養病床の再編に向けた支援】#30参照 ③ 療養病床の再編成に伴い、一時的に資金繰りに困難を来たす病院等に対して、経営安定化資金を実施（実績：2件、150百万円） ※ 業務実績P31【療養病床の再編に向けた支援】#30参照 ④ 建築資材の高騰等による建設費の増加に対応するため標準建築単価の引上げ（1.3倍）を実施 ※ 業務実績P31【物価高騰に伴う建設費高騰への対応】#31参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資相談会については、平成20年度に14回開催し、130件の相談があり、相談者の利便性の向上と相談業務の集中的実施による機構業務の効率化に大きく貢献した。 ※ 業務実績P32【利用者サービスの向上】#32参照 ・ 機構主催の経営セミナーの会場に融資相談の窓口を設置して44件の融資相談を実施したほか、個別に相談を希望する者に対する訪問融資相談、県や医療関係団体が主催する説明会等でも融資相談を実施することにより、利用者サービスの向上に努めた。 ※ 業務実績P32【利用者サービスの向上】#32参照 ・ 代理貸付業務を委託している金融機関に対する「業務研修会」を2回開催し、貸付条件改正の周知をするとともに業務指導を行った。 ※ 業務実績P32【利用者サービスの向上】#32参照 ・ 現場への経営アドバイスを積極的に行うべく、融資相談者からの「設計・建築」、「経営」等の相談に対して、専門的な提案を行った。 ※ 業務実績P32【利用者サービスの向上】#32参照 <p>実績：○</p>	
--	---	--

<p>期計画を達成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者評価結果の融資審査への活用については、平成20年度においても引き続き実施している。 ※ 業務実績P32【第三者評価結果の融資審査への活用】#34 参照 	
--	--	--

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</p> <p>(1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減し、併せて同事業における融資残高の縮減に努めること。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努めること。</p> <p>③ 政策融資としての役割を効果的に果たし、併せて民業補完を推進するとの観点から、政策融資としての機能を毎年点検し、事業内容を不斷に見直す等事業の効率化を進めること。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</p> <p>(1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 融資対象の重点化及び融資率の引き下げを行い、福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。</p> <p>③ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進めること。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</p> <p>(1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 福祉医療貸付事業の新規融資額については、融資対象の重点化及び融資率の引き下げを行うとともに、国の福祉及び医療政策の動向等を踏まえ縮減する。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。</p> <p>③ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等の見直しを行う。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</p> <p>【新規融資額の縮減】#35</p> <p>○ 平成20年度の福祉医療貸付事業の新規融資額については、国の福祉及び医療政策の動向等を踏まえ、平成17年度と比べて13%縮減した予算(3,501億円)を策定したところであるが、新規融資額は1,576億円となった。</p> <p>なお、平成20年度における新規融資額については、度重なる介護報酬・診療報酬の引下げや施設整備に対する補助制度の変更及び金融不安や景気後退の影響を受けて、新規での設備投資等を手控えられたことにより、予算に対して大幅に減少している。</p> <p>【利差益の確保】#36</p> <p>○ 平成20年度における福祉医療貸付事業における新規契約分の利差額の状況については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と資金調達の金利差0.093%、利差額63百万円を確保することができた。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料：17></p> <p>【貸付対象等の見直し】#37</p> <p>○ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、以下のとおり貸付対象等の見直しを行った。</p> <p>[福祉貸付事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> a 療養病床のケアハウス等への転換事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ b 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加及び融資率の引上げ c 消防法施行令等改正に伴う障害者グループホーム等の改修事業に係る貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加 d アスベスト対策事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ e 耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に対する融資率の引上げ f 障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金の特例貸付(18年度より継続) g 老朽民間社会福祉施設整備における無利子貸付について、養護老人ホームを融資対象から除外 h 既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度における高層化改築に係る無利子貸付について、老人ティーサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームを融資対象から除外 i 障害者自立支援法における経過措置期間中の障害者関係施設について、同法における新体系施設への移行を伴わない施設整備事業への貸付けについて、融資率の引下げ <p>[医療貸付事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> a 療養病床を介護老人保健施設等へ転換する病院又は診療所に対する長期運転資金として、療養病床転換支援資金融資制度を創設 b 療養病床の介護老人保健施設への転換事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ c アスベスト対策事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
			<p>d 有床診療所の貸付対象の見直し e 療養病床整備に対する融資率の引下げ及び標準面積の引下げ f 病院の機械購入資金、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設の整備・運転に係る融資の廃止 g 病院の長期運転資金を災害復旧、制度改正や金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なものに限定</p>
(2) リスク管理債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、貸付先の業況の把握、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行い、中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。	<p>(2) リスク管理債権の適正な管理</p> <p>① 福祉医療貸付事業の貸付に係る債権について、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行う。 また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。</p> <p>② 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。</p>	<p>(2) リスク管理債権の適正な管理</p> <p>① 貸付先の経営情報を継続的に収集し分析を行う。</p> <p>また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。</p> <p>② 貸出条件緩和債権については、福祉医療政策、事業の公共性及びサービス需要を鑑み、貸付先の実態把握及び再生の見通しを考慮の上、適正な審査を行う。 また、20年度に創設した「療養病床転換支援資金」等融資制度については、貸付関係部と連携を図り、積極的に取組む。</p> <p>③ 毀損の著しい債権の管理の徹底を図ると共に、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p>	<p>【福祉医療貸付事業における適切な債権管理】#38</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リスク管理債権の抑制を図るため、事業報告書により貸付先の経営情報を分析し、業況を注視する案件については、個別に継続的なフォローを実施した（実施件数29件）。 また、大口貸付先（貸付残高上位50位）について、財務・収支の経年比較を行った。 ○ 施設を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、リスク管理債権の動向を毎月役員等幹部に報告した。 また、四半期毎に開催する特殊債権処理状況報告会において、リスク管理債権の状況について、以下のとおり分析結果を理事長以下役員に報告するとともに、貸付関係部にフィードバックした。 <ul style="list-style-type: none"> ・19年度末リスク管理債権（前年度比較）の傾向分析について報告 ・施設別リスク管理債権の主要因分析について（20年度新規発生分）報告 ・貸出条件緩和債権の実施状況について報告 ・法的整理（破産、民事再生等）実施状況について報告 ・個別案件の状況を報告 ○ 貸出条件緩和検討会、貸付関係部との共同勉強会等を通じて、貸付関係部に対し個別の事例をフィードバックした。 ○ 平成19年度におけるリスク管理債権増加要因の分析等のために、経営支援室及び貸付関係部職員をメンバーとした横断的な「リスク管理債権発生要因解析作業チーム」を結成し、「リスク管理債権の増加要因分析」を行い、その結果を踏まえ「貸付・管理・経営支援連絡会議」において、リスク管理債権の未然防止策の検討を行い実行した。 ○ 貸出条件緩和債権処理にあたっては、従来、担当部で行っていた検討会について、機能強化の観点から、役員も出席をすることとし、貸付先から提出された改善計画書を基に、その事業の公共性、経営状態等を十分に勘案のうえ、適正な審査を行った（検討会開催回数9回、貸出条件緩和実施件数23貸付先36資金）。 ○ 療養病床転換に伴う機構既往貸付金の償還期間の延長を承認した。（3貸付先3資金） ○ 延滞が長期化した案件について、貸金等請求訴訟などを5件実施した。 ○ 民事再生案件（3貸付先5資金）について、全額元金保全の別除権協定締結により再生計画に協力し、併せて機構融資分の保全を図った。

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績																																																																					
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急融資分について、診療報酬の担保実行等により（9貸付先13資金）の回収を図った。 <p style="text-align: right;"><添付資料：18></p> <p>【リスク管理債権比率】#39</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度末のリスク管理債権は、2.97%となった。 これは、累次のマイナス報酬改定により医療、介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなり経営体力が低下する中、医師、看護師・介護職員の不足の影響を受けるとともに、民間金融機関の貸出態度の悪化もあり、資金繰りに支障を来す貸出先が増加したこと等が、主たる要因と考えられる。 この様な中、当機構は、資金繰り資金に支障を来す貸出先に適切に対応するため、貸出条件緩和の積極的な実施により、対応してきたところである。 こうした柔軟な対応により経営の立て直しや福祉施設、医療施設の再生を後押しすることによって、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続に貢献している。 貸出条件緩和は、金融環境の厳しい中、貸付先の返済金の低減を実施することにより資金繰り資金の融資と同じ効果が生まれる措置であり、政策金融を担う機構の重要な使命と考えている。 <p>【全体】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成19年度末</th> <th>平成20年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>2.02%</td> <td>2.97%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.24%</td> <td>0.24%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>0.83%</td> <td>1.10%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.19%</td> <td>0.14%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>0.77%</td> <td>1.49%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>68,311百万円</td> <td>96,173百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>3,374,592百万円</td> <td>3,242,262百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 貸出条件緩和債権を除いたリスク管理債権比率(19年度末1.25%、20年度末1.48%)</p> <p>【リスク管理債権比率(福祉・医療貸付別)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成19年度末</th> <th>平成20年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【福祉】リスク管理債権比率</td> <td>1.07%</td> <td>1.15%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.03%</td> <td>0.06%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>0.37%</td> <td>0.36%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.08%</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>0.59%</td> <td>0.72%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>14,944百万円</td> <td>15,896百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>1,397,706百万円</td> <td>1,382,388百万円</td> </tr> <tr> <td>【医療】リスク管理債権比率</td> <td>2.70%</td> <td>4.32%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.38%</td> <td>0.36%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>1.16%</td> <td>1.66%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.26%</td> <td>0.23%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>0.90%</td> <td>2.07%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>53,366百万円</td> <td>80,276百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>1,976,886百万円</td> <td>1,859,873百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;"><添付資料：18></p>	区分	平成19年度末	平成20年度末	リスク管理債権比率	2.02%	2.97%	破綻先債権	0.24%	0.24%	6か月以上延滞債権	0.83%	1.10%	3か月以上延滞債権	0.19%	0.14%	貸出条件緩和債権	0.77%	1.49%	リスク管理債権	68,311百万円	96,173百万円	総貸付残高	3,374,592百万円	3,242,262百万円	区分	平成19年度末	平成20年度末	【福祉】リスク管理債権比率	1.07%	1.15%	破綻先債権	0.03%	0.06%	6か月以上延滞債権	0.37%	0.36%	3か月以上延滞債権	0.08%	0.01%	貸出条件緩和債権	0.59%	0.72%	リスク管理債権	14,944百万円	15,896百万円	総貸付残高	1,397,706百万円	1,382,388百万円	【医療】リスク管理債権比率	2.70%	4.32%	破綻先債権	0.38%	0.36%	6か月以上延滞債権	1.16%	1.66%	3か月以上延滞債権	0.26%	0.23%	貸出条件緩和債権	0.90%	2.07%	リスク管理債権	53,366百万円	80,276百万円	総貸付残高	1,976,886百万円	1,859,873百万円
区分	平成19年度末	平成20年度末																																																																						
リスク管理債権比率	2.02%	2.97%																																																																						
破綻先債権	0.24%	0.24%																																																																						
6か月以上延滞債権	0.83%	1.10%																																																																						
3か月以上延滞債権	0.19%	0.14%																																																																						
貸出条件緩和債権	0.77%	1.49%																																																																						
リスク管理債権	68,311百万円	96,173百万円																																																																						
総貸付残高	3,374,592百万円	3,242,262百万円																																																																						
区分	平成19年度末	平成20年度末																																																																						
【福祉】リスク管理債権比率	1.07%	1.15%																																																																						
破綻先債権	0.03%	0.06%																																																																						
6か月以上延滞債権	0.37%	0.36%																																																																						
3か月以上延滞債権	0.08%	0.01%																																																																						
貸出条件緩和債権	0.59%	0.72%																																																																						
リスク管理債権	14,944百万円	15,896百万円																																																																						
総貸付残高	1,397,706百万円	1,382,388百万円																																																																						
【医療】リスク管理債権比率	2.70%	4.32%																																																																						
破綻先債権	0.38%	0.36%																																																																						
6か月以上延滞債権	1.16%	1.66%																																																																						
3か月以上延滞債権	0.26%	0.23%																																																																						
貸出条件緩和債権	0.90%	2.07%																																																																						
リスク管理債権	53,366百万円	80,276百万円																																																																						
総貸付残高	1,976,886百万円	1,859,873百万円																																																																						

評価の視点等	自己評定	B	評価項目 7	評定	B																											
	<p>平成20年度末のリスク管理債権は、2.97%となった。</p> <p>これは、累次のマイナス報酬改定により医療、介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなり経営体力が低下する中、医師、看護師・介護職員の不足の影響を受けるとともに、民間金融機関の貸出態度の悪化もあり、資金繰りに支障を来す貸出先が増加したこと等が、主たる要因と考えられる。</p> <p>(主な施設の経常収支差額比率の推移)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>H15年</th><th>H16年</th><th>H17年</th><th>H18年</th><th>H19年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般病院</td><td>2.7%</td><td>2.5%</td><td>1.2%</td><td>0.8%</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>特養 (従来型)</td><td>11.4%</td><td>11.1%</td><td>8.6%</td><td>7.2%</td><td>7.1%</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 一般病院は医業利益率の推移、特養(従来型)は経常収支差額比率の推移 この様な中、当機構は、資金繰り資金に支障を来す貸出先に適切に対応するため、貸出条件緩和の積極的な実施により、対応してきたところである。</p> <p>こうした柔軟な対応により経営の立て直しや福祉施設、医療施設の再生を後押しすることによって、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続に貢献している。</p> <p>貸出条件緩和は、金融環境の厳しい中、貸付先の返済金の低減を実施することにより資金繰り資金の融資と同じ効果が生まれる措置であり、政策金融を担う機構の重要な使命と考えている。</p> <p>(リスク管理債権比率の推移)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H15年</th><th>H16年</th><th>H17年</th><th>H18年</th><th>H19年</th><th>H20年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.50% (0.07%)</td><td>1.53% (0.87%)</td><td>1.23% (0.63%)</td><td>1.50% (0.55%)</td><td>2.02% (0.77%)</td><td>2.97% (1.49%)</td></tr> </tbody> </table> <p>※ ()内は、うち条件緩和債権比率</p>	区分	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	一般病院	2.7%	2.5%	1.2%	0.8%	0.5%	特養 (従来型)	11.4%	11.1%	8.6%	7.2%	7.1%	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	1.50% (0.07%)	1.53% (0.87%)	1.23% (0.63%)	1.50% (0.55%)	2.02% (0.77%)	2.97% (1.49%)	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>累次のマイナス報酬改定等により医療、介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなり経営体力が低下する中、医師、看護師・介護職員の不足の影響を受けるとともに、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等に伴う民間金融機関の貸出態度の悪化もあり、資金繰りに支障を来す貸出先が増加したこと等から、中期計画の目標値の1.56%を上回る2.97%となったところである。他の金融機関と比較しても低い水準を維持しているものの目標達成できていないことから、当委員会としては、目標値の達成に向けてさらに努力を求める。</p> <p>一方、福祉医療機構に求められている役割(使命)は、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を支援することであることから、引き続き、貸出条件緩和や経営指導等による積極的な支援についても期待する。</p> <p>また、昨今の福祉施設や医療施設を取り巻く厳しい環境を踏まえ、福祉医療機構からの借入金の返済分を地域の民間金融機関から経営資金として融資を受けている可能性もあることから、今後、地域金融機関との連携強化を図ることが望まれる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リスク管理債権比率が2.97%に拡大し、目標(1.56%)を達成していない。 ○ 外部経済情勢など不可避の環境要因の影響を受け、経営環境が悪化したことは勘案すべき事項であり、地域医療福祉基盤の維持を優先し、リスク管理債権比率が目標に達しないことはやむを得ない。 ○ 債権悪化の未然防止の努力が見られる。 <p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策金融の評価であることを鑑みると、「新規融資の絶対額水準及び貸付対象並びに金利設定に関する利益差」、「リスク管理債権の絶対値と貸付残高に対する比率」、「リスク管理債権の管理体制」を同一評定項目とすることに無理がある。特に「リスク管理債権の貸付残高に対する比率」の数値目標が、経営環境を考慮した許容値ではなく、絶対値であることは正しい評定にならない恐れがある。 ○ 計上された数値がどの程度状況改善を表しているのかよくわからない。 ○ 経済状況等により目標を達成しなかったこと、その状況にどう対応したかを判断して評価とするのか、自己判定の基準がわかりにくい。 ○ 民間金融機関との連携強化(病院指導等を含む)が望まれる。
区分	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年																											
一般病院	2.7%	2.5%	1.2%	0.8%	0.5%																											
特養 (従来型)	11.4%	11.1%	8.6%	7.2%	7.1%																											
H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年																											
1.50% (0.07%)	1.53% (0.87%)	1.23% (0.63%)	1.50% (0.55%)	2.02% (0.77%)	2.97% (1.49%)																											
<p>[数値目標]</p> <p>① 平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減する。</p> <p>② 現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努める。</p>	<p>① 平成20年度の福祉医療貸付事業の新規融資額については、平成17年度と比べて13%縮減した予算(3,501億円)を策定したところであるが、新規融資額は1,576億円となった。</p> <p>なお、平成20年度における新規融資額については、度重なる介護報酬・診療報酬の引下げや施設整備に対する補助制度の変更及び金融不安や景気後退の影響を受けて、新規での設備投資等を手控えられたことにより、予算に対して大幅に減少している。</p> <p>※ 業務実績P36【新規融資額の縮減】#35参照</p> <p>② 利益差については、貸付金利と調達金利の金利差0.093%、利差額63百万円を確保した。</p> <p>※ 業務実績P36【利差益の確保】#36参照</p>																															

<p>③ 中期目標期間における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均（1.56%）を上回らないように努める。</p>	<p>③ 平成20年度末リスク管理債権は、2.97%（平成19年度末対比0.95%増）となった。第1期中期期間中の比率の平均1.56%との差は、1.41%である。</p> <p>これは、累次のマイナス報酬改定により医療、介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなり経営体力が低下する中、医師、看護師・介護職員の不足の影響を受けるとともに、民間金融機関の貸出態度の悪化もあり、資金繰りに支障を来す貸出先が増加したこと等が、主たる要因と考えられる。</p> <p>この様な中、当機構は、資金繰り資金に支障を来す貸出先に適切に対応するため、貸出条件緩和の積極的な実施により、対応してきたところである。</p> <p>こうした柔軟な対応により経営の立て直しや福祉施設、医療施設の再生を後押しすることによって、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続に貢献している。</p> <p>貸出条件緩和は、金融環境の厳しい中、貸付先の返済金の低減を実施することにより資金繰り資金の融資と同じ効果が生まれる措置であり、政策金融を担う機構の重要な使命と考えている。</p> <p>※ 業務実績P38【リスク管理債権比率】#39参照</p>	
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成しているか。 ○ 新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、利益の確保に関する中期目標を達成しているか。 なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを控除する。 ○ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進めているか。 ○ 繼続的に貸付先の経営情報を収集し、リスク管理債権等の傾向分析を行っているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策優先度の高い事業に対し優遇措置を講じ、効率的な政策融資を実施した。 <p>※ 業務実績P36【貸付対象等の見直し】#37参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理債権の抑制を図るため、貸付先より提出された事業報告書の分析を行うとともに、特に問題のある案件について、モニタリング等の継続的なフォローを実施した。 <p>※ 業務実績P37【福祉医療貸付事業における適切な債権管理】#38参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しい経営環境を踏まえ、リスク管理債権の動向を毎月役員等幹部に報告し問題の共有化を図った。 <p>四半期毎に開催する特殊債権処理状況報告会において、リスク管理債権の状況について、分析結果を役員等幹部に報告するとともに貸付関係部にフィードバックした。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取組んでいるか。 ○ 債権区分別に適切な管理を行っているか。 ○ 発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックし、リスク管理債権の抑制を図っているか。 ○ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均（1.56%）を上回らないように努めているか。 なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施設の経営環境の著しい悪化、療養病床の転換支援策による機構貸付金の償還期間の延長、貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。 ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点） 	<p>※ 業務実績P37【福祉医療貸付事業における適切な債権管理】#38参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営支援室、貸付関係各部と連携して、平成19年度の「リスク管理債権の増加要因分析」を行い、その結果を踏まえ「貸付・管理・経営支援連絡会議」において、リスク管理債権の未然防止策の検討を行い実行した。 <p>※ 業務実績P37【福祉医療貸付事業における適切な債権管理】#38参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 破綻先等、法的措置が必要な案件については、法的措置を実行するなど適切な債権管理により、H20年度は11件60百万円の回収を図っている。 <p>※ 業務実績P37【福祉医療貸付事業における適切な債権管理】#38参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理債権の動向を毎月役員等幹部に報告、また、リスク管理債権の状況を分析し、結果を貸付関係部にフィードバックした。 <p>※ 業務実績P37【福祉医療貸付事業における適切な債権管理】#38参照</p> <p>実績：×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標③】のとおりとなり、中期計画の目標を達成できなかった。 <p>※ 業務実績P38【リスク管理債権比率】#39参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療貸付事業においては、当機構は、金銭消費貸借契約の内容により作成した償還約定表に基づき、償還日に貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握する等、回収金等の管理を実施している。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療貸付事業におけるリスク管理債権については、施設を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、リスク管理債権の動向を毎月役員等幹部に報告するとともに、発生要因を分析し、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権の抑制に努めているところである。 <p>なお、近年、リスク管理債権比率が増加しているが、これは累次のマイナス報酬改定により医療、介護施設を取り巻く経営環境が年々厳</p>	
---	--	--

<p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>しくなり経営体力が低下する中、医師、看護師・介護職員の不足の影響を受けるとともに、民間金融機関の貸出態度の悪化もあり、資金繰りに支障を来す貸出先が増加したこと等が主たる要因と考える。</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付先からの回収が滞った場合、直ちに状況を確認するとともに、回収計画の変更が必要と判断された場合には、貸付先から提出された改善計画書を基に、その事業の公共性、経営状態等を十分に勘案のうえ、適正な審査を実施し、貸出条件の緩和による経営の立て直しや再生を支援しているところである。 	
--	--	--

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績																												
<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>																												
<p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。</p>	<p>(1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における延べ受講者数を12,600人以上とする。</p> <p>(2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、中期目標期間中の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。</p>	<p>(1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、平成20年度における延べ受講者数を2,520人以上とする。</p> <p>(2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、平成20年度の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。</p>	<p>【集団経営指導（セミナー）の開催実績】#40</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度においては、セミナーを17回開催し、積極的なPR活動やカリキュラムの改編等を実施することにより、セミナーの延べ受講者数等の平成20年度計画の数値目標を上回り、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者に提供した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>20年度計画</th><th>20年度実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催内容の告知</td><td>平均10週間(70日)前</td><td>平均70.1日前</td></tr> <tr> <td>延べ受講者数</td><td>2,520人以上</td><td>2,952人</td></tr> <tr> <td>満足度指標</td><td>平均65ポイント以上</td><td>平均71.6ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>[積極的なPR活動を実施] 関係誌への情報掲載の強化、機構の融資説明会でのPR [セミナーのカリキュラムを改編] 実務者向け要素の強化（施設開設・経営実務セミナー）、ディスカッション（障害者セミナー）、現場実践者による講義数増加（精神科セミナー）等</p> <p><添付資料：19・20></p> <p>【個別経営診断メニューの多様化】#41</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老人デイサービスセンター（試行的に実施）及び一般療養中間型病院の簡易経営診断を開始した。 <p>【個別経営診断の実績】#42</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度の実績は下記のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>診断種別</th><th>件 数</th><th>うち福祉</th><th>うち医療</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営分析診断</td><td>14</td><td>6</td><td>8</td></tr> <tr> <td>簡易経営診断</td><td>1,128</td><td>1,064</td><td>64</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>1,142</td><td>1,070</td><td>72</td></tr> </tbody> </table> <p>※上記の簡易経営診断には東京都からの受託（883件）を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営が悪化した施設に対する経営支援事業の実施に向け、福祉医療貸付で発生したリスク管理債権の事案について、発生要因の分析・予防に向けた諸方策を策定した。 <p><添付資料：21></p>	項目	20年度計画	20年度実績	開催内容の告知	平均10週間(70日)前	平均70.1日前	延べ受講者数	2,520人以上	2,952人	満足度指標	平均65ポイント以上	平均71.6ポイント	診断種別	件 数	うち福祉	うち医療	経営分析診断	14	6	8	簡易経営診断	1,128	1,064	64	合 計	1,142	1,070	72
項目	20年度計画	20年度実績																													
開催内容の告知	平均10週間(70日)前	平均70.1日前																													
延べ受講者数	2,520人以上	2,952人																													
満足度指標	平均65ポイント以上	平均71.6ポイント																													
診断種別	件 数	うち福祉	うち医療																												
経営分析診断	14	6	8																												
簡易経営診断	1,128	1,064	64																												
合 計	1,142	1,070	72																												

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績												
(3) 社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めること	<p>(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p> <p>(6) 施設経営者等が経営状況を客観的に把握できるように、年次計画に基づき、経営指標の対象施設の拡大を段階的に図る。</p>	<p>(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p> <p>(6) 年次計画案の策定と併せて、平成20年度中に、以下の対象施設経営指標の拡大を段階的に図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 認知症グループホームの経営指標の作成 ② 保育所にかかる経営情報収集開始 ③ 社会福祉法人全体にかかる経営情報収集開始 	<p>【個別経営診断の事務処理期間短縮】#43</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営分析診断の平均処理期間は30.8日となった。 <p>【経営指標の対象施設の拡大】#44</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年次計画を策定し、同計画に基づき次の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症グループホームの経営指標を試行的に作成した。 ・ 保育所にかかる経営情報の収集を開始し、試行的に作成した経営指標を経営セミナー資料に参考掲載し、情報提供を行った。 ・ 社会福祉法人全体について経営情報の収集を開始した。 <p><添付資料：22></p>												
	(7) 安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図る。	(7) 安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての調査・研究を行う。	<p>【法人全体の格付の調査・研究】#45</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内格付機関（R&I、JCR）等から病院・医療法人における格付等についてのヒアリングを行い、格付機関の格付けの考え方を確認した。 ○ 法人全体の経営情報のデータ分析を行いつつ、引き続き、法人全体の格付について調査・研究を行った。 												
	(8) 施設の経営実態及び経営改善事例や経営統合・分離手法等について年次計画に基づき調査研究を行い、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供する。	(8) 経営改善支援事業の重点化に向けて、現行の施設類型を踏まえ、施設の経営実態・改善手法等に關し、調査の年次計画案を作成し、これに従って調査を行い、その結果を取りまとめる。	<p>【経営改善支援事業の重点化と施設経営者に対する情報提供】#46</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営改善支援事業の実施に向け、現在の業務やデータ等を踏まえて、今後5年間の間で構築・開発していくべき事項を年次計画として取りまとめた。 ○ 緩和ケア病床を有する病院や救護施設など施設の経営実態についての調査を合計4法人グループに対して行い、報告書に調査結果を取りまとめた。 ○ 高齢者医療福祉施設の建設コストの改善に係る研究を行った。 <p><添付資料：23></p>												
(4) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。	(9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。	(9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。	<p>【各業務における収支相償】#47</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団経営指導及び個別経営診断とも機会をとらえてPRに努め、利用者、自己収入とも増となった。 <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収入</th> <th>費用</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団経営指導</td> <td>28,628</td> <td>26,013</td> <td>2,615</td> </tr> <tr> <td>個別経営診断</td> <td>10,701</td> <td>4,486</td> <td>6,215</td> </tr> </tbody> </table> <p>※費用は、会場借料、謝金、旅費、印刷製本費、運搬費等の事業の直接経費である。</p>	区分	収入	費用	差引	集団経営指導	28,628	26,013	2,615	個別経営診断	10,701	4,486	6,215
区分	収入	費用	差引												
集団経営指導	28,628	26,013	2,615												
個別経営診断	10,701	4,486	6,215												

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 8	評定	A																																										
			<p>平成20年4月から福祉医療経営指導業務の充実強化を図るために経営支援室を創設し、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営改善支援事業の重点化についての検討・準備を進め、平成21年度以降への基礎を固めたところである。</p> <p>集団経営指導（セミナー）については、積極的なPR活動の実施やカリキュラムの改編等を実施し、セミナーの延べ受講者数等の中期計画の目標値を上回る実績をあげ、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者に提供することができた。</p> <p>また、個別経営診断については、東京都からの受託業務もあり、年度計画の目標値280件を上回る1,142件を診断し、施設の健全経営を支援した。</p> <p>さらに、集団経営指導及び個別経営診断の各業務における収支相償については、実費相当額を上回る自己収入を確保することができた。</p>	<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>経営指導業務の充実強化を図るために経営支援室を設置するなど、経営改善支援事業を推進する取組みが進められている。</p> <p>集団経営指導（セミナー）については、積極的なPR活動の実施やカリキュラムの改編等を実施し、セミナー受講者数等において目標を上回る実績を上げ、個別経営診断についても、診断件数において目標を大幅に上回る実績を達成している。さらに、各業務における収支相償については、適切な料金設定と受講者の増加を図り、実費相当額を上回る実績をあげている。</p> <p>以上のように、民間の社会福祉・医療施設経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施しており、中期計画を上回る実績を上げていると評価する。</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セミナーについて、受講者からの要望等に対応したカリキュラムの改善を図り、開催内容の告知、受講者数、満足度指標のいずれも目標を上回っている。 ○ 個別経営診断件数が計画を大幅に上回っている。 (年度計画280件以上→1,142件) ○ 各業務の収支相償も目標を達成し、自己収益を確保している。 <p>（その他の意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営指導、コンサルティング活動は重要であり、さらなる充実を希望する。 ○ 安価なコンサルティング事業を拡大してほしい。 ○ 手続きの簡素化、指導力の専門家強化が望まれる。 ○ 近年の厳しい経営状況に合わせ経営診断・指導を一層期待する。 																																											
<p>[数値目標]</p> <p>① 集団経営指導については、次の数値目標を達成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>20年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催告知</td> <td>平均10週間前</td> <td>平均10週間前</td> </tr> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>2,520人以上</td> <td>12,600人以上</td> </tr> <tr> <td>満足度指標</td> <td>平均65ポイント以上</td> <td>平均65ポイント以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 個別経営指導については、次の数値目標を達成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>20年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ診断件数</td> <td>280件以上</td> <td>1,400件以上</td> </tr> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>50日以内</td> <td>50日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、中期目標期間</p>	項目	20年度計画	中期計画	開催告知	平均10週間前	平均10週間前	延べ受講者数	2,520人以上	12,600人以上	満足度指標	平均65ポイント以上	平均65ポイント以上	項目	20年度計画	中期計画	延べ診断件数	280件以上	1,400件以上	平均処理期間	50日以内	50日以内			<p>① 平成20年度においては、セミナーを17回開催し、積極的なPR活動やカリキュラムの改編等を実施することにより、セミナーの延べ受講者数等の平成20年度計画の数値目標を上回り、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者に提供することができた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>20年度計画</th> <th>20年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催告知</td> <td>平均10週間（70日）前</td> <td>平均70.1日前</td> </tr> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>2,520人以上</td> <td>2,952人</td> </tr> <tr> <td>満足度指標</td> <td>平均65ポイント以上</td> <td>71.6ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>[PR活動]</p> <p>関係誌への情報掲載の強化、機構の融資説明会でのPR</p> <p>[カリキュラムの改編]</p> <p>実務者向け要素の強化（施設開設・経営実務セミナー）、ディスカッション（障害者セミナー）、現場実践者による講義数増加（精神科セミナー）等</p> <p>※ 業務実績P43【集団経営指導（セミナー）の開催実績】#40参照</p> <p>② 積極的なPR活動や申込書記載内容の工夫などを行い、延べ診断件数及び平均処理期間の20年度計画の数値目標を上回った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>20年度計画</th> <th>20年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ診断件数</td> <td>280件以上</td> <td>1,142件</td> </tr> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>50日以内</td> <td>30.8日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 業務実績P43【個別経営診断の実績】#42参照</p> <p>③ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービ</p>	項目	20年度計画	20年度実績	開催告知	平均10週間（70日）前	平均70.1日前	延べ受講者数	2,520人以上	2,952人	満足度指標	平均65ポイント以上	71.6ポイント	項目	20年度計画	20年度実績	延べ診断件数	280件以上	1,142件	平均処理期間	50日以内	30.8日		
項目	20年度計画	中期計画																																													
開催告知	平均10週間前	平均10週間前																																													
延べ受講者数	2,520人以上	12,600人以上																																													
満足度指標	平均65ポイント以上	平均65ポイント以上																																													
項目	20年度計画	中期計画																																													
延べ診断件数	280件以上	1,400件以上																																													
平均処理期間	50日以内	50日以内																																													
項目	20年度計画	20年度実績																																													
開催告知	平均10週間（70日）前	平均70.1日前																																													
延べ受講者数	2,520人以上	2,952人																																													
満足度指標	平均65ポイント以上	71.6ポイント																																													
項目	20年度計画	20年度実績																																													
延べ診断件数	280件以上	1,142件																																													
平均処理期間	50日以内	30.8日																																													

中、実費相当額を上回る自己収入を確保する。	<p>ス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、次のとおり実費相当額を上回る自己収入を確保した。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1191 316 2105 451"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>収入</th><th>費用</th><th>差引</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団経営指導</td><td>28,628</td><td>26,013</td><td>2,615</td></tr> <tr> <td>個別経営診断</td><td>10,701</td><td>4,486</td><td>6,215</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 業務実績P44【各業務における収支相償】#47参照</p>	区分	収入	費用	差引	集団経営指導	28,628	26,013	2,615	個別経営診断	10,701	4,486	6,215	
区分	収入	費用	差引											
集団経営指導	28,628	26,013	2,615											
個別経営診断	10,701	4,486	6,215											
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セミナーの開催告知について、中期計画に定められた期間内に行なうなど、受講希望者の機会確保とPRに努めたか。 ○ セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。 ○ カリキュラムの工夫により、受講者へのアンケート調査における満足度指標が中期計画を達成しているか。 ○ 法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等の診断メニューの多様化を段階的に実施し、個別経営診断の普及に努めているか。 ○ 個別経営診断について、延べ診断件数が中期計画を達成しているか。 ○ 経営改善支援事業に重点化を図り、問題点の解決に重点を置いた診断・支援を適切に実施し、健全な施設経営の支援に努めているか。 ○ 申込書受理日から報告書提示までの所要期間が中期計画を達成しているか。 ○ 経営指標の対象施設の拡大を段階的に図っているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに老人デイサービスセンター及び一般療養中間型病院の簡易経営診断を開始し、経営診断の多様化を図った。 <p>※ 業務実績P43【個別経営診断メニューの多様化】#41参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療貸付で発生したリスク管理債権の事案について、発生要因を分析し、予防に向けた諸方策を策定した。 <p>※ 業務実績P43【個別経営診断の実績】#42参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営改善支援事業の実施に向け、現在の業務やデータ等を踏まえて、今後5年間の間で構築・開発していくべき事項を年次計画として取りまとめた。 <p>※ 業務実績P44【経営改善支援事業の重点化と施設経営者に対する情報提供】#46参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度は認知症グループホーム、保育所の指標を試行的に作成し、対象施設の拡大を図った。また、社会福祉法人全体にかかる経営情報収集開始し、法人全体の経営指標作成へ向けた準備を行った。 													

<ul style="list-style-type: none"> ○ 財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図っているか。 ○ 施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供しているか。 ○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。 	<p>※ 業務実績P44【経営指標の対象施設の拡大】#44参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 格付機関の格付けを参考に、格付けの基本的な考え方をヒアリングするとともに、法人情報全体のデータ分析を行い、格付け導入のための基礎研究を行った。 <p>※ 業務実績P44【法人全体の格付の調査・研究】#45参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営セミナー及び経営診断では高い顧客満足を獲得し、また広報誌WAMや、外部セミナーへの講師派遣、WEBなど多様な機会をとらえて情報発信を行った。 <p>※ 業務実績P44【経営改善支援事業の重点化と施設経営者に対する情報提供】#46参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標③】のとおり実費相当額を上回る自己収入を確保した。 	
--	---	--

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
<p>5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施）</p> <p>長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めること。</p>	<p>5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施）</p> <p>長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努める。</p>	<p>5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施）</p> <p>長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により、平成19事業年度分の助成事業の適切な評価、平成20事業年度分の助成事業の適正な実施、並びに平成21事業年度分の助成事業の募集及び選定の適正な実施に努めることとする。</p>	<p>5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施）</p> <p>長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により、平成19事業年度分の助成事業の適切な評価、平成20事業年度分の助成事業の適正な実施、並びに平成21事業年度分の助成事業の募集及び選定の適正な実施に努めた。</p>
<p>(1) 長寿・子育て・障害者基金の助成事業（以下「基金助成事業」という。）の募集に当たっては、毎年度、助成方針を定め公表すること。その際、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即して、毎年度、各基金ごとに、同事業の目的にふさわしい重点助成分野を国と協議のうえ設定し、助成方針に明記すること。</p> <p>その際、毎年度、各基金ごとに設定した重点助成分野についても、併せて募集要領等に明記する。</p>	<p>(1) 長寿・子育て・障害者基金の助成事業（以下「基金助成事業」という。）の募集に当たっては、毎年度、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、前年度に実施した事後評価結果等を踏まえ、助成方針を定め、募集要領等に明記する。</p> <p>① 平成21事業年度分の助成にあたり、重点助成分野については、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即して、各基</p>	<p>(1) 長寿・子育て・障害者基金の助成事業（以下「基金助成事業」という。）の募集に当たっては、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、平成19事業年度に実施した事後評価結果等を踏まえ、平成21事業年度助成方針を定め、当該事業年度募集要領等に明記する。</p>	<p>【募集要領等の策定】#48</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21事業年度分助成事業の募集について、以下の改正を行い、募集要領に明記した。 <ul style="list-style-type: none"> a 重点助成分野の大幅な見直し（新規7、見直し4） 重点助成分野については、政策課題や多様化する国民ニーズに対応するため、前年度の重点助成分野の見直しに加え、新たに7事業を追加して合計で17事業を対象とした。 b 地域における独創的・先駆的事業（以下「特別分」という。）にかかる複数年助成の対象拡大 これまで4事業に限定していたものを、重点助成分野の見直しに伴って、17事業に対象拡大した。 c 地域の実情に即したきめ細かな事業（以下「地方分」という。）にかかるモデル事業の見直し 次の2事業を地方分モデル事業の対象事業とした。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 団塊世代等による孤立した高齢者への支援事業 ・ 父親の子育て活動促進・ネットワーク事業 <p><添付資料：25・26></p> <p>【重点助成分野の周知・採択】#49</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21事業年度分の助成事業の募集に当たり、募集要領に17事業の「重点助成分野」を設定、明記し、機構のホームページへの掲載、ダイレクトメールの送付により周知を図るとともに、都道府県・指定都市社会福祉協議会を対象とした事務説明会

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績															
また、幅広く助成配分する観点から、重点助成分野の見直しを行う等、事業	また、基金で幅広く助成配分する観点から、必要性や効果を十分考慮し、 ② 幅広く助成配分する観点から、必要性や効果を十分考慮し、平成21	<p>金ごとに、同事業の目的にふさわしい分野を設定し、当該事業年度募集要領等に明記する。</p> <p>○ 「平成21年度における長寿・子育て・障害者基金事業の選定方針（以下「選定方針」という。）」で、「重点助成分野に関する助成事業を優先的に選定すること」を明記し、平成21年3月の基金事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において上記選定方針に基づき選定した結果、重点助成分野に関する事業として、以下のとおり532事業を採択した。（注：重点助成分野532事業には地方分モデル事業15事業を含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の種類</th> <th>採択事業数</th> <th>重点助成分野 (★新規7事業、○見直し4事業、・継続6事業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長寿社会福祉基金</td> <td>15事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 孤独死防止対策に関する事業 ○ 認知症等の高齢者を介護する家族の負担軽減に関する事業（見直し①） ・ 団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業 ★ 福祉・介護サービス従事者の人材確保・職場定着・離職防止に関する事業（新規①） ○ 医療的ケアが必要な障害児・者の家族の支援に関する事業（見直し②） ★ 高齢者の介護予防の支援に関する事業（新規②） ★ 自治会・町内会、ボランティア等の地域住民による地域福祉活動活性化事業（新規③） ★ 障害者の権利擁護普及促進事業（新規④） ・ 障害者の自立生活・就労の支援に関する事業 ★ 介護保険における小規模多機能居宅介護など地域密着型サービスの普及・促進を図るための事業（新規⑤） ・ 子育て支援のネットワークづくりに関する事業 ・ 子どもにとっての安全、安心な地域環境づくり活動に関する事業 ○ 障害児のきょうだい（兄弟姉妹）支援に関する事業（見直し③） ★ 妊娠出産期の支援に関する事業（新規⑥） ○ 児童虐待・DV・いじめ等により保護・支援が必要な子ども・家庭の支援強化事業（見直し④） ★ 母子家庭の就業支援及び養育費の確保に関する事業（新規⑦） ・ 國際大会における選手の育成・強化に関する事業 </td> </tr> <tr> <td>高齢者・障害者福祉基金</td> <td>310事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て支援基金</td> <td>196事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ支援基金</td> <td>11事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基金の種類	採択事業数	重点助成分野 (★新規7事業、○見直し4事業、・継続6事業)	長寿社会福祉基金	15事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤独死防止対策に関する事業 ○ 認知症等の高齢者を介護する家族の負担軽減に関する事業（見直し①） ・ 団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業 ★ 福祉・介護サービス従事者の人材確保・職場定着・離職防止に関する事業（新規①） ○ 医療的ケアが必要な障害児・者の家族の支援に関する事業（見直し②） ★ 高齢者の介護予防の支援に関する事業（新規②） ★ 自治会・町内会、ボランティア等の地域住民による地域福祉活動活性化事業（新規③） ★ 障害者の権利擁護普及促進事業（新規④） ・ 障害者の自立生活・就労の支援に関する事業 ★ 介護保険における小規模多機能居宅介護など地域密着型サービスの普及・促進を図るための事業（新規⑤） ・ 子育て支援のネットワークづくりに関する事業 ・ 子どもにとっての安全、安心な地域環境づくり活動に関する事業 ○ 障害児のきょうだい（兄弟姉妹）支援に関する事業（見直し③） ★ 妊娠出産期の支援に関する事業（新規⑥） ○ 児童虐待・DV・いじめ等により保護・支援が必要な子ども・家庭の支援強化事業（見直し④） ★ 母子家庭の就業支援及び養育費の確保に関する事業（新規⑦） ・ 國際大会における選手の育成・強化に関する事業 	高齢者・障害者福祉基金	310事業		子育て支援基金	196事業		障害者スポーツ支援基金	11事業		<p>を開催するなど、幅広く周知した。</p> <p>＜添付資料：25・26＞</p> <p>○ 平成19年12月24日に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画の中で「講</p> <p>【助成事業の固定化回避】#50</p> <p>○ 平成19年12月24日に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画の中で「講</p> <p>＜添付資料：27・28＞</p>
基金の種類	採択事業数	重点助成分野 (★新規7事業、○見直し4事業、・継続6事業)																
長寿社会福祉基金	15事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤独死防止対策に関する事業 ○ 認知症等の高齢者を介護する家族の負担軽減に関する事業（見直し①） ・ 団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業 ★ 福祉・介護サービス従事者の人材確保・職場定着・離職防止に関する事業（新規①） ○ 医療的ケアが必要な障害児・者の家族の支援に関する事業（見直し②） ★ 高齢者の介護予防の支援に関する事業（新規②） ★ 自治会・町内会、ボランティア等の地域住民による地域福祉活動活性化事業（新規③） ★ 障害者の権利擁護普及促進事業（新規④） ・ 障害者の自立生活・就労の支援に関する事業 ★ 介護保険における小規模多機能居宅介護など地域密着型サービスの普及・促進を図るための事業（新規⑤） ・ 子育て支援のネットワークづくりに関する事業 ・ 子どもにとっての安全、安心な地域環境づくり活動に関する事業 ○ 障害児のきょうだい（兄弟姉妹）支援に関する事業（見直し③） ★ 妊娠出産期の支援に関する事業（新規⑥） ○ 児童虐待・DV・いじめ等により保護・支援が必要な子ども・家庭の支援強化事業（見直し④） ★ 母子家庭の就業支援及び養育費の確保に関する事業（新規⑦） ・ 國際大会における選手の育成・強化に関する事業 																
高齢者・障害者福祉基金	310事業																	
子育て支援基金	196事業																	
障害者スポーツ支援基金	11事業																	

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績																																									
内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。	事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努める。	事業年度において、重点助成分野の見直しを行う等、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避についての方策をたてる。	すべき措置」とされた「助成事業の選定に当たっての固定化回避」について、選定方針に、その対応を明記し、審査要領で具体的な審査方法を定めた。 ＜添付資料：27＞																																									
(2) 基金助成事業の選定については、毎年度、選定方針を定め、外部有識者からなる委員会において公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図ること。	(2) 基金助成事業の選定に当たっては、毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行う。 この際、以下の方針を助成方針に明記し、当方針に基づき審査・採択を行う。	(2) 平成21事業年度の基金助成事業の選定に当たっては、審査・評価委員会において、平成19事業年度分の事業評価の成果も踏まえ、次の内容を明記した平成21事業年度分の選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。	<p>【助成事業の選定】#51</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21事業年度分助成事業については、事後評価の中間取りまとめの内容及び平成19年12月24日に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画を踏まえて策定された選定方針に基づき、審査・評価委員会において審議し、969事業（一般分174、特別分87、地方分708）を選定した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">要望</th> <th colspan="2">採択</th> <th colspan="2">採択率</th> </tr> <tr> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (%)</th> <th>金額 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般分</td> <td>180</td> <td>2,184</td> <td>174</td> <td>1,709</td> <td>96.7</td> <td>78.2</td> </tr> <tr> <td>特別分</td> <td>468</td> <td>1,844</td> <td>87</td> <td>374</td> <td>18.6</td> <td>20.3</td> </tr> <tr> <td>地方分</td> <td>1,260</td> <td>2,075</td> <td>708</td> <td>1,168</td> <td>56.2</td> <td>56.3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,908</td> <td>6,103</td> <td>969</td> <td>3,251</td> <td>50.8</td> <td>53.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般分とは、全国的な効果を期待して実施する事業をいう。 ※地方分の「要望」については、各社会福祉協議会が受理した件数及び金額である。 ※事業数及び金額には、複数年助成事業を含む。</p> <p>＜添付資料：27・28＞</p> <p>【事務説明会等の実施】#52</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分の取り扱いについて、窓口となる都道府県・指定都市社会福祉協議会を対象とした事務説明会を開催（平成20年8月22日）するとともに、同協議会が開催する説明会に対して機構職員を派遣（9都県市）し、基金事業の説明や個別相談に応えるなど、助成事業にかかる適切な対応及び連携を図った。 ○ 前年度の事業評価において特に評価の高かった事業等を紹介する事業報告会の開催に合わせて、個別相談の機会を設けるとともに、助成事業の適正な執行に資するため、事業報告会を開催した3県の社会福祉協議会において、当該地域の助成先団体を対象に事務指導を実施した。 <p>【選定方針等の見直し】#53</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19事業年度分助成事業に関するヒアリング評価等の結果及び審査・評価委員会において一般分の審査方法や採択基準の見直しなどについての具体的改善の必要性が提起されたことを踏まえ、基金事業審査・評価委員会評価部会（以下「評価部会」という。）において「平成21年度助成事業の選定に当たっての留意事項」を取りまとめた。 ○ その内容を受け、基金事業審査・評価委員会審査部会（以下「審査部会」という。）において、選定方針を策定し、事業選定に当たっての基本的な考え方を整理するとともに、助成対象団体・法人の固定化回避への対応、地域の民間福祉活動を支援していくため、特に今日的なニーズや課題に対応した事業に対し、機構が主体性をもって積 	区分	要望		採択		採択率		事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)	一般分	180	2,184	174	1,709	96.7	78.2	特別分	468	1,844	87	374	18.6	20.3	地方分	1,260	2,075	708	1,168	56.2	56.3	合計	1,908	6,103	969	3,251	50.8	53.3
区分	要望		採択		採択率																																							
	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)																																						
一般分	180	2,184	174	1,709	96.7	78.2																																						
特別分	468	1,844	87	374	18.6	20.3																																						
地方分	1,260	2,075	708	1,168	56.2	56.3																																						
合計	1,908	6,103	969	3,251	50.8	53.3																																						

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績																													
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続の能力及び意向を重視した審査、選定を行い、事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成終了後も継続されること。 ・ 全国的な効果を期待して実施する事業については、より一層厳格な審査を行うとともに、地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業について、優先的な採択を行うことにより、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が独創的・先駆的事業等であること。 	<p>内容や全国への波及効果等をよく勘案したうえで、選定方針等の見直しを行うものとする。</p> <p>② 特別分及び地方分については、事業継続の能力及び意向を重視した審査、選定を行い、事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成終了後も継続されるように事業を選定するものとする。</p> <p>③ 一般分については、事業の積極的な普及啓発の観点から、事業内容や事業の波及効果等に重点を置いた審査を行うとともに、特別分及び地方分について、優先的な採択を行うことにより、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が独創的・先駆的事業等であるものとする。</p>	<p>極的に支援していくことを明記した。</p> <p>＜添付資料：27・28＞</p> <p>【助成事業の継続状況の調査】#54</p> <p>○ 平成18事業年度分助成事業に関して助成終了後も引き続き事業を継続しているかについて、フォローアップ調査を平成20年7月に実施した。その結果以下のとおり、助成事業終了後も多くの事業が継続して実施されており、助成が事業の立ち上げや新しい展開を支援していることが確認できた。</p> <p>なお、当調査結果については、平成20年11月の評価部会に報告の上、広報誌及び機構ホームページ等により公表した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">助成事業の種類</th> <th style="text-align: center;">助成事業 (a)</th> <th style="text-align: center;">継続事業 (b)</th> <th style="text-align: center;">継続率 (b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別分助成 (地域における独創的・先駆的事業を対象)</td> <td style="text-align: center;">79事業</td> <td style="text-align: center;">72事業</td> <td style="text-align: center;">91.1%</td> </tr> <tr> <td>地方分助成 (地域の実情に即したきめ細かな事業を対象)</td> <td style="text-align: center;">594事業</td> <td style="text-align: center;">552事業</td> <td style="text-align: center;">92.9%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">673事業</td> <td style="text-align: center;">624事業</td> <td style="text-align: center;">92.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【独創的・先駆的事業等への助成】#55</p> <p>○ 平成21事業年度分助成事業の選定に当たり、選定方針に「地域における独創的・先駆的な活動や地域の実情に即したきめ細かな事業など、地域における民間の創意工夫を活かした福祉活動を推進するため、『特別分』及び『地方分』助成事業が全助成事業の80%以上となるよう配慮する」ことを明記し、平成21年3月の審査・評価委員会において上記選定方針に基づき選定した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">全助成事業数 (a)</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">特別分+地方分 (b)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">占有率 (b/a)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">特 別 分</th> <th style="text-align: center;">地 方 分</th> <th style="text-align: center;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">969</td> <td style="text-align: center;">87</td> <td style="text-align: center;">708</td> <td style="text-align: center;">795</td> <td style="text-align: center;">82.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 助成事業数には、複数年助成事業（二年次目）を含む。</p> <p>＜添付資料：27・28＞</p>	助成事業の種類	助成事業 (a)	継続事業 (b)	継続率 (b/a)	特別分助成 (地域における独創的・先駆的事業を対象)	79事業	72事業	91.1%	地方分助成 (地域の実情に即したきめ細かな事業を対象)	594事業	552事業	92.9%	合 計	673事業	624事業	92.7%	全助成事業数 (a)	特別分+地方分 (b)			占有率 (b/a)	特 別 分	地 方 分	計	969	87	708	795	82.0%
助成事業の種類	助成事業 (a)	継続事業 (b)	継続率 (b/a)																													
特別分助成 (地域における独創的・先駆的事業を対象)	79事業	72事業	91.1%																													
地方分助成 (地域の実情に即したきめ細かな事業を対象)	594事業	552事業	92.9%																													
合 計	673事業	624事業	92.7%																													
全助成事業数 (a)	特別分+地方分 (b)			占有率 (b/a)																												
	特 別 分	地 方 分	計																													
969	87	708	795	82.0%																												
(3) 助成事業交付申請等に当たっての事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行うこと。	(3) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などをを行う。	(3) 平成20事業年度において、助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、特別分助成金の各種提出書類（助成金交付要望書、助成金交付申請書、概算払請求書及び事業完了報告書等）にかかる電子申請システムを構築し、試行	<p>【各種提出書類の電子化等】#56</p> <p>○ 平成20年4月から特別分助成金の交付申請書及び概算払請求書にかかる電子申請システムの稼働を開始した。さらに、助成金交付要望書及び事業完了報告書にかかるシステムの追加開発を行い、9月1日から運用を開始した。</p> <p>また、自己評価書の電子申請システムによる提出についても、平成21年3月から運用を開始した。</p>																													

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績						
		的に運用を開始する。							
(4) 基金の運用については、安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも可能な限り運用効率を高めるよう努めること。	(4) 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。	(4) 平成20事業年度分の助成金交付申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。	<p>【助成金交付までの事務処理期間短縮】#57</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20事業年度助成成分の交付決定については、中期目標の事務処理期間である平均30日より短い20.4日で処理することができた。 						
	(5) 安全で安定的な運用収益を確実に上げるための運用方法を検討し、計画的に導入する。	(5) 安全で安定的な運用収益を確実に上げるための運用方法を検討し、計画的に導入する。	<p>【基金の効率的な運用の検討】#58</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全で安定的な運用収益を確実に上げるため、ラダー型運用を計画的に構築しており、その完成年度を早めるための運用計画の見直しを行った。 						
	(6) 経済情勢や市場状況に関する情報を不斷に把握し、安全確実で、かつ、効率的な運用を行い、長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。	(6) 経済情勢や市場状況に関する情報を不斷に把握し、安全確実で、かつ、効率的な運用を行い、長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。	<p>【基金の運用実績】#59</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財投機関債を中心とした運用を行い、再運用した245億円について、長期金利指標である国債の平均利回り1.68%を0.25%上回る実績を上げた。 <p>《平均運用利回り》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成20年度実績</th> <th>国債で運用した場合</th> <th>差引き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.93%</td> <td>1.68%</td> <td>0.25%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、日常的な情報収集に加えて、職員の専門能力の向上を図るために、外部セミナーへの職員派遣、エコノミストを招聘しての勉強会を開催した。（実績：外部セミナー：38回、延べ48人参加、内部勉強会：3回、延べ125人参加） 	平成20年度実績	国債で運用した場合	差引き	1.93%	1.68%	0.25%
平成20年度実績	国債で運用した場合	差引き							
1.93%	1.68%	0.25%							

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 9	評定	A
		<p>助成事業の募集及び選定（採択）については、審査・評価委員会において事後評価結果等を反映した募集要領・選定方針等を策定した上で実施し、公平性及び透明性を確保することができた。</p> <p>重点助成分野の設定については、助成事業の固定化回避の観点から、4分野を見直し、7分野を新規追加することにより、政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行った。</p> <p>また、平成18年度分助成事業における継続率については、中期計画の目標値85%を上回る92.7%を確認することができた。</p> <p>さらに、独創的・先駆的事業等への助成事業についても、中期計画の目標値80%を上回る全助成事業のうち82.0%を選定することができた。</p> <p>一方、助成業務の事務手続きに関しては、助成先団体からの各種提出書類を電子化し、助成先団体等の事務負担の軽減を図るとともに、助成金の交付申請処理期間については、20.4日となり、中期計画の目標値30日以内で処理することができた。</p>	<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>助成事業の募集及び選定（採択）については、外部有識者からなる審査・評価委員会において、事後評価結果等を反映し、募集要領・選定方針等を策定し、公平性・透明性の確保が図られている。また、助成終了後の事業継続の割合や独創的・先駆的事業等の優先採択の割合は、目標を大きく上回っている。さらに、助成金交付申請書の受理から交付決定までの平均事務処理期間も目標を達成している。基金の運用については、長期金利の指標である国債の平均利回りを上回る運用収益を確保している。</p> <p>以上のように、全体的に透明で公正な助成の実施が行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p> <p>今後とも引き続き重点助成分野を見直すなど、社会情勢を踏まえた国民のニーズにあった事業への助成を期待する。</p>	<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部有識者からなる審査・評価委員会において、募集要領・選定方針等を策定し、公平性・透明性の確保が図られている。 ○ 助成終了後の事業の継続状況、独創的・先駆的事業等への助成、助成金交付までの事務処理期間短縮について、目標を上回る実績を上げている。 ○ 基金の運用実績では、国債を上回る利回りを確保している。 <p>（その他の意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成の対象について、社会情勢に合わせた見直しを続行してほしい。 	
<p>[数値目標]</p> <p>① 地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成終了後も継続されること。</p> <p>② 地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業について、優先的な採択を行うことにより、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が独創的・先駆的事業等であること。</p> <p>③ 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>④ 長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。</p>		<p>① 平成18事業年度分助成事業のフォローアップ調査を実施した結果、92.7%の継続率となり、中期計画の目標値である85%を超えていることが確認できた。</p> <p>※ 業務実績P51【助成事業の継続状況の調査】#54参照</p> <p>② 地域における独創的・先駆的事業等について、優先的な採択を行うことにより、全助成件数の82.0%となり、中期計画（20年度計画）の目標値である80%を超える採択を行うことができた。</p> <p>※ 業務実績P51【独創的・先駆的事業等への助成】#55参照</p> <p>③ 平成20事業年度分の助成金の交付申請処理にあたって、助成事業の事務手引き（団体用）の更なる改善や申請様式の簡略化などの事務処理方法の改善を実施した結果、交付申請から交付決定までの所要期間は20.4日となり、中期計画の目標値である平均処理期間30日以内で処理することができた。</p> <p>※ 業務実績P52【助成金交付までの事務処理期間短縮】#57参照</p> <p>④ 財投機関債を中心とした再運用により、長期金利指標である国債の平均利回りを0.25%上回る運用収益を上げた。</p> <p>※ 業務実績P52【基金の運用実績】#59参照</p>			

[評価の視点]

- 毎年度、外部有識者からなる審査・評価委員会において、前年度に実施した事後評価結果等を踏まえ、助成方針を定め、募集要領等に明記しているか。
- 每年度、政策課題や多様化する国民ニーズに即した重点助成分野が設定されているか。
- 基金で幅広く助成配分する観点から、重点助成分野の見直しを行う等、助成事業の固定化回避に努めているか。
- 每年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。
- 地域の実情に即したきめ細かな事業の推薦に均一性を確保するため、毎年、事務説明会を開くほか、必要に応じて事務指導を行っているか。
- 地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、助成終了後も事業を継続している助成団体割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。（助成事業実施の翌々年度に測定）

実績：○

- ・ 平成21事業年度助成分の募集に際して、審査・評価委員会において、平成19年度に実施した事後評価の結果による提言を反映させた募集要領を策定し、募集することができた。
また、平成20年度に実施した自己評価及びヒアリング評価結果等を平成21事業年度助成分の選定に反映させるため、「平成21年度助成事業の選定にあたっての留意事項」としてとりまとめ、選定方針に反映させることができた。
※ 業務実績P48【募集要領等の策定】#48、P50【選定方針等の見直し】#53、P56【事後評価の結果の反映】#61参照

実績：○

- ・ 助成事業の選定に先立って、重点助成分野のうち4分野を見直すとともに、地域の民間福祉活動を支援していくため、特に今日的なニーズや課題に対応した助成を行うため、新規に7分野を追加して17分野とし、政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うことができた。
※ 業務実績P48【募集要領等の策定】#48、【重点助成分野の周知・採択】#49、P49【助成事業の固定化回避】#50参考

実績：○

- ・ 平成19事業年度分助成事業に関するヒアリング評価等の結果及び審査・評価委員会において一般分の審査方法や採択基準の見直しなどについての具体的改善の必要性が提起されたことを踏まえ、評価部会において留意事項をとりまとめた。その内容を受け、審査部会において選定方針を策定し、事業選定に当たっての基本的な考え方を整理した上で、審査・採択を行うことができた。

※ 業務実績P48【重点助成分野の周知・採択】#49、P50【助成事業の選定】#51、【選定方針等の見直し】#53、P56【事後評価の結果の反映】#61参照

実績：○

- ・ 地方分の推薦に均一性を確保するため、助成事務の窓口となる都道府県・指定都市社会福祉協議会を対象とした事業説明会を開催する一方、9都県市において、機構職員を派遣して、助成事業の説明や個別相談に応じるなど、必要な事務指導を実施した。

※ 業務実績P50【事務説明会等の実施】#52参考

実績：○

- ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 総助成件数に占める特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業への助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。 ○ 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行っているか。 ○ 助成金交付申請書受理日から交付決定日までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。 ○ 安全で安定的な運用収益を確実に上げるための運用方法を検討し、計画的に導入しているか。 ○ 長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種提出書類については、以下により電子申請システムの運用を開始し、助成先団体等の事務負担軽減を図った。 平成20年4月～ 特別分助成金の交付申請書及び概算払請求書 9月～ 助成金交付要望書及び事業完了報告書等 平成21年3月～ 自己評価書 ※ 業務実績P51【各種提出書類の電子化等】#56参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標③】のとおり中期計画を達成した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用方法の見直しについては、第2期中期計画上の運用収入を上回ること、及び現行の運用計画上のラダー運用計画完成年度を早めることをポイントに見直しを行い、運用効率を高めた。 ※ 業務実績P52【基金の効率的な運用の検討】#58参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標④】のとおり国債の平均金利を上回る運用収益を上げた。 	
--	--	--

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
<p>6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及）</p> <p>(1) 助成した事業の事後評価制度については、毎年度、評価すべき重点事項を定めた評価方針を定め、効率的かつ効果的な運営を行い、事後評価の結果を助成制度の改善に適正に反映すること。</p>	<p>6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及）</p> <p>(1) 事後評価制度の効率的かつ効果的な運用を図るため、毎年度、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施する。</p>	<p>6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及）</p> <p>(1) 事後評価制度の効率的かつ効果的な運用を図るため、平成20事業年度において、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき、事後評価を実施する。</p> <p>特に、事後評価のうち、助成団体へのヒアリングを通して行う評価については、平成20事業年度において100事業以上実施するものとする。</p>	<p>6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及）</p> <p>【助成事業の事後評価の実施】#60</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年6月の評価部会において、平成20年度に評価すべき重点事項等を定めた事後評価方針を定めた。 また、特にヒアリング評価については、その事後評価方針に基づき、外部有識者からなる評価部会の委員等により126事業について実施した。
<p>(2) 活動団体の応募機会の確保に努めるとともに、活動団体が利用し易い基金助成制度とするため、事後評価の結果を踏まえて、制度の継続的な改善を行うこと。</p>	<p>(2) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、活動団体が利用し易い基金助成制度とするため、募集要領、選定方針等に反映するなど、基金助成制度の継続的な改善に活用する。</p>	<p>(2) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、活動団体が利用し易い基金助成制度とするため、平成21事業年度の募集要領、選定方針等に反映するなど、基金助成制度の継続的な改善に活用する。</p>	<p>【事後評価の結果の反映】#61</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 昨年度の事後評価結果については、平成21事業年度分助成事業の募集要領に反映した。 ○ 自己評価及びヒアリング評価の結果等を早急に助成事業の選定に反映させるため、評価部会において「平成21年度助成事業の選定に当たっての留意事項」をとりまとめ、審査部会において策定する選定方針に反映させた。 なお、書面評価等を含めた平成19事業年度分助成事業の事後評価結果については、平成21年3月の審査・評価委員会において、最終報告（平成19年度助成事業に関する事後評価報告書）を行い、この中の提言は、平成22年度助成事業の募集要領等の見直し等に反映されることとしている。
<p>(3) 基金助成事業の助成対象は特定非営利活動法人等組織基盤が脆弱な団体が多いことを踏まえ、事業活動に関する相談の充実に努めること。</p>	<p>(3) 職員の専門性を高めることにより、助成団体の事業実施に対し的確な助言ができるよう努める。</p> <p>(4) 助成事業の事後評価後においても、活動団体の継続的な状況の把握に努める。</p>	<p>(3) 基金助成事業の効果を高めるため、平成20事業年度においては、活動団体の事業企画などに関する相談に応じられるよう調査・研究を行うとともに、職員の専門性の向上を図るために研修を計画的に行う。</p> <p>(4) 助成事業の事後評価後においても、平成20事業年度において、1年経過後に行うフォローアップ調査に加え、さらに数年後にもフォローアップ調査を計画・実施し、活動団体の継続的な状況の把握に努めるとともに、その成果を平成21事業年度の募集要領及び選定方針等に活かす。</p>	<p>【職員の専門性の向上】#62</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間福祉活動の支援強化のためのプロジェクトチームを立ち上げ、民間福祉活動を支援するために必要な専門性の向上を目的とした勉強会を8回実施した。 加えて、助成事業に限らず、地域の福祉医療の実践現場に赴き、取り組みの現状や課題について意見交換するとともに、その内容について機構内の共用掲示板（インターネット）を利用して情報の共有化を図った。 <p>【事後評価後の継続的フォローアップの実施】#63</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従来から実施している1年経過後の事業のフォローアップ調査に加え、3年経過後の事業についてもフォローアップ調査を実施し、これらの結果を平成21年3月の審査・評価委員会において報告した。これらの成果については、平成21事業年度の募集要領及び選定方針に反映させるとともに、特に優れた取組みについては、ホームページや広報誌などで公表し、広く周知を行った。

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
(4) 事後評価等の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。	(5) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表し、広く周知を行うほか、他の助成団体等との情報の共有化等を行う。	(5) 事後評価結果等を踏まえ、平成20事業年度において、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページや広報誌などで公表し、広く周知を行うほか、他の助成団体等との情報の共有化や意見交換を行うなどにより、民間福祉団体のニーズを把握する。	<p>【事後評価結果の公表等】#64</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価結果の公表等については、事業報告会を8月に開催し、事後評価において特に評価の高かった助成事業等の事業報告、機構の助成制度説明に加え、日本財団、県共同募金会、(財)助成財団センターからも制度の説明等を行うなど他の民間助成団体と連携して実施した。 ○ 平成21事業年度分助成事業の募集に合わせて、日本財団、(財)助成財団センターと共同して助成事業説明会を実施(平成20年9月6日)し、助成金の申請を予定している団体に対して、それぞれの助成制度の違い、助成対象となる事業などの説明を行うとともに、各団体のニーズに合わせた個別相談会を実施した。 ○ 平成19事業年度分助成事業の事後評価について、平成21年3月の審査・評価委員会において報告した後、事後評価報告書をホームページに掲載した。また、高い評価を受けた特に優れた事業については、事後評価報告書に明記するとともに、ホームページで紹介した。 <p style="text-align: right;"><添付資料：29></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間助成事業情報交換会(年2回実施)において、民間の助成金を受けて事業実施した団体による事業報告、民間助成団体(15団体)との情報交換を通じて民間非営利組織の状況や支援に関する動向など情報の収集に努めた。 また、日本財団、中央共同募金会及び(財)助成財団センターとの間で、各団体の現況や課題の報告のほか、事業説明会の共同開催など効果的な制度の周知、助成事業の成果の普及などについて意見交換を行った。
(6) 事業効果の高い優れた事業については、効果的な普及を行う。このため、助成事業説明会や報告会並びに相談会を中期目標期間内に15回以上開催する。	(6) 事業効果の高い優れた事業については、効果的な普及を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 優れた助成事業の周知及び効果的な普及を行うため、平成20事業年度において、助成事業説明会や報告会並びに相談会を計3回以上開催する。 ② 助成事業の内容や助成団体並びにその成果物等について、全国的な普及を図るとともに、顧客の利便性に資するため、平成20事業年度において、電子図書館システムを構築し、試行的に運用を開始する。 	(6) 事業効果の高い優れた事業については、効果的な普及を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 優れた助成事業の周知及び効果的な普及を行うため、平成20事業年度において、助成事業説明会や報告会並びに相談会を計3回以上開催する。 ② 助成事業の内容や助成団体並びにその成果物等について、全国的な普及を図るとともに、顧客の利便性に資するため、平成20事業年度において、電子図書館システムを構築し、試行的に運用を開始する。 	<p>【助成事業報告会等の開催】#65</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優れた助成事業の成果を普及し、基金事業に対する理解を深めるため、事後評価において特に評価の高かった事業等について平成20年8月に全国3か所で事業報告会を開催するとともに、個別相談を実施した。また、事業報告会の内容については、2回にわたり全国紙に掲載した。 ○ 平成19事業年度及び平成20事業年度に地方分モデル事業「携帯電話による子育て情報(防犯・防災、イベント、感染症・医療、食品・食中毒等)配信事業」を実施した団体を集め、事業実施団体による成功事例等の発表、各団体間の意見交換を交えた地方分モデル事業報告会を実施した。 <p>【電子図書館システムの構築】#66</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年8月末までに電子図書館システムを構築し、9月より電子図書館の本格運用を開始した。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目10	評定	A
		<p>事後評価については、評価部会において策定された評価方針に基づき、重層的な評価を効率的かつ効果的に実施した。特にヒアリング評価については、外部有識者からなる評価部会の委員等により126事業へのヒアリング評価を実施することができた。</p> <p>事後評価の結果については、ホームページに速やかに公表するとともに、募集要領や選定方針等に反映し、助成制度のP D C Aサイクルを実施した。</p> <p>また、民間福祉活動の支援強化のためのプロジェクトチームを立ち上げ、専門性の向上を目的とした勉強会を8回実施するとともに、助成事業に限らず、地域の福祉医療の実践現場に赴き、取り組みの現状や課題について意見交換を実施した。</p> <p>さらに、特に評価の高かった事業等については、3回の事業報告会を実施、加えてその内容を全国紙に掲載して効果的な普及を図った。</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>事後評価については、審査・評価委員会評価部会において策定された事後評価方針に基づき、重層的な評価を効率的かつ効果的に実施している。</p> <p>事後評価の結果については、ホームページ等で公表するとともに、事業効果の高い優れた助成事業の周知・普及を図るため、事業報告会、電子図書館の運用が行われている。</p> <p>また、民間福祉活動の支援強化のためのプロジェクトチームを立ち上げ、専門性の向上を目的とした勉強会など、職員の専門性を高める取組みも実施されている。</p> <p>以上のように、全体的に透明で公正な助成の実施が行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p> <p>今後とも引き続き助成事業成果の全国普及に努め、さらに拡大していくことを期待する。</p>		
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業説明会や報告会並びに相談会を中期目標期間内に15回以上開催する。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価において特に評価の高かった事業等について、事業報告会を全国3か所において3回開催するとともに、報告会の内容について2回にわたり全国紙に掲載することで効果的な普及を図った。 <p>また、地方分モデル事業については、事業実施団体による成功事例等の発表に加え、各団体間の意見交換を交えた事業報告会を実施した。</p> <p>※ 業務実績P57【助成事業報告会等の開催】#65参照</p>	<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業の事後評価の実施や助成事業の成果の普及に努めている。 ○ 事後評価方針に基づき、自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施している。 ○ 事後評価後のフォローアップ調査を1年経過後及び3年経過後に継続的に実施している。 ○ 事後評価結果等をHP等で公表している。 ○ 職員の専門性向上に向け、勉強会を8回実施している。 	<p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業の成果の普及について具体例を示されたい。 ○ 今後、更に事業内容の拡大に努めてほしい。 	
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価の結果を速やかに公表するとともに、その結果が、募集要領、選定方針等の基金助成制度の継続的な改善に活用されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門性の高い職員を育成し、助成団体の事業実施に対し的確な助言ができているか。 		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価部会において、評価すべき重点事項等を定めた事後評価方針を定め、その中でも特にヒアリング評価については、事後評価方針に基づき126事業について実施することができた。 <p>※ 業務実績P56【助成事業の事後評価の実施】#60参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19事業年度分助成事業の事後評価結果は、平成21年3月の審査・評価委員会にて報告された後、速やかにホームページに掲載した。また、募集要領、選定方針の策定に当たっては、事後評価を反映させることにより、助成制度のP D C Aサイクルを実施した。 <p>※ 業務実績P57【事後評価結果の公表等】#64、P56【事後評価の成果の反映】#61参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間福祉活動の支援強化のためのプロジェクトチームを発足し、民間福祉活動を支援するために必要な専門性の向上を目的とした勉 			

<ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価後における活動団体の状況についても、継続的に把握しているか。 ○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表し、広く周知を行っているか。 ○ 他の助成団体等との情報の共有化等を行っているか。 ○ 事業効果の高い優れた事業について、効果的な普及を行うため、助成事業説明会や報告会並びに相談会について、中期計画に示されたとおり実施しているか。 	<p>強会を8回実施した。 加えて、職員の専門性の向上を図るため、助成事業に限らず、地域の福祉医療の実践現場に赴き、取り組みの現状や課題について意見交換するとともに、その内容について機構内の共用掲示板（イントラネット）を利用して情報の共有化を図った。 ※ 業務実績P56【職員の専門性の向上】#62参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度は、従来から実施している1年経過後の事業のフォローアップ調査に加え、3年経過後の事業（平成16年度助成事業）についてもフォローアップ調査を行い、継続的に状況を把握することができた。 ※ 業務実績P56【事後評価後の継続的フォローアップの実施】#63参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19事業年度分助成事業の事後評価について、平成21年3月の審査・評価委員会において報告した後、事後評価報告書をホームページに掲載した。また、高い評価を受けた特に優れた事業については、事後評価報告書に明記するとともに、ホームページで紹介した。 ※ 業務実績P57【事後評価結果の公表等】#64参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の助成団体等との情報共有化等については、助成事業説明会を共同で開催する等、連携の強化を図ることができた。また、民間助成事業情報交換会を2回開催することができ、民間非営利組織の状況や支援に関する動向などの情報収集ができた。 ※ 業務実績P57【事後評価結果の公表等】#64参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標】のとおり中期計画を達成した。 ・ 電子図書館システムを構築し、9月より電子図書館の本格運用を開始した。 ※ 業務実績P57【電子図書館システムの構築】#66参照 	
---	---	--

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績																				
7 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。	7 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。	7 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。 (参考) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成20事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被共済職員数 (4/1現在)</td> <td>673,337人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>79,558人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>89,592,382千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>44,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成20事業年度	被共済職員数 (4/1現在)	673,337人	退職手当金支給者数	79,558人	退職手当金支給額	89,592,382千円	単位掛金額	44,700円	7 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額の実績は次のとおりである。 (実績) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成20事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>673,408人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>76,570人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>88,229,848千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>44,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成20事業年度	4月1日現在の被共済職員数	673,408人	退職手当金支給者数	76,570人	退職手当金支給額	88,229,848千円	単位掛金額	44,700円
区分	平成20事業年度																						
被共済職員数 (4/1現在)	673,337人																						
退職手当金支給者数	79,558人																						
退職手当金支給額	89,592,382千円																						
単位掛金額	44,700円																						
区分	平成20事業年度																						
4月1日現在の被共済職員数	673,408人																						
退職手当金支給者数	76,570人																						
退職手当金支給額	88,229,848千円																						
単位掛金額	44,700円																						
(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。	(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。	(1) 請求書の受付から給付までの平均事務処理期間について、事務処理の効率化を図りながら、75日以内とする。	【退職手当金給付事務の事務処理期間短縮】#67 ○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間は、44.8日となり、中期計画75日以内を大幅に短縮した。(対前年度比で16.9日の短縮) これは、 ① 様式の簡略化(エラー防止のために金融機関番号・店番号の記入省略) ② 事務処理の改善(電算処理前の届出内容のチェック強化、処理目標の設定等による計画的処理及びこれまでの事務処理改善の効果等) ③ 支給財源の確保(資金不足による支給遅延の解消) ④ 実務研修会での積極的指導(適正な事務処理の徹底) などによるものである。 ＜添付資料：30・31＞																				
(2) 利用者への説明会や提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。	(2) 業務委託先が実施する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を行うとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行う。	(2) 共済契約者の事務担当者を対象に業務委託先が実施する全ての実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導する。 また、実務研修会が開催された都道	【利用者への制度内容の周知等】#68 ○ 31都道府県で開催された実務研修会に職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導した。 また、特定介護保険施設等を経営する共済契約者を中心に直接訪問し、事務取扱の指導等を行うとともに、サービスの向上を図るために、施設の実情等を調査した。																				

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
		<p>府県においては、必要に応じて共済契約者を直接訪問し、事務取扱について指導を行う。</p> <p>(3) 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。</p>	<p>【提出書類の電子届出化等】#69</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度の電子届出システム利用者に対してアンケート調査を実施し、これらを踏まえて入力画面のレイアウト変更など、システムの改善を行い、更なる操作性の向上に努めた。 ○ また、システム未利用の共済契約者に対してリーフレット等を作成して利用促進を図ったほか、共済契約者の事務担当者向けに実務研修会での操作デモや操作説明会を開催した。 これらの利用促進策を実施した結果、新たに2,173法人がシステムの利用登録を行い、全体では全共済契約者の約75%にあたる12,141法人がシステムを利用することとなった。 ○ 平成20年4月から施設等新設届・申出書について、電子届出システムでの運用を開始した。 ○ 平成20年4月から請求書・退職届について、二次元バーコードを付加した作成支援システムをホームページに掲載し、運用を開始した。 ○ 平成21年2月から上記以外の届書について、入力と印刷が可能な電子媒体としてホームページに掲載し、運用を開始した。 ○ これらに加えて、退職届について平成21年3月より電子届出システムで作成する機能を追加し、加入届についても平成21年10月から電子届出システムで作成できるよう準備を行った。 ○ また、請求書の早期提出や提出漏れを防止する観点から、電子届出システムに未提出者情報を表示する機能を追加し、共済契約者においても提出状況が隨時確認できるよう改善を図り、共済契約者の支援に努めた。 <p><添付資料：32></p>
(3) 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。	(4) 業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図るため、業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。	<p>(4) 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施を周知する。</p> <p>また、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。</p>	<p>【業務指導等の強化】#70</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年2月に事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施を周知した。

評価の視点等	自己評定	S	評価項目11	評定	S
		<p>平成20年度においては、各種様式の簡略化、事務処理の改善、支給財源の確保、実務研修会での積極的な指導などに取り組んだ結果、退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間が44.8日となり、中期計画の目標値75日を大幅（30.2日短縮）に上回る実績をあげ、前年度の平均処理期間と比較しても16.9日の短縮を実現することができた。</p> <p>また、利用者の事務負担軽減のため、電子届出システムの利用促進策及び利便性の向上策を実施し、新たに2,173法人がシステムの利用登録を行い、平成20年度のシステム利用率62%から平成21年度は75%と大幅に増加することとなり、利用者の事務負担軽減に関して大きく寄与したものと考えられる。</p> <p>なお、平成20年度の掛金納付対象職員届の処理においては、延べ741,003人の在籍状況を確認しているが、電子届出システム利用者におけるエラー発生率は、紙媒体提出者に比べて10分の1以下に抑制することができた。この結果、機構における事務の効率化も図られ、業務コストもシステム導入前に比べ、約38百万円削減することができた。</p>		<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>電子届出システムの利用促進策により、システム利用率が大幅に増加するとともに、届出書類の電子化により提出資料のエラー発生率が10分の1に減少している。この結果、利用者の事務負担の軽減、福祉医療機構における事務の効率化が図られ、業務コストの削減も実現している。</p> <p>また、退職手当金の請求書受付から退職手当金の振込日までの平均処理期間が44.8日となり、中期計画の目標値75日を大幅に上回る実績をあげ、前年度の平均処理期間と比較しても16.9日短縮を実現している。</p> <p>以上のように、電子届出システムの導入効果により、利用者の事務負担の大幅な軽減、福祉医療機構における事務の効率化の実現、退職手当金の給付までの日数の大幅短縮とプラスの相乗効果が見られ、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価できる。</p>	
【数値目標】 ○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間については、以下の取組みを行った結果、44.8日となり、中期計画の目標値75日よりも30.2日の短縮、前年度の平均処理期間と比較しても16.9日の短縮を図ることができた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 様式の簡略化（エラー防止のために金融機関番号・店番号の記入省略） ② 事務処理の改善（電算処理前の届出内容のチェック強化、処理目標の設定等による計画的処理及びこれまでの事務処理改善の効果等） ③ 支給財源の確保（資金不足による支給遅延の解消） ④ 実務研修会での積極的指導（適正な事務処理の徹底） ※ 業務実績P60【退職手当金給付事務の事務処理期間短縮】#67参照 		<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平均事務処理期間 44.8 日と目標値 75 日（30.2 日短縮）を大幅に上回る成果を上げた。 ○ 届出書類の電子化により、提出資料のエラー発生率を 1/10 に縮減し、業務コストの 10%相当を削減した。 <p>（その他の意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務処理期間の絶対値（44.8 日）や電子システム利用率（約 75 %）がSに値するほど短いとは言い難い。 ○ 電子届出システムの導入自体が遅く、加入者を増加するための努力がもっと必要ではないか。 	
【評価の視点】 ○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。 ○ 共済契約者の事務担当者に対する実務研修会等において、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導に努めているか。		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標】のとおり中期計画を大幅に短縮して達成した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 31都道府県において延べ35回開催された実務研修会に職員を 			

<p>○ 必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行っているか。</p> <p>○ 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。</p> <p>○ 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行っているか。</p>	<p>派遣し、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導し、手続きの適正化に努めるとともに、制度内容の周知を図った。 ※ 業務実績P60【利用者への制度内容の周知等】#68参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定介護保険施設等を経営する共済契約者を中心に直接訪問し、事務取扱いの指導等を行うなど、事務手続きの適正化を図るとともに、施設の実情等を調査するなど顧客サービスの向上に努めた。 ※ 業務実績P60【利用者への制度内容の周知等】#68参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の事務負担軽減のため、次のとおり電子届出システムの利用促進及び利便性の向上策を実施した。 <ol style="list-style-type: none"> 電子届出システムの利用案内のリーフレットを作成し、システム未利用の共済契約者（6,404法人）へ送付した。 31都道府県で開催された共済契約者の事務担当者に対する実務研修会でシステムの操作デモを実施した。 7県で開催したWAMNET操作説明会にあわせて電子届出システム操作説明会を開催し、実際にパソコンを用いた操作説明会を行った。 システム利用者アンケート結果等を踏まえて、入力画面のレイアウト変更など電子届出システムの改善を図った。 施設等新設届・申出書について電子届出システムで運用を開始するとともに、退職届についても電子届出システムで作成できる機能を追加した。 これらにより、新たに2,713法人がシステムの利用登録を行い、平成21年度のシステム利用率は75%となり平成20年度の62%から大幅に増加し、利用者の事務負担軽減が図られるとともに、機構における事務の効率化も図ることができた。 ※ 業務実績P61【提出書類の電子届出化等】#69参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年2月に業務委託先を対象とした事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施に向けて意見交換を行った。 ※ 業務実績P61【業務指導等の強化】#70参照 	
---	--	--

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績																												
<p>8 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p>	<p>8 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>8 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成20事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>598人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td>2,314人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td>89,102人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td>46,381人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td>8,281,800千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td>11,286,196千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成20事業年度	新規加入者数	598人	新規年金受給者数	2,314人	保険対象加入者数	89,102人	年金給付保険金支払対象障害者数	46,381人	死亡・障害保険金額	8,281,800千円	年金給付保険金額	11,286,196千円	<p>8 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他他の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成20事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>859人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td>2,516人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td>88,394人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td>46,671人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td>8,887,200千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td>11,702,520千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成20事業年度	新規加入者数	859人	新規年金受給者数	2,516人	保険対象加入者数	88,394人	年金給付保険金支払対象障害者数	46,671人	死亡・障害保険金額	8,887,200千円	年金給付保険金額	11,702,520千円
区分	平成20事業年度																														
新規加入者数	598人																														
新規年金受給者数	2,314人																														
保険対象加入者数	89,102人																														
年金給付保険金支払対象障害者数	46,381人																														
死亡・障害保険金額	8,281,800千円																														
年金給付保険金額	11,286,196千円																														
区分	平成20事業年度																														
新規加入者数	859人																														
新規年金受給者数	2,516人																														
保険対象加入者数	88,394人																														
年金給付保険金支払対象障害者数	46,671人																														
死亡・障害保険金額	8,887,200千円																														
年金給付保険金額	11,702,520千円																														
<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。</p>	<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。</p> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。</p>	<p>(1) 財政状況の検証 平成19年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、①地方公共団体に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。</p> <p>また、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる</p>	<p>【財務状況の検証と公表】#71</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年9月12日に財務状況検討会を開催し、同検討会の報告書を取りまとめ、以下のとおり関係者への説明及び情報の公表等を行った。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成20年10月3日</td> <td>都道府県・指定都市に報告書を送付した。</td> </tr> <tr> <td>平成20年10月6日</td> <td>厚生労働省へ報告書を提出する。</td> </tr> <tr> <td>平成20年10月8日</td> <td>機構のホームページで公表を行った。</td> </tr> <tr> <td>平成20年10月29日 平成20年11月5日</td> <td>障害者関係団体（全日本手をつなぐ育成会、全国重症心身障害児（者）を守る会）に説明を行った。</td> </tr> </tbody> </table>	平成20年10月3日	都道府県・指定都市に報告書を送付した。	平成20年10月6日	厚生労働省へ報告書を提出する。	平成20年10月8日	機構のホームページで公表を行った。	平成20年10月29日 平成20年11月5日	障害者関係団体（全日本手をつなぐ育成会、全国重症心身障害児（者）を守る会）に説明を行った。																				
平成20年10月3日	都道府県・指定都市に報告書を送付した。																														
平成20年10月6日	厚生労働省へ報告書を提出する。																														
平成20年10月8日	機構のホームページで公表を行った。																														
平成20年10月29日 平成20年11月5日	障害者関係団体（全日本手をつなぐ育成会、全国重症心身障害児（者）を守る会）に説明を行った。																														

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
労働大臣に対しその旨申出をすること。		場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。	
<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。</p> <p>② 運用の目標</p> <p>厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。</p> <p>各年度において、各資産ごとに各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。</p> <p>このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。</p> <p>② 運用の目標</p> <p>厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。</p> <p>また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保すること。</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。</p> <p>このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。</p> <p>② 運用の目標</p> <p>ア 基本ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。</p> <p>イ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。</p>	<p>【運用の基本的考え方】#72</p> <p>○ 運用の基本的な考え方を踏まえ、分散投資を基本とする長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で平成20年4月1日に策定し、運用を行った。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料：35></p> <p>【運用の目標】#73</p> <p>○ 毎月の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、資産構成割合があらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した（リバランスは行っていない）。</p> <p>【運用受託機関の選定、管理及び評価】#74</p> <p>○ 運用受託機関の選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、運用実績、運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ選定し、平成20年4月1日に運用受託機関2社と金銭信託契約を締結した。</p> <p>また、運用受託機関の管理は、運用コンサルティング会社を活用するとともに、選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを四半期毎の定期ミーティングにおいて報告を受けるなどの方法により行った。</p>

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績																																	
<p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 扶養保険事業の財政見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の策定 扶養保険資金の運用について、基本方針を策定すること。</p>	<p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を行なう。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少な</p>	<p>ウ ベンチマークについては、中期計画の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を行う。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表する。</p>	<p>【各資産ごとの対ベンチマーク收益率との差】#75</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度の各資産ごとのベンチマーク收益率との差は、次のとおりであり、概ね各資産ごとのベンチマーク收益率を確保することができた。 [平成20年4月～平成21年3月（年率）] <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ベンチマーク收益率</th> <th>運用実績</th> <th>ベンチマーク差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有価証券</td> <td>国内 債券</td> <td>1.34%</td> <td>1.38% 0.04%</td> </tr> <tr> <td>国内 株式</td> <td>▲34.78%</td> <td>▲34.81% ▲0.03%</td> </tr> <tr> <td>国外 債券</td> <td>▲7.17%</td> <td>▲7.52% ▲0.34%</td> </tr> <tr> <td>国外 株式</td> <td>▲43.32%</td> <td>▲43.59% ▲0.27%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>0.32%</td> <td>0.54% 0.22%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>▲5.67%</td> <td>▲5.89% ▲0.21%</td> </tr> </tbody> </table> <p><添付資料：36></p> <p>【評価ベンチマークの設定】#76</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ベンチマークについては、適切な市場指標として、市場を反映した構成、投資可能な有価証券による構成、及びその指標の詳細が開示されていることに加え、データが連続して利用可能のこと、データの正確性・利便性等の要件を勘案して次のとおり設定した。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>NOMURA-BPI（総合）</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>TOPIX（配当込み）</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>有担保コールレート（翌日物）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【運用におけるリスク管理】#77</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。また、各資産ごとに、各資産のベンチマークの相対リスクの推移等を運用コンサルティング会社を活用し、把握・分析を行い、リスク管理を行った。 <p>【年金給付のための流動性の確保】#78</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金給付のための流動性を確保するとともに効率的な現金管理を行うために、年度期首の短期資産を平成20年度所要見込額と同額とした。 <p>【運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し】#79</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用に関する基本方針については、資産運用委員会の議を経た上で策定し、平成20年4月にホームページで公表した。 <p><添付資料：37></p>	区分	ベンチマーク收益率	運用実績	ベンチマーク差	有価証券	国内 債券	1.34%	1.38% 0.04%	国内 株式	▲34.78%	▲34.81% ▲0.03%	国外 債券	▲7.17%	▲7.52% ▲0.34%	国外 株式	▲43.32%	▲43.59% ▲0.27%	短期資産	0.32%	0.54% 0.22%	合計	▲5.67%	▲5.89% ▲0.21%	国内債券	NOMURA-BPI（総合）	国内株式	TOPIX（配当込み）	外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）	外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）	短期資産	有担保コールレート（翌日物）
区分	ベンチマーク收益率	運用実績	ベンチマーク差																																	
有価証券	国内 債券	1.34%	1.38% 0.04%																																	
	国内 株式	▲34.78%	▲34.81% ▲0.03%																																	
	国外 債券	▲7.17%	▲7.52% ▲0.34%																																	
	国外 株式	▲43.32%	▲43.59% ▲0.27%																																	
短期資産	0.32%	0.54% 0.22%																																		
合計	▲5.67%	▲5.89% ▲0.21%																																		
国内債券	NOMURA-BPI（総合）																																			
国内株式	TOPIX（配当込み）																																			
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）																																			
外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）																																			
短期資産	有担保コールレート（翌日物）																																			

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績																																																						
<p>⑥ 基本ポートフォリオの策定</p> <p>基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 扶養保険事業の財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 	<p>くとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方</p> <p>資産運用委員会の議を経た上で策定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。</p> <p>その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。</p> <p>併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。</p> <p>⑦ 基本ポートフォリオの策定</p> <p>基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。</p> <p>扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本ポートフォリオ</th> <th>乖離許容幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>71.6%</td> <td>±8%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>5.0%</td> <td>±4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(目標収益率3.20%、標準偏差5.05%)</p>	区分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	<p>⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方</p> <p>資産運用委員会の議を経た上で策定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。</p> <p>その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。</p> <p>併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。</p> <p>⑦ 基本ポートフォリオの策定</p> <p>基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。</p> <p>扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本ポートフォリオ</th> <th>乖離許容幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>71.6%</td> <td>±8%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>5.0%</td> <td>±4%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	<p>【基本ポートフォリオの基本的考え方】#80</p> <p>○ 基本ポートフォリオ策定に当たっては、資産区分を安全性・収益性・投資可能性を考慮して国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産の5種類とし、扶養保険事業の数理上の前提との整合性に留意して、運用コンサルティング会社を活用し、資産運用委員会の議を経た上で平成20年4月1日に策定した。</p> <p>【基本ポートフォリオの策定】#81</p> <p>○ 基本ポートフォリオの策定に当たり、扶養保険事業の財政の安定化を目的として、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数をもとに、期待収益率が厚生労働大臣が別途指示する運用利回りである2.8%を長期的に確保するポートフォリオを次のとおり定めた。</p> <p>また、乖離許容幅については、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、次のとおり設定した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本ポートフォリオ</th> <th>乖離許容幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>71.6%</td> <td>±8%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>5.0%</td> <td>±4%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%
区分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅																																																							
国内債券	71.6%	±8%																																																							
国内株式	7.8%	±5%																																																							
外国債券	7.8%	±5%																																																							
外国株式	7.8%	±5%																																																							
短期資産	5.0%	±4%																																																							
区分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅																																																							
国内債券	71.6%	±8%																																																							
国内株式	7.8%	±5%																																																							
外国債券	7.8%	±5%																																																							
外国株式	7.8%	±5%																																																							
短期資産	5.0%	±4%																																																							
区分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅																																																							
国内債券	71.6%	±8%																																																							
国内株式	7.8%	±5%																																																							
外国債券	7.8%	±5%																																																							
外国株式	7.8%	±5%																																																							
短期資産	5.0%	±4%																																																							

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
<p>⑦ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて隨時見直すこと。</p> <p>⑧ リスク管理の徹底 基本ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。</p>	<p>⑧ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて隨時見直す。</p> <p>⑨ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。 • 資産全体 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。 • 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視する。 • 各運用受託機関 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変</p>	<p>⑧ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成20年度中に1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随时見直す。</p> <p>⑨ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。 • 資産全体 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には適切な措置を講じる。 • 各資産 各資産における管理すべき市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を把握し適切に管理する。また、ソブリン・リスクについても注視する。 • 各運用受託機関及び各資産管理機関 運用受託機関及び資産管理機関に対し運用及び資産管理に関するガイドラインを示し、機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。</p>	<p>【基本ポートフォリオの見直し】#82 ○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成20年度中に2回（9月及び3月）、資産運用委員会で検証を行った（基本ポートフォリオの見直しは行っていない）。</p> <p>【乖離状況の把握等】#83 ○ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した（リバランスは行っていない）。</p> <p>【資産全体のリスク管理】#84 ○ リスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。 毎月、資産全体のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。</p> <p>【各資産のリスク管理】#85 ○ リスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの値の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。 毎月、各資産のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。</p> <p>【各運用受託機関及び各資産管理機関】#86 ○ 運用受託機関及び資産管理機関に対し運用及び資産管理に関するガイドラインを示し、月次報告及び定期ミーティング等の機会に機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、問題のないことを確認した。</p>

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
<p>⑨ 運用手法 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とすること。</p> <p>⑩ 企業経営等に与える影響への考慮 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。また、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。</p> <p>⑪ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。</p>	<p>更等に注意する。 ・ 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。</p> <p>⑩ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。</p> <p>⑪ 企業経営等に与える影響への考慮 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p> <p>⑫ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。</p>	<p>また、運用受託機関及び資産管理機関の信用リスクを管理するほか、運用体制及び資産管理体制の変更等に注意する。</p> <p>⑩ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。</p> <p>⑪ 企業経営等に与える影響への考慮 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p> <p>⑫ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 平成21年度（平成20年度決算判明時）から検証を行うための準備を行う。 ・ 生命保険会社からの提出資料の確定 ・ 分析手法の検討</p>	<p>【運用手法】#87 ○ 各資産ともパッシブ運用を実施した。</p> <p>【企業経営等に与える影響への考慮】#88 ○ 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用については、運用受託機関に個別銘柄指図を行わなかった。 なお、運用受託機関による平成20年度運用に係る株主議決権の行使は、翌年度となることから、運用受託機関に対して翌年度に行使状況等の報告を求めることとした。</p> <p>【扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証】#89 ○ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証を行うために必要となる提出資料の確定を行った。 ○ 生命保険契約における運用実績の分析手法の検討を行った。また、各生命保険会社の中間決算報告に基づき、状況把握を行った。</p>

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績									
(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。	(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。	(3) 事務処理の適切な実施 事務担当者会議を2か所で開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。	<p>【事務担当者会議の開催】#90</p> <p>○ 平成20年度においては事務担当者会議を以下のとおり2か所で開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底を図るなど、地方公共団体との連携に努めた。 一事務担当者会議開催実績一</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>開催場所</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年9月5日</td> <td>鹿児島県</td> <td>39人（30府県市）</td> </tr> <tr> <td>平成20年9月30日</td> <td>秋田県</td> <td>40人（31都道県市）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 利用者サービスの向上を図る観点から、平成21年1月に、地方公共団体へ事務処理等についてのアンケート調査を行い、それに基づき、地方公共団体を訪問のうえ意見交換、情報交換等を行った。</p> <p>○ 地方公共団体の意見等を踏まえ、制度周知のためのパンフレット、リーフレットの見直しを行った。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図る観点から、加入者、地方公共団体からの要望に基づき、関係団体との調整の上、申込者（被保険者）告知書、障害診断書について、記入の際に分かりづらい点について解消するため等の様式の改定を行った。</p> <p>○ 様式の改定等を踏まえ、事務の手引きの見直しを行った。</p>	開催日	開催場所	参加者	平成20年9月5日	鹿児島県	39人（30府県市）	平成20年9月30日	秋田県	40人（31都道県市）
開催日	開催場所	参加者										
平成20年9月5日	鹿児島県	39人（30府県市）										
平成20年9月30日	秋田県	40人（31都道県市）										

評価の視点等	自己評定	B	評価項目12	評定	B
			<p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成19年度の決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表した。</p> <p>また、扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うための基本ポートフォリオを外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定（4月）し、運用を実施することができた。なお、平成20年度における運用環境は、リーマン・ショックに端を発する金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落した影響等が大きく、市場全体の収益率に連動し、各資産ごとのベンチマーク収益率を概ね確保したものの、目標収益率を確保することができなかった。この結果、平成20年度末において、繰越欠損金の解消には至っていない。</p> <p>なお、制度の周知等については、地方公共団体へ事務処理等についてのアンケート調査を行い、その意見等を踏まえた上で、パンフレット、リーフレットの見直しを行った。また、加入者、地方公共団体からの要望であった様式の改定を行い、利用者サービスの向上を図ることができた。</p>	<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成19年度決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表している。</p> <p>繰越欠損金（平成19年度末489億円）については、平成20年4月の制度改正により解消される見通しであったが、昨年9月のリーマン・ショックに端を発する急激な景気後退により、各資産ごとのベンチマーク収益率を概ね確保したものの、目標収益率を確保することができず、平成20年度末において112億円が解消に至っていない。</p> <p>これは外的要因によるところが大きいが、当委員会としては、福祉医療機構においても繰越欠損金の解消について、さらなる努力を求める。</p> <p>今後とも、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施していくことが望ましい。なお、財務状況の検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、速やかに厚生労働大臣に対しその旨申出を行うことを期待する。</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各資産ごとの対ベンチマーク収益率をほぼ確保した。 ○ 100年に一度の経済危機の中、なんとか無難に納まっていると評価できる。 ○ 数値目標及び評価の視点いずれの細目も計画どおりの実績。 <p>（その他の意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用面の更なる努力が必要。 ○ 今後の運用実績の改善の具体的な見通しと対策が必要。 ○ 数値目標であるベンチマーク収益率と厚生労働大臣が別途指示する運用利回りとの関係が不明である。 	
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。 ○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて隨時見直す。 ○ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度について、各資産ごとのベンチマーク収益率を概ね確保することができた。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 業務実績P66【各資産ごとの対ベンチマーク収益率との差】#75参照 ○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、平成20年4月にホームページで公表した。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 業務実績P66【運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し】#79参照 ○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成20年度中に2回（9月及び3月）資産運用委員会で検証を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 業務実績P68【基本ポートフォリオの見直し】#82参照 ○ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 業務実績P68【乖離状況の把握等】#83参照 		

[評価の視点]

- 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。
- 長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行っているか。
- 基本ポートフォリオは、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するよう定めているか。
- 基本ポートフォリオを適切に管理しているか。
- 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。
- 各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めているか。
- 中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保しているか。

実績：○

- ・ 平成20年9月に外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、平成19年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書をとりまとめ、厚生労働省、都道府県・指定都市に報告するとともに、障害者関係団体への説明、機構のホームページでの公開を実施した。
※ 業務実績P64【財務状況の検証と公表】#71参照

実績：○

- ・ 基本ポートフォリオを資産運用委員会の議を経た上で平成20年4月1日に策定し、扶養保険資金の運用を行った。
※ 業務実績P65【運用の基本的考え方】#72参照

実績：○

- ・ 基本ポートフォリオを、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りである2.8%を長期的に確保するよう資産運用委員会の議を経た上で平成20年4月1日に定めた。
※ 業務実績P65【運用の基本的考え方】#72参照

実績：○

- ・ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、基本ポートフォリオを適切に管理した。
※ 業務実績P65【運用の目標】#73参照

実績：○

- ・ 運用受託機関の選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、運用実績、運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ選定し、平成20年4月1日に運用受託機関2社と金銭信託契約を締結した。また、運用受託機関の管理は、運用コンサルティング会社を活用するとともに、選定時の投資方針等の維持、法令順守の確保のため、各運用受託機関ごとに運用方針等にかかるガイドラインを提示し、その順守が確保されているかを四半期毎の定期ミーティングにおいて報告を受けるなどの方法により行った。
※ 業務実績P65【運用受託機関の選定、管理及び評価】#74参照

実績：○

- ・ 各資産ともパッシブ運用を実施することにより、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めた。
※ 業務実績P66【各資産ごとの対ベンチマーク収益率との差】#75参照

<ul style="list-style-type: none"> ○ ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を満たす適切な市場指標を用いているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベンチマークについては、適切な市場指標として、市場を反映した構成、投資可能な有価証券による構成、及びその指標の詳細が開示されていることに加え、データが連続して利用可能のこと、データの正確性・利便性等の要件を勘案して次のとおり設定した。 <table border="1" data-bbox="1178 399 2089 720"> <tbody> <tr> <td>国内債券</td><td>NOMURA-BPI（総合）</td></tr> <tr> <td>国内株式</td><td>TOPIX（配当込み）</td></tr> <tr> <td>外国債券</td><td>シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）</td></tr> <tr> <td>外国株式</td><td>モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）</td></tr> <tr> <td>短期資産</td><td>有担保コールレート（翌日物）</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 業務実績P66【評価ベンチマークの設定】#76参照</p>	国内債券	NOMURA-BPI（総合）	国内株式	TOPIX（配当込み）	外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）	外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）	短期資産	有担保コールレート（翌日物）	
国内債券	NOMURA-BPI（総合）											
国内株式	TOPIX（配当込み）											
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）											
外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）											
短期資産	有担保コールレート（翌日物）											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養保険資金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行っているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 <p>また、各資産ごとに各資産のベンチマークの相対リスクの推移等を運用コンサルティング会社を活用し、把握・分析を行い、リスク管理を行った。</p> <p>※ 業務実績P66【運用におけるリスク管理】#77参照</p>											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金給付のための流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行うために、年度期首の短期資産を平成20年度所要見込額と同額とした。 <p>※ 業務実績P66【年金給付のための流動性の確保】#78参照</p>											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表しているか。 ○ 運用に関する基本方針について、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用に関する基本方針については、資産運用委員会の議を経た上で策定し、平成20年4月にホームページで公表した。 <p>※ 業務実績P66【運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し】#79参照</p>											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本ポートフォリオは、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように適切に策定しているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本ポートフォリオ策定に当たっては、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保険事業の数理上の前提との整合性に留意して、運用コンサルティング会社を活用し、資産運用委員会の議を経た上で平成20年4月1日に策定した。 <p>※ 業務実績P67【基本ポートフォリオの基本的考え方】#80参照</p>											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離 											

うとともに、必要に応じて隨時見直しているか。	<p>していないかなどについて、平成20年度中に2回(9月及び3月)、資産運用委員会で検証を行った（基本ポートフォリオの見直しは行っていない）。</p> <p>※ 業務実績P68【基本ポートフォリオの見直し】#82参照</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した（リバランスは行っていない）。 <p>※ 業務実績P68【乖離状況の把握等】#83参照</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には必要な措置を講じているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産全体のリスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体にかかるリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。 <p>毎月、資産全体のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。</p> <p>※ 業務実績P68【資産全体のリスク管理】#84参照</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各資産ごとに市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理しているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各資産ごとのリスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、各資産ごとの市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を分析把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。 <p>毎月、各資産のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。</p> <p>※ 業務実績P68【各資産のリスク管理】#85参照</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視しているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソブリン・リスクについても運用コンサルティング会社を活用し注視した。 <p>※ 業務実績P68【各資産のリスク管理】#85参照</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理しているか。 ○ 運用受託機関の信用リスクを管理しているか。 ○ 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理しているか。 ○ 資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意しているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用受託機関及び資産管理機関に対し、運用及び資産管理に関するガイドライン（ベンチマーク含む）を示し、月次報告及び定期ミーティング等の機会に機関の運用状況、リスク負担の状況及び信用リスクを把握し、問題のないことを確認した。 <p>※ 業務実績P68【各運用受託機関及び各資産管理機関】#86参照</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各資産ともパッシブ運用を中心としているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各資産ともパッシブ運用を実施した。 <p>※ 業務実績P69【運用手法】#87参照</p>	

○ 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行っていないか。

○ 株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ね、運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。

■ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（iiについては事前に明らかにされているか。）（政・独委評価の視点）

i 資金運用の実績

ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）

実績：○

- ・ 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用については、運用受託機関に個別銘柄指図を行わなかった。

※ 業務実績P69【企業経営等に与える影響への考慮】#88参照

実績：○

- ・ 株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねた。運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めた。

※ 業務実績P69【扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証】#89参照

実績：○

1 資金運用の実績

各資産ごとにベンチマーク收益率を確保することを目標としており、平成20年度においては、次のとおり、概ね各資産ごとのベンチマーク收益率を確保することができた。

[平成20年4月～平成21年3月（年率）]

区分		ベンチマーク收益率	運用実績	ベンチマーク差
有価証券	国内	債券	1.34%	1.38% 0.04%
	株式	▲34.78%	▲34.81%	▲0.03%
	外国	債券	▲7.17%	▲7.52% ▲0.34%
	株式	▲43.32%	▲43.59%	▲0.27%
短期資産		0.32%	0.54%	0.22%
合計		▲5.67%	▲5.89%	▲0.21%

2 資金運用の基本的方針

資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。

○厚生労働省の役割

⇒ 福祉医療機構に対し、達成すべき中期目標等を指示（基本的考え方、運用の目標、運用利回り、運用手法等）

⇒ 心身障害者扶養保険制度全般の合理的かつ円滑な運営の確保

○福祉医療機構の役割

⇒ 厚生労働大臣から指示された中期目標等を踏まえて運用を実

<p>■ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。</p> <p>○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう事務担当者会議を開催しているか。</p>	<p>行（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定、評価ベンチマークの設定、運用の基本方針の策定） ⇒ 運用実績の検証及び財務状況の検証を実施し、その結果を厚生労働省に対し報告</p> <p>○運用受託機関の役割 ⇒ 運用の基本方針及び運用ガイドライン等に基づき資産運用（ベンチマーク収益率の確保） ⇒ 福祉医療機構に対し毎月運用実績を報告</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身障害者扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、心身障害者扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度（平成20年度決算判明時）から検証を行うため、次のとおり準備を行った。 ○ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証を行うために必要となる提出資料の確定を行った。 ○ 生命保険契約における運用実績の分析手法の検討を行った。また、各生命保険会社の中間決算報告に基づき、状況把握を行った。 ※ 業務実績P69【扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証】#89参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年9月に開催した事務担当者会議において、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底を図るなど、地方公共団体との連携に努めた。 その際に、加入者、地方公共団体からの要望であった、「申込者（被保険者）告知書」、「障害診断書」の様式の改定について、周知等を行い、平成21年4月より新様式で運営することとなった。 なお、「申込者（被保険者）告知書」については、告知書の記入の際の分かりづらい点を解消するために所要の改定を行い、利用者サービスの向上を図ることができた。また、「障害診断書」については、障害の部位や程度についての記載を具体的に項目立てすることにより、保険会社への請求後の保留や重度障害状態の非該当に対しての自治体からの問い合わせに対応できるよう所要の改定を行った。 ※ 業務実績P70【事務担当者会議の開催】#90参照 平成21年1月に地方公共団体へ事務処理等についてのアンケート調査を行い、地方公共団体を訪問のうえ、意見交換、情報交換等 	
--	--	--

を行った。また、その意見等を踏まえた上で、制度周知のためのパンフレット、リーフレットの見直しを行った。

※ 業務実績P70【事務担当者会議の開催】#90参照

- 平成20年4月制度改正の内容に加え、平成21年4月からの様式改正（申込者（被保険者）告知書、障害診断書）の内容を加えた事務の手引きの見直しを行った。

※ 業務実績P70【事務担当者会議の開催】#90参照

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績						
9 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に關係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	9 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に關係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	9 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に關係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	9 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に關係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。						
(1) 福祉保健医療情報に対する国民のニーズの高度化とこれら情報の提供機関の多様化等に対応して、WAM NETの特長を最大限に活かすことができる事業への重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上等に努めること。	(1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上に努める。	(1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業について、提供する情報の質の向上に努める。	<p>【提供情報の質の向上】#91</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護事業者情報、病院・診療所情報、障害福祉サービス事業者情報等については、都道府県及び国と連携し、最新情報の迅速な提供に努めるとともに、福祉医療政策の動向を踏まえ、療養病床転換に関する情報、介護報酬改定に関する情報をピックアップし、情報を集約して、分かりやすく提供するなど利用者の利便性の向上を図った。 ○ 福祉医療政策の動向等を踏まえ、WAM NETの次期システムの調達手続きの作業の中で現行コンテンツの改廃、新たなコンテンツの明確化、地図機能の改善等について検討し、次期システムの要件定義書に反映させた。 ○ WAM NET事業専門委員会を平成20年7月に開催し、次期システムの開発に向けたコンテンツや機能の見直しについて意見を聴取した。 						
	(2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、中期目標期間中における年間アクセス件数を1,400万件以上、利用機関登録数を7.5万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度を90%以上とする。	(2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、年間アクセス件数の増加に努めるとともに、利用機関登録数を6.8万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度の90%以上を確保する。	<p>【利用者数及び利用者満足度の向上】#92</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年間のアクセス件数(※1)及びヒット件数(※2)、利用機関登録数並びに利用者の満足度指数については、次のとおりである。なお、利用者の多くが「お気に入り」や「ブックマーク」等を利用した目的ページへ直接アクセスする利用形態が主流となっている現状では、掲載情報への直接閲覧数であるヒット件数が利用者ニーズをより明確に反映した数であることから、ヒット件数も掲載した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間アクセス件数 (ヒット件数)</th> <th>利用機関登録数</th> <th>満足度指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,354万件 (20,831万件)</td> <td>69,754件</td> <td>90.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 アクセス件数：WAM NETトップページへのアクセス数 ※2 ヒット件数：掲載情報への直接閲覧数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ WAM NET基盤を活用した福祉医療貸付事業の貸付先が提出する事業報告書等の電子報告システムが平成20年7月から稼働したことにより1,542法人が利用機関登録された。また、機構各業務及び都道府県を通じたパンフレットの配布やWA 	年間アクセス件数 (ヒット件数)	利用機関登録数	満足度指数	1,354万件 (20,831万件)	69,754件	90.4%
年間アクセス件数 (ヒット件数)	利用機関登録数	満足度指数							
1,354万件 (20,831万件)	69,754件	90.4%							

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績																							
			<p>MNET操作説明会の開催等の利用促進策の実施等により、利用機関登録数は増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用機関の更なる確保に向けた検討をするとともに、介護報酬改定に関する情報をピックアップし、情報を集約して分かりやすく提供するなどして利用（ヒット件数）の拡大を図った。 <p><添付資料：38・39></p>																							
(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用すること。	(3) 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用する。	(3) 国の福祉保健医療施策を支援するため、WAM NET基盤を活用した看護師等養成所報告管理システム等を適切に運用するとともに、機構業務の効率的実施を推進するため、WAM NET基盤を活用した電子届出の拡充を図る。	<p>【WAM NET基盤の活用】#93</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省からの委託を受けWAM NET基盤上で運用している「看護師等養成所報告管理システム」等について、国の福祉保健医療施策の事務に支障がないよう適切に運用支援業務を実施した。 ○ 福祉医療貸付事業の貸付先が毎年提出する事業報告書等の電子報告システムを平成20年5月に構築し、平成20年7月から運用を開始した。 ○ 長寿・子育て・障害者基金事業助成金の電子申請等システムについては、第一次開発分の助成金交付申請機能及び電子図書館機能について、平成20年4月から運用を開始した。さらに、第二次開発分の助成金交付要望書機能についても、平成20年9月の受付開始に合わせて運用を開始した。 ○ 退職手当共済電子届出システムについては、利用者のさらなる利便性向上のため、被共済職員の退職にかかる電子届出機能を平成21年3月に追加し、平成21年4月から運用を開始することとした。また、被共済職員の加入にかかる電子届出機能について、平成21年10月からの導入に向けて、準備を行った。 																							
(3) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図ること。 また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大に努めること。	(4) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期目標期間の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保するほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図る。 また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図る。	(4) 現在実施しているバナー広告等による自己収入を確保するとともに、新たな自己収入の増加策については検討のために、市場調査等を行うなど情報の収集を行う。	<p>【広告収入等の自己収入の拡大】#94</p> <p style="text-align: right;">(単位:件、千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">福祉保健医療情報 サービス事業収入</td> <td>バナー広告収入</td> <td>15</td> <td>7,581</td> </tr> <tr> <td>介護ソフト等広告収入</td> <td>54</td> <td>3,334</td> </tr> <tr> <td>福祉ビジネス広告収入</td> <td>14</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>83</td> <td>10,978</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受託収入</td> <td>看護師等養成所報告 管理システム収入</td> <td>1</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>84</td> <td>19,978</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護事業者情報のトップページにバナー広告の募集・掲載を行い、新たな収入を確保した。 	区分	件 数	金 額	福祉保健医療情報 サービス事業収入	バナー広告収入	15	7,581	介護ソフト等広告収入	54	3,334	福祉ビジネス広告収入	14	63	計	83	10,978	受託収入	看護師等養成所報告 管理システム収入	1	9,000	合 計	84	19,978
区分	件 数	金 額																								
福祉保健医療情報 サービス事業収入	バナー広告収入	15	7,581																							
	介護ソフト等広告収入	54	3,334																							
	福祉ビジネス広告収入	14	63																							
	計	83	10,978																							
受託収入	看護師等養成所報告 管理システム収入	1	9,000																							
	合 計	84	19,978																							

中 期 目 標	中 期 計 画	2 0 年 度 計 画	2 0 年 度 業 務 実 繢
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉ビジネス情報（現在福祉用具のみ）を掲載する仕組みを構築の上、情報掲載を開始して新たな収入を確保した。 ＜添付資料：40＞ 【業務委託の見直し】#95 <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉保健医療情報サービス事業のシステム刷新に向け、次期システムの設計・開発業務について、平成20年11月に一般競争入札（総合評価落札方式）により委託事業者を選定し、次期システムの設計・開発を開始した。 ＜添付資料：41＞ 【新たな自己収入の増加策の検討】#96 <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者へのアンケート調査等により、ユーザーが必要としている情報を検証するなどして、現在実施している介護保険業務管理ソフト情報と同様に、有料において情報掲載を行うコンテンツの検討を行った。 ○ 福祉用具をはじめとする福祉ビジネスの情報を掲載する仕組みを構築の上、情報掲載を開始して新たな収入を確保した。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目13	評定	B											
			<p>利用機関登録数については、福祉医療貸付事業の貸付先が提出する「事業報告書等」について、WAMNET基盤を活用した電子届出を活用できることとしたため約1,500法人の利用機関登録を行うなど、年度計画目標68,000件を上回る69,754件を確保した。</p> <p>アクセス件数については、年度計画目標1,400万件を若干下回る1,354万件であったが、ヒット件数（掲載情報への直接閲覧数）については、前年度（15,686万件）を約5,000万件上回る20,831万件となり、約1.3倍に増加していることから、利用者ニーズに十分対応している。</p> <p>また、介護関係、医療関係、障害関係の情報を都道府県や国と連携を図り最新の情報を迅速に提供し、更には福祉医療政策の動向を踏まえ、療養病床転換や介護報酬改定に関する情報をピックアップし、情報を集約して、分かりやすく提供するなど利用者の利便性の向上を図ることにより満足度90.4%を確保した。</p> <p>さらに、業務・システム最適化計画に基づき、福祉保健医療情報サービス事業のシステム刷新に向け、次期システムの設計・開発業務について、調達における経費の節減及び公平・透明性確保に向けて、実施した調査・分析結果を踏まえ作成した調達仕様書をもって、平成20年11月に一般競争入札（総合評価落札方式）による調達を実施することにより、コストの削減を図ることができ、併せて質の高い業務を実現可能な技術力のある業者を選定することができた。</p>	<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>福祉医療等に関する情報を収集・集約して、分かりやすく提供するなど利用者の利便性の向上が図られており、満足度指数、利用機関登録数ともに年度計画を上回っている。なお、ヒット件数は、前年度をから約1.3倍増加し、利用者ニーズに十分対応していると評価できるが、アクセス件数は、年度計画の目標を若干下回った。</p> <p>業務・システム最適化計画に基づいたWAMNET事業のシステム刷新に向けては、次期システムの設計・開発業務についての経費の節減及び公平・透明性の確保のため、一般競争入札を実施し、コストの削減、質の高い業務を実現可能な技術力のある業者の選定を行っている。</p> <p>以上のように、一般競争入札によりコスト削減を図っていることについては評価できるが、依然として費用面での課題がある。</p> <p>WAMNETは、医療福祉関係者、一般市民、学生など多くの利用者が活用しており、国民からの関心・期待も非常に高い事業である。今後は、より一層の費用削減の検討を行うとともに、本来業務に支障の生じない範囲において自己収入の確保に努めることを期待する。</p> <p>また、提供する情報の質の向上についても検討を進め、民間ではできない福祉医療機構ならではのコンテンツ及び機能の充実を図ることを期待する。</p>												
<p>【数値目標】</p> <p>① 年間アクセス件数及び利用機関登録数及び利用者満足度については、次の数値目標を達成すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>20年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間アクセス件数</td> <td>1,400万件以上</td> <td>1,400万件以上</td> </tr> <tr> <td>利用機関登録数</td> <td>6.8万件以上</td> <td>7.5万件以上</td> </tr> <tr> <td>利用者の満足度</td> <td>90%以上</td> <td>90%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	20年度計画	中期計画	年間アクセス件数	1,400万件以上	1,400万件以上	利用機関登録数	6.8万件以上	7.5万件以上	利用者の満足度	90%以上	90%以上		<p>① アクセス件数については、年度計画目標1,400万件を若干下回る1,354万件であったが、ヒット件数（掲載情報への直接閲覧数）については、前年度（15,686万件）を約5,000万件上回る20,831万件となり、約1.3倍に増加していることから、利用者ニーズに十分対応している。</p> <p>※ 業務実績P78【利用者数及び利用者満足度の向上】#92参考照</p> <p>① 利用機関登録数については、年度計画目標6.8万件を上回るを実績を確保した。</p> <p>※ 業務実績P78【利用者数及び利用者満足度の向上】#92参考照</p> <p>① 利用者満足度については、情報を集約して、分かりやすく提供するなど利用者の利便性の向上を図ることにより、満足度90.4%の高水準を確保した。</p> <p>※ 業務実績P78【利用者数及び利用者満足度の向上】#92参考照</p> <p>② 福祉ビジネス情報を掲載する仕組みを構築の上、情報掲載を開始</p>	<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用機関登録数及び満足度指数は年度計画を達成している。 ○ 関係者に対する情報提供事業は順調である。 ○ 福祉保健医療に関し、わかりやすい情報を提供している。障害福祉サービス事業者の優良事例の紹介は、大変良い取組みである。 ○ 広告収入等の自己収入は、24年度末1,500万円以上の目標に対し、現時点で1,098万円と目標には至っていない。 <p>（その他の意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民への広い周知徹底、医療機関情報の充実を要望する。 ○ アクセスや運用は改善しているが、費用対効果がみえない。 ○ HP運営による収益の増を図るべき。（一方、「公共性の高いサービス事業であり、広告収入による増収は慎重にすべき」といった意見あり） ○ 広告費が出せない法人・団体等の広告を出す機会が少なくなる。また、福祉医療機関であっても広告を出す法人や企業についての情報を集めきれないと思われ、消費者がリスクを負うことになる。 ○ WAMNETの運営管理の外部化の検討。 	
項目	20年度計画	中期計画														
年間アクセス件数	1,400万件以上	1,400万件以上														
利用機関登録数	6.8万件以上	7.5万件以上														
利用者の満足度	90%以上	90%以上														

<p>② 中期目標期間の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保する。</p>	<p>して新たな収入を得る等自己収入として約1,100万円（中期目標期間の最終事業年度における目標額1,500万円の約7割）を確保した。 ※ 業務実績P79【広告収入等の自己収入の拡大】#94参照</p>	
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉保健医療情報に対する国民のニーズに対応し、介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、質の向上に努めているか。 ○ 年間アクセス件数、利用機関登録数及び利用者満足度について、中期計画を達成しているか。 ○ 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためWAM NET基盤を活用しているか。 ○ 自己収入の確保について、広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期計画を達成しているか。 ○ 業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図っているか。 ○ 専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図っているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県及び国と連携し、最新情報を迅速に提供するとともに、福祉医療政策の動向を踏まえ、療養病床転換、介護報酬改定に関する情報等を分かりやすく提供するなど、利用者の利便性の向上を実現した。 ※ 業務実績P78「提供情報の質の向上」#91参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり概ね年度計画を達成した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ WAM NET基盤を活用した看護師等養成所報告管理システム等を適切に運用するとともに、機構業務の効率的実施を推進するため、WAM NET基盤を活用した電子届出を拡充した。 ※ 業務実績P79「WAM NET基盤の活用」#93参照 <p>実績：△</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり自己収入を確保した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務・システム最適化対象システムについては、応札事業者が公平な見積りができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細なシステム要件を設定するとともに、高い技術力の提供が可能な受託条件等の設定や安定したシステムの質を確保するためにサービスレベルを設定し、さらに運用コスト節減のための分離調達を実施できるよう調達仕様書を作成した。 ※ 業務実績P80「業務委託の見直し」#95参照 ・ 上記により、質の高い業務を実現可能な技術力のある業者を選定でき、あわせて情報システムの開発コストの大幅な節減や今後の運用コストの縮減を図ることができた。 ※ 業務実績P80「業務委託の見直し」#95参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バナー広告における収入確保や新たにスタートした福祉ビジネス情報の掲載による収入確保を図るとともに、有料において情報掲載を行うコンテンツの検討を実施した。 ※ 業務実績P80「新たな自己収入の増加策の検討」#96参照 	

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績																								
<p>10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p>	<p>10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保する特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。</p> <p>また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮し、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めるとともに、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業を併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努める。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <p>○年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成20事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原資</td> <td>貸付契約額 資金交付額 222,200,000 222,200,000</td> </tr> <tr> <td>原資</td> <td>貸付回収金等 (うち財投機関債) 222,200,000 (60,000,000)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○労災年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成20事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原資</td> <td>貸付契約額 資金交付額 5,500,000 5,500,000</td> </tr> <tr> <td>原資</td> <td>貸付回収金等 5,500,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成20事業年度	原資	貸付契約額 資金交付額 222,200,000 222,200,000	原資	貸付回収金等 (うち財投機関債) 222,200,000 (60,000,000)	区分	平成20事業年度	原資	貸付契約額 資金交付額 5,500,000 5,500,000	原資	貸付回収金等 5,500,000	<p>10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。</p> <p>また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮し、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めるとともに、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業を併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めた。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <p>○年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成20事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原資</td> <td>貸付契約額 資金交付額 194,449,920 194,449,920</td> </tr> <tr> <td>原資</td> <td>貸付回収金等 (うち財投機関債) 194,449,920 (53,991,600)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○労災年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成20事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原資</td> <td>貸付契約額 資金交付額 5,067,710 5,067,710</td> </tr> <tr> <td>原資</td> <td>貸付回収金等 5,067,710</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成20事業年度	原資	貸付契約額 資金交付額 194,449,920 194,449,920	原資	貸付回収金等 (うち財投機関債) 194,449,920 (53,991,600)	区分	平成20事業年度	原資	貸付契約額 資金交付額 5,067,710 5,067,710	原資	貸付回収金等 5,067,710	
区分	平成20事業年度																										
原資	貸付契約額 資金交付額 222,200,000 222,200,000																										
原資	貸付回収金等 (うち財投機関債) 222,200,000 (60,000,000)																										
区分	平成20事業年度																										
原資	貸付契約額 資金交付額 5,500,000 5,500,000																										
原資	貸付回収金等 5,500,000																										
区分	平成20事業年度																										
原資	貸付契約額 資金交付額 194,449,920 194,449,920																										
原資	貸付回収金等 (うち財投機関債) 194,449,920 (53,991,600)																										
区分	平成20事業年度																										
原資	貸付契約額 資金交付額 5,067,710 5,067,710																										
原資	貸付回収金等 5,067,710																										

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。	(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。	(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、運営費交付金の廃止及び資金調達方法の変更に伴う影響を貸付金利に適切に反映させる。	<p>【利率設定方式の見直し】#97</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映し、当期末処分利益を確保した。 ○ 平成20年6月に平成19年度決算を踏まえた金利検証を行うとともに、9月には平成20年度貸付状況を踏まえた金利設定の検証を行い、また、1月には財投機関債の発行状況を考慮した金利設定の検証を行い、現状の金利設定の維持を決定した。 ○ 上記の金利検証を含め、平成20年度は、収支状況等の分析を5回、金利設定等の分析・検証を4回、計9回の金利水準の検証を実施した。 ○ 平成21年度の貸付金利の決定にあたっては、利用者にとって適切な金利水準となるよう、平成22年度を見据えて金利検証を行った結果、年金担保貸付事業について、平成21年4月から貸付金利を0.2%引き下げるなどを、平成21年3月の経営企画会議において決定した。
(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うこと。 また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。	(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。 また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じる。	(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮し、任縲剰余金について早期振込の実施の検討を行う。 また、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めるとともに、貸付後の返済条件の緩和措置等について検討する。	<p>【無理のない返済に配慮した審査等】#98</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 任意繰上償還に伴う剰余金については、年金支給月の25日に利用者へ送金していたが、事務処理方法の見直しを行い、平成21年3月から、年金支給日（基本15日）以降の最短の日に送金することにより、5日程度短縮した。 ○ 借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した貸付とするため、審査方法・返済方法等の改善について、平成21年度の実施に向けて、厚生労働省等関係機関と協議検討を行った。 ○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるよう、受託金融機関における利用者への指導を徹底した。（受託金融機関事務打ち合わせ会議：全国7都市8回開催） 特に、返済方法に関しては、窓口において、無理のない返済となるように、定額返済制度の利用を促した。 <p>【返済条件の緩和措置等】#99</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 返済条件の緩和措置の具体的な内容について、平成21年度の実施に向けて、厚生労働省等関係機関と協議検討を行った。
(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。	(3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、ホームページやリーフレット等による広報を行う。	(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、ホームページやリーフレット等による広報を行う。	<p>【貸付制度の周知】#100</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付制度の周知及び無理のない借入れなどの注意を促すため、機構のホームページによる広報や、リーフレットを年2回合計約114万部作成し、受託金融機関、社会保険事務所等に加え新たに消費生活センターにも配布した。 また、年金担保貸付及び労災年金担保貸付制度を幅広く周知するとともに、制度の正しい利用を促すためのチラシを3,1万部作成し、地方自治体、社会福祉協議会、

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
			<p>消費生活センターに配布した。なお、多重債務者向けに相談窓口についても掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省より示された生活保護の適正化に関する方針に基づいて、昨年度に引き続き、生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用制限の周知を図った。 <p style="text-align: right;"><添付資料：42></p>
	(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。	(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。	<p>【受託金融機関に対する事務取扱の周知徹底】#101</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、受託金融機関事務打合せ会議を全国7都市で8回開催して、事務取扱の制度周知徹底を行った。なお、打合せ会議の開催地と会場に関して見直しを行い、金融機関の参加率を上げることができた。 <p style="text-align: center;">参加金融機関数：287機関（69.3%） (参考：受託金融機関数414機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受託金融機関事務打ち合せ会議については、承継年金住宅融資等債権管理回収業務と合同で開催することにより、事務の効率化を図った。
(4) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。	(5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行う。	(5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査方法等の検討を行うとともに、借入申込みから貸付実行までの事務処理方法の問題点の洗い出しを行う。	<p>【事務処理方法の問題点の洗い出し】#102</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した貸付とするため、審査方法・返済方法等の改善について、平成21年度の実施に向けて、厚生労働省等関係機関と協議検討を行うとともに、借入申込みから貸付実行までの事務処理方法の問題点について検討を行った。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目14	評定	A
			<p>独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映し、当期末処分利益を確保することができた。</p> <p>また、利用者の利便性に配慮するとともに、無理のない返済となるように配慮した貸付及び貸付後の返済方法などの返済条件の緩和等について、平成21年度の実施に向け厚生労働省等関係機関と協議検討を実施した。</p> <p>さらに、貸付制度の周知を図るとともに、生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、機構のホームページやリーフレット等による広報を実施した。</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>平成20年度から独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映し、当期末処分利益を確保している。</p> <p>また、利用者の利便性に配慮するとともに、無理のない返済となるように配慮した貸付及び貸付後の返済方法などの返済条件の緩和等については、平成21年度の実施に向け厚生労働省等関係機関と協議検討を行っている。さらに、貸付制度の周知を図るとともに、生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、福祉医療機構のホームページやリーフレット等による広報を実施していることが認められる。</p> <p>以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p> <p>なお、今後、無理のない返済となるように配慮した貸付及び貸付後の返済方法などの返済条件の緩和等については、平成21年度に速やかに実施し、利用者の生活の安定を支援することを期待する。</p>	
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図っているか。 ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。 ○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。 			<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映し、当期末処分利益を確保した。 <p style="text-align: center;">※ 業務実績P84【利率設定方式の見直し】#97参照</p> ・ 平成20年6月に平成19年度決算を踏まえた金利検証を行うとともに、9月には平成20年度貸付状況を踏まえた金利設定の検証を行い、また、1月には財投機関債の発行状況を考慮した金利設定の検証を行い、現状の金利設定の維持を決定した。 <p style="text-align: center;">※ 業務実績P84【利率設定方式の見直し】#97参照</p> ・ 上記の金利検証を含め、平成20年度は、収支状況等の分析・検証を5回、金利設定等の分析・検証を4回、計9回の金利水準の検証を実施した。 <p style="text-align: center;">※ 業務実績P84【利率設定方式の見直し】#97参照</p> ・ 平成21年度の貸付金利の決定にあたっては、利用者にとって適切な金利水準となるよう、平成22年度を見据えて金利検証を行った結果、平成21年4月から貸付金利を0.2%引き下げる 것을、平成21年3月の経営企画会議において決定した。 <p style="text-align: center;">※ 業務実績P84【利率設定方式の見直し】#97参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した貸付とするため、審査方法・返済方法等の改善について、平成21年度の実施に向けて、厚生労働省等関係機関と協議検討を行った。 <p style="text-align: center;">※ 業務実績P84【無理のない返済に配慮した審査等】#98参</p> 	<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 数値目標及び評価の視点の各細目は全体的に計画どおりである。 ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定は概ね適切に設定されている。 ○ 無理のない返済に配慮した取組み、制度の周知徹底をHPやリーフレット等を通じ行っている。 <p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付金の回収に加え、返済の難しい利用者に対する助言や相談受付等の活動を充実してほしい。 	

	<p>照</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように、受託金融機関における利用者への指導を徹底した。 特に、返済方法に関しては、窓口において、無理のない返済となるように、定額返済制度の利用を促した。 ※ 業務実績P84【無理のない返済に配慮した審査等】#98参照 任意繰上償還に伴う剩余金については、年金支給月の25日に利用者へ送金していたが、事務処理方法の見直しを行い、平成21年3月から、年金支給日（基本15日）以降の最短の日に送金することにより、5日程度短縮することができた。 ※ 業務実績P84【無理のない返済に配慮した審査等】#98参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付後の返済条件の緩和を図るため、返済条件の緩和措置の具体的な内容について、平成21年度の実施に向けて、厚生労働省等関係機関と協議検討を行った。 ※ 業務実績P84【返済条件の緩和措置等】#99参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者に対し制度周知及び無理のない借入れなどの注意を促すため、機構のホームページによる広報や、リーフレットを年2回合計約114万部作成し、受託金融機関、社会保険事務所等に加え新たに消費生活センターにも配布した。また、制度の正しい利用を促すためのチラシを3.1万部作成し、地方自治体、社会福祉協議会、消費生活センターに配布した。なお、多重債務者向けに相談窓口についても掲載した。 ※ 業務実績P84【貸付制度の周知】#100参照 厚生労働省より示された生活保護の適正化に関する方針に基づいて、昨年度に引き続き、生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用制限の周知を図った。 ※ 業務実績P84【貸付制度の周知】#100参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込窓口において利用者への適切な対応に努めるため、受託金融機関事務打合せ会議を年8回（全国7か所）開催し、制度の運用等について周知徹底した。なお、打合せ会議の開催地と会場に関して見直しを行い、金融機関の参加率を上げることができた。 ※ 業務実績P85【受託金融機関に対する事務取扱の周知徹底】#101参照 	
--	---	--

<ul style="list-style-type: none"> ○ 借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行っているか。 なお、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加は考慮する。 ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点） ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託金融機関事務打ち合せ会議については、承継年金住宅融資等債権管理回収業務と合同で開催することにより、事務の効率化を図った。 ※ 業務実績P85【受託金融機関に対する事務取扱の周知徹底】#101参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入申込みから貸付実行までの期間は、平成20年度においても前年度と同様事務処理期間を維持した。 ※ 業務実績P85【事務処理方法の問題点の洗い出し】#102参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、機構法に基づき、年金受給者の年金受給権を担保として小口資金の貸付けを行っており、回収にあたっては各年金支給月に年金支給庁より当機構が受領する年金から償還元金及び利息の回収を行っている。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収計画の実施状況については、貸付金利の見直し時に評価を行っている。 なお、信用保証機関の利用率が99.9%に達しており、リスク管理債権の発生は保証履行がされない場合に限定されるため、リスク管理債権比率は年金担保貸付事業が0.24%、労災年金担保貸付事業が1.08%と極めて低い状況である。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託金融機関に対する指導を徹底することにより、リスク管理債権の発生の減少を図っているところである。 	
--	---	--

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
<p>1.1 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。 ① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延</p>	<p>1.1 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。 ① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p> <p>④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を</p>	<p>1.1 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。 ① 転貸法人等貸付先の財務分析を年1回行うとともに、受託金融機関及び監督官庁との連携を図り、適切な債権管理及び着実な債権回収を行う。</p> <p>また、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、貸付先についての債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p> <p>④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を</p>	<p>1.1 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意して業務を実施した。</p> <p>【貸付先の財務分析】#103 ○ 転貸法人について、19年度決算書を徴求し、財務状況等の分析を行うとともに、必要に応じて、個別の法人からヒアリングを行った。</p> <p>○ 住宅生活協同組合等については、受託金融機関から生協等の現状についての報告及び決算書を徴求して、財務状況等の分析を行った。 また、解散等が考えられる生協については、受託金融機関と債権譲渡等を検討した。</p> <p>【保証機関等の評価等】#104 ○ 全額債務保証を行っている金融機関について、財務諸表等を収集し、財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力の評価等を行った。</p> <p>○ 保証人の状況について受託金融機関から報告を徴求し、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。</p> <p>【受託金融機関への指導強化】#105 ○ 受託金融機関事務打合せ会議については、債権の管理・回収の留意点等について効率的な周知を図るために、会議の開催場所等を見直し、平成21年1月～2月に全国7か所で8回開催し、受託金融機関に対する指導を行った。</p> <p>○ 受託金融機関事務打ち合せ会議については、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業と合同で開催することにより、事務の効率化を図った。</p> <p>【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#106 ○ 貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。</p> <p>【保証履行能力の把握及び分析】#107 ○ 転貸債権に係るローン保証会社の財務諸表及び格付け(Moody's, S&P)により、各社の保証履行能力の把握及び分析を行い、保証履行能力を確認した。</p> <p>【適時的確な債権回収】#108 ○ 解散を予定している住宅生活協同組合2団体について、関係行政機関及び受託金融</p>

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
<p>滞債権の発生の抑制に努めること。</p> <p>③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。</p>	<p>行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。</p> <p>⑤ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。</p> <p>⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。</p>	<p>行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。</p> <p>また、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に関しては、年金住宅貸付の返済条件の変更措置を講ずることにより、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する。なお、災害等の被災者に係る返済条件変更措置については、ホームページにより周知を図る。</p> <p>⑤ 長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により早期の回収に努める。</p> <p>⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣し、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。</p>	<p>機関との協議のうえ、機構債権の受託金融機関への債権譲渡又は転貸債権の受託金融機関への債権譲渡による繰上償還により、債権の全額を回収した。</p> <p>【返済条件の変更措置の実施等】#109</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更措置として538件、民事再生法の適用による返済条件の変更として84件措置を講じ、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。 また、岩手・宮城内陸地震等の被災者に係る返済条件変更措置について、ホームページによる周知を行った。 <p>【延滞債権への対応】#110</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期延滞債権について、受託金融機関に対し保証人の調査、支払督促等の指示を行うとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求を行い担保物件の処分を適切に行った。 <p>【転貸法人への指導強化】#111</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 転貸法人に対して引き続き必要な助言を行うとともに、財務状況に課題のある転貸法人に個別ヒアリングを行った。 また、指導専門員及び転貸法人から定期報告（年2回）及び指導専門員の打ち合わせ会議（平成21年2月実施）を行い、指導専門員による転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行った。
(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。	(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成20年度から業務を休止する。	(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 平成20年度は、承継教育資金貸付けあっせん業務については、業務を休止する。	(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成19年12月24日付で閣議決定された独立行政法人整理合理化計画において、「承継教育資金貸付けあっせん業務について、平成20年度から業務を休止する」とされたことから、ホームページにより周知を図るとともに、あっせん業務休止に対する照会等に対して適切に対応した。 <添付資料：43>

評価の視点等	自己評定	A	評価項目15	評定	A
		<p>貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を定期的にうことにより、適切な債権管理を行った。</p> <p>また、延滞債権については、受託金融機関に対し貸付先に対する督促、保証人の調査等を指示するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件処分等を適切に行い、債権の早期回収に努めた。</p> <p>その結果、平成20年度の国庫納付金約4,154億円は、平成21年7月10日に国庫納付済みである。</p>		(委員会としての評定理由) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、貸付先の財務状況等の確認、保証人の状況調査など貸付先の状況に応じた債権保全策を実施し、貸付先の延滞を未然に防ぎ、債権の円滑な回収を図っていることが認められる。 また、解散等予定の住宅生協に対する福祉医療機構債権について全額回収するとともに、ローン返済困窮者及び災害の被災者等に関して返済条件の変更措置を講じるなど、適時的確な債権回収を行っている。 以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。 なお、承継教育資金貸付けあっせん業務については、整理合理化計画に基づき、平成20年度から業務が休止されたところであるが、休止に当たっては、福祉医療機構のホームページに掲載し、円滑な業務休止が図られていると認められる。	
[数値目標] <ul style="list-style-type: none">○ 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。		<ul style="list-style-type: none">○ 年1回実施し、中期目標を達成できた。 ※ 業務実績P89【貸付先の財務分析】#103参照○ 年1回実施し、中期目標を達成できた。 ※ 業務実績P89【財務状況を勘案した自己査定の実施】#106参照○ 年1回実施し、中期目標を達成できた。 ※ 業務実績P89【保証履行能力の把握及び分析】#107参照		(各委員の評定理由) <ul style="list-style-type: none">○ 数値目標及び評価の視点の各細目は全体的に計画どおりである。○ 返済困窮者及び災害被災者について返済条件等の変更措置を講ずるなど、適時適切な回収に努め、速やかに国庫納付している。○ 貸付先の財務状況の把握・分析、保証機関の評価、長期延滞債権など、必要な措置を実施している。	
[評価の視点] <ul style="list-style-type: none">○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none">・ 貸付先の財務状況等の把握及び分析について、転貸法人については、転貸法人から決算書を徴求し、各種分析指標との比較により、財務分析を行った。住宅生活協同組合等については、受託金融機関から生協の現状についての報告及び決算書を徴求して、財務状況等の分析を行った。また、転貸法人について、必要に応じて個別の法人からヒアリングを行うとともに、解散等が考えられる生協については、受託金融機関と債権譲渡等を検討のうえ、2団体について債権の全額を回収した。 ※ 業務実績P89【貸付先の財務分析】#103参照・ 全額債務保証を行っている326受託金融機関について、財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力の評価等を行った。また、保証人の状況について受託金融機関から報告を徴求し、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。 ※ 業務実績P89【保証機関等の評価等】#104参照		(その他の意見) <ul style="list-style-type: none">○ 引き続き、担保や保証の状況など借入者のサポートを行い、適時適切な債権回収に努めていただきたい。○ 回収業務の効率性・経済性に関する評価を加える必要があるのではないか。	

<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。 ○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。 ○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。 ○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託金融機関事務打合せ会議については、債権の管理・回収の留意点等について効率的な周知を図るため、開催場所等を見直し、平成21年1月～2月に全国7か所で8回開催し、受託金融機関に対する指導を行った。 ※ 業務実績P89【受託金融機関への指導強化】#105参照 ・ 受託金融機関事務打ち合せ会議については、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業と合同で開催することにより、事務の効率化を図った。 ※ 業務実績P89【受託金融機関への指導強化】#105参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金住宅等債権について、貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。 ※ 業務実績P89【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#106参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転貸債権に係る保証債務を行っているローン保証会社（24社）について、関係転貸法人を通じた情報や決算書等の収集により、その保証履行能力の把握・分析を行い、保証履行能力を確認した。 ※ 業務実績P89【保証履行能力の把握及び分析】#107参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解散を予定している住宅生活協同組合2団体について、機構債権の受託金融機関への債権譲渡又は転貸債権の受託金融機関への債権譲渡による繰上償還により、債権の全額を回収した。 ※ 業務実績P89【適時的確な債権回収】#108参照 ・ 経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者について、538件の返済特例措置及び84件の民事再生法の適用による返済条件の変更措置を講じ、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。 また、災害等の被保険者に係る返済条件変更措置について、機構ホームページにより周知を図った。 ※ 業務実績P90【返済条件の変更措置の実施等】#109参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期延滞債権について、受託金融機関に対し保証人の調査、支払督促等の指示を行うとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求を行い担保物件の処分を適切に行い、早期の債権回収に努めた。 ※ 業務実績P90【延滞債権への対応】#110参照 	
---	--	--

<p>○ 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進しているか。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転貸法人による適切な債権回収を推進するため、転貸法人に対して引き続き必要な助言を行うとともに、財務状況に課題のある転貸法人に個別ヒアリングを行つた。 また、指導専門員及び転貸法人から定期報告（年2回）及び専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議（平成21年2月実施）を開催するなど、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行つた。 <p>※ 業務実績P90【転貸法人への指導強化】#111参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務においては、当機構は、金銭消費貸借契約証書の内容により作成した償還予定表に基づき、支払期日（基本的に9月と3月の年2回）に、貸付先から、償還元金及び利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施している。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務におけるリスク管理債権については、毎年度決算時において評価を行い、財務諸表において公表しているところである。 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、平成17年1月末をもって新規融資を停止したことから、貸付残高が減少することにより、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は増加する傾向にあり、3.25%になっている。なお、承継年金住宅融資等債権の94.7%は機関保証付き債権となっており、機関保証付き債権を除いたリスク管理債権の割合は、0.99%と極めて低い状況にある。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延滞や貸倒れを防止するため、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び民事再生法の適用者などについては、償還条件変更を実施し、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する方策を講じている。 	
---	--	--

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績																
第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	<p>【予算、収支計画及び資金計画】#112</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 ○ なお、予算、収支計画及び資金計画の実績は平成20事業年度決算報告書のとおりである。 ○ 平成20事業年度における勘定別の収支については、収支相償ないし当期利益を計上した。 ○ なお、保険勘定においては、平成20年4月の制度改正により当期利益376億円を計上したが、サブプライムローン問題や昨年9月のリーマン・ショックに端を発する金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落した影響により、目標収益率を確保することができなかったため、平成20年度末においては、繰越欠損金112億円となり、解消には至っておりません。 <p>＜添付資料：44＞</p>																
1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。			<p>【運営費交付金以外の収入の確保】#113</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療経営指導事業においては、積極的なPR活動やカリキュラムの改編等を実施したことにより、セミナー受講者数及び個別経営診断件数が増加し、予算額を上回る自己収入（対予算比112.3%）を確保した。 ○ 福祉保健医療情報サービス事業においては、福祉ビジネス情報を掲載する仕組みを構築の上、情報掲載を開始して新たな収入を得たこと等により、予算額を上回る自己収入（対予算比102.8%）を確保した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実績額</th> <th>予算額</th> <th>対予算比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療経営指導事業収入</td> <td>39,329千円</td> <td>35,035千円</td> <td>112.3%</td> </tr> <tr> <td>福祉保健医療情報サービス事業収入</td> <td>19,978千円</td> <td>19,426千円</td> <td>102.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実績額	予算額	対予算比	福祉医療経営指導事業収入	39,329千円	35,035千円	112.3%	福祉保健医療情報サービス事業収入	19,978千円	19,426千円	102.8%				
区分	実績額	予算額	対予算比																
福祉医療経営指導事業収入	39,329千円	35,035千円	112.3%																
福祉保健医療情報サービス事業収入	19,978千円	19,426千円	102.8%																
2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。			<p>【財投機関債の発行等による資金調達】#114</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財投機関債の発行については、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（48件）するとともに、市場環境に沿った適切な発行条件を設定することにより、円滑な資金調達を行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>年限</th> <th>発行日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療貸付事業 (一般勘定)</td> <td>100億円</td> <td>10年</td> <td>平成20年06月19日</td> </tr> <tr> <td>年金担保貸付事業 (年金担保貸付勘定)</td> <td>300億円 240億円</td> <td>3年</td> <td>平成20年06月19日 平成20年12月19日</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>640億円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜添付資料：45＞</p>	区分	金額	年限	発行日	福祉医療貸付事業 (一般勘定)	100億円	10年	平成20年06月19日	年金担保貸付事業 (年金担保貸付勘定)	300億円 240億円	3年	平成20年06月19日 平成20年12月19日	合計	640億円	—	—
区分	金額	年限	発行日																
福祉医療貸付事業 (一般勘定)	100億円	10年	平成20年06月19日																
年金担保貸付事業 (年金担保貸付勘定)	300億円 240億円	3年	平成20年06月19日 平成20年12月19日																
合計	640億円	—	—																

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 91, 600百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 91, 600百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>【短期借入金の実績】#115</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共済勘定において、平成19年度の年度末に借り換えた短期借入金64百万円については、平成20年6月に返済し、それ以降は行わなかった。 ○ 年金担保貸付勘定において、資金繰上、一時的に貸付原資が不足することから、短期借入金（年5回の合計で7, 560百万円）で対応した。なお、当該短期借入金については、年金担保貸付事業の利用者からの貸付回収金等で返済した。
3 資産の有効活用 機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る等の観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舎（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舎（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舎（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）を売却する。</p>	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舎（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舎（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舎（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）の売却を進める。</p>	<p>【保有資産の見直し】#116</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宿舎売却を行うに際し、必要となる土地確定測量業務について一般競争入札を行い、近隣の土地所有者との境界確定に伴う事前調整や実地測量を行った。 ○ 不動産売却業務媒介業者を一般競争入札で選定し、当該業者と調整しつつ、平成20年12月22日に宿舎売却の一般競争入札を行った。 <ul style="list-style-type: none"> [入札結果] 金融危機の影響も反映し、戸塚宿舎については応札者が無く不調、関西地区6物件については、応札者は3者あったが、予定価格（鑑定評価）を大幅に下回る入札結果となり、不落となった。 ○ 公庫総合運動場については、共有法人と協議の上、福祉医療機構の持分を売却する方針を決定した（平成21年度以降に売却予定）。
	<p>第7 剰余金の用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・ 長寿・子育て・障害者基金勘定に 	<p>第7 剰余金の用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・ 長寿・子育て・障害者基金勘定に 	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 0 年 度 計 画	2 0 年 度 業 務 実 繢
	<p>係る事項 　　剩余金が生じた年度の翌年度以降 　　の助成の業務の財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災年金担保貸付勘定に係る事項 　　将来の資金需要の増加に対処する 　　ための貸付原資 	<p>係る事項 　　剩余金が生じた年度の翌年度以降 　　の助成の業務の財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災年金担保貸付勘定に係る事項 　　将来の資金需要の増加に対処する 　　ための貸付原資 	

評価の視点等	自己評定	A	評価項目16	評定	A
			<p>平成20年度において、一般管理費、人件費及び業務経費の節減について、年度ごとの削減目標額を上回る削減を実施することができた。福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業においては、運営費交付金以外の収入の確保に取組み、予算額を上回る自己収入を確保することができた。</p> <p>また、財投機関債の発行については、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（48件）するとともに、市場環境に沿った適切な発行条件を設定することにより円滑な資金調達を行うことができた。</p> <p>さらに、保有資産の見直しについては、整理合理化計画の指摘に基づき適切に対応を図るとともに、その他の保有する資産についても利用状況等の確認を実施した。</p>	<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>全勘定で当期利益を確保している。なお、保険勘定の繰越欠損金は市場環境の影響を多大に受けたものであり、福祉医療機構が解消計画を策定し、自らの経営努力により解消することは困難であると認められる。また、運営費交付金以外の収入の確保、財投機関債の発行による資金調達及び保有資産の見直しは適正に行われている。</p> <p>以上のように、財務内容の改善等については、運営費交付金以外の収入の確保、財投機関債の発行による資金調達及び保有資産の見直しが適正に行われており、中期計画を上回る実績を上げていると評価する。</p> <p>なお、今後、保険勘定における繰越欠損金が生じる仕組みについて、独立行政法人に求められている業務の透明性の観点を踏まえつつ、再検討する必要があると考える。</p>	
<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努める。 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療経営指導事業においては、積極的なPR活動やカリキュラムの改編等を実施することにより、セミナー受講者数及び個別経営診断件数が増加し、予算額を上回る自己収入（対予算比112.3%）を確保した。 <p>※ 業務実績P94【運営費交付金以外の収入の確保】#113参照</p> ○ 福祉保健医療情報サービス事業においては、福祉ビジネス情報を掲載する仕組みを構築の上、情報掲載を開始して新たな収入を得たこと等により、予算額を上回る自己収入（対予算比102.8%）を確保した。 <p>※ 業務実績P94【運営費交付金以外の収入の確保】#113参照</p> 	<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務状況の改善、収益の増加が評価できる。 ○ 法人全体で1,291億円もの当期利益を確保している。 ○ 自己収入の増大に努め、目標以上の実績をあげている。 <p>（その他の意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 繰越欠損金の解消計画の妥当性につき、本来想定すべき法人の業務運営の努力よりも市場環境に多大な影響を受けるため、法人が解消計画を策定することは無理がある。保険勘定の業務の要否（心身障害者扶養共済制度そのものの要否ではなくスキーム上の独立行政法人の位置づけの要否）について再検討する必要があると考える。 ○ 承継債権管理回収勘定は、受け入れた債権を資本金受入処理し、回収進行に伴って国庫納付による減資処理をすることとされている。最終的にはゼロとなる予定の資本金が多額に計上されているため、法人全体の財務諸表で法人の財務的な評価をする場合に誤解が生ずる恐れが大きいことが懸念される。 	
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。 ○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行っているか。 <p>■ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行つ</p>			<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標】のとおり予算額を上回る自己収入を確保した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（48件）するとともに、市場環境に沿った適切な発行条件を設定することにより円滑な資金調達を実施した。 <p>※ 業務実績P94【財投機関債の発行等による資金調達】#114参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度の決算状況は、各勘定において収支相償ないし当期 		

<p>た上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）（具体的取組）</p> <p>1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。</p> <p>■ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されなければならない業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。</p> <p>さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>総利益を計上したところである。なお、各勘定における利益の主な発生要因等については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般勘定及び共済勘定 事業費等の適正な執行等により収支相償となった。 ○ 長寿・子育て・障害者基金勘定 運用収入の範囲内で事業を実施したことにより、当期総利益は88百万円となった。 ○ 保険勘定 平成20年4月に心身障害者扶養保険制度の安定的な運営を図るため制度を改正したところであるが、サブプライムローン問題や昨年9月のリーマン・ショックに端を発する金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落した影響により、厚生労働大臣が指示する運用利回り（目標収益率年2.8%）を確保することができなかった。この結果、評価損（3,621百万円）が発生し、経常損失を1,561百万円計上したが、制度改正が行われたことにより心身障害者扶養保険責任準備金を戻入り臨時利益を計上した結果、最終的に当期総利益は37,695百万円となった。 なお、当期総利益は独立行政法人通則法第44条第1項に基づき、繰越欠損金48,932百万円の解消に充てるため、目的積立金として申請していない。 ○ 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定 業務運営コストを適切に貸付金利に反映したことにより、当期総利益は年金担保貸付勘定で49百万円、労災年金担保貸付勘定で36百万円となった。 ○ 承継債権管理回収勘定 貸付金利息収入を確保したことにより当期総利益は91,318百万円となった。なお、当期総利益は機構法に基づき翌年度国庫納付することとされているので、目的積立金として申請していない。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 承継債権管理回収勘定においては、利益剰余金913億円を計上しているが、当該利益剰余金は機構法に基づき翌年度国庫納付することとされているので、過大な利益となりうるものではない。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険勘定において、繰越欠損金112億円を計上している。平成20年4月に心身障害者扶養保険制度の安定的な運営を図るため制度を改正したところであるが、平成20年度の運用環境が悪化した影響により、厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.8%）を確保することができず、平成19年度（489億円の繰越欠損金）に比して大幅に圧縮したものの、繰越欠損金を解消するに至らなかつた。 なお、当該事業は、長期的な観点から行われており、中期目標において、「国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情 	
---	--	--

	<p>■ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 宝塚宿舎等の売却については、計画どおり適切に実施しているか。</p> <p>■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。」とされている。</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を交付されている勘定は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定であり、当該年度の未執行率は、それぞれ0.4%、6.4%、10.5%となっている。 <p>なお、保険勘定においては、実施する事業の精査を行うなど経費の節減を実施したことにより、未執行率が10%超となった。</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般勘定及び共済勘定においては事業費等の適正な執行等に努め経費を節減したこと、また、一般勘定においては福祉医療経営指導事業収入及び福祉保健医療情報サービス事業収入等の自己収入を確保した結果、当該年度の未執行率はそれぞれ0.4%、6.4%となった。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 整理合理化計画の指摘に基づき適切に対応を図るとともに、他の保有資産についても利用状況等の確認を実施した。 ※ 業務実績P95【保有資産の見直し】#116参照 公庫総合運動場については、共有法人と協議の上、福祉医療機構の持分を売却する方針を決定した（平成21年度以降に売却予定）。 ※ 業務実績P95【保有資産の見直し】#116参照 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 整理合理化計画の指摘に基づき、戸塚宿舎、宝塚宿舎等（7件）は売却手続きを進めているところであり、公庫運動場についても共有法人との協議を経て売却の方針を決定したところである。 それ以外の保有資産は、宿舎として活用しているところである。 (入居率：73.6%) <p>実績：-</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定において、貸付事業に係る未収収益を計上しているところである。これは年度内に発生した貸付金利息であり、翌年度の約定償還日に貸付先から回収するものである。 <p>実績：-</p>
--	---	---

<p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。（政・独委評価の視点） （注）関連法人：特定関連会社、関連会社及び関連公益法人（「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）第103連結の範囲、第114関連会社等に対する持分法の適用、第125関連公益法人等の範囲参照）</p>	<p>実績：一</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 財団法人テクノエイド協会（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第7条に基づく指定法人）が、独立行政法人会計基準に基づく関連法人に該当（※）し、財務諸表の附属明細書に記載するとともに、当機構ホームページ等において公開している。 <p>※関連法人該当理由</p> <p>事業収入に占める独立行政法人との取引に係る額が3分の1以上である公益法人等に該当</p> <p>【取引実績】</p> <table border="1" data-bbox="1232 720 2089 804"> <thead> <tr> <th>事業収入</th> <th>機構との取引金額</th> <th>取引金額の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>657,149千円</td> <td>265,473千円</td> <td>40.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 過去5か年の交付額の推移 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1232 842 2089 925"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>310,350</td> <td>292,260</td> <td>280,683</td> <td>274,810</td> <td>265,473</td> </tr> </tbody> </table> <p>【取引内容】</p> <p>財団法人テクノエイド協会に対しては、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」に基づき、同法律の目的を達成するため財政支援するとした国等の責務の一環として、当機構の長寿・子育て・障害者基金事業による交付金を交付している。</p> <p>【取引の妥当性】</p> <p>長寿・子育て・障害者基金事業による交付金にあたっては、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会において、毎年度、厳正に審査のうえ決定しており、妥当なものであると考える。</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年3月に外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会の評価部会を開催し、同委員が事業の達成度・効果等についてヒアリング調査を実施し、調査結果を法人に対してフィードバックするなど、交付後における事後評価を行っている。 	事業収入	機構との取引金額	取引金額の割合	657,149千円	265,473千円	40.3%	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	310,350	292,260	280,683	274,810	265,473	
事業収入	機構との取引金額	取引金額の割合																
657,149千円	265,473千円	40.3%																
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度														
310,350	292,260	280,683	274,810	265,473														

中期目標	中期計画	20年度計画	20年度業務実績
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>人事に関する事項</p> <p>(1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。</p> <p>(2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、土気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 ② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、土気の高い組織運営に努める。 ③ 質の高いサービスの提供を行うことができるよう、各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に努める。 ④ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。 <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 299人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事務・事業の合理化・効率化を図り、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図るとともに、業務の量及び質に対応した、より適正な組織編成及び人員配置を行う。 ② 人事評価結果を活用した人事や更なる給与への反映等の取組を進める。 ③ 若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を実施するとともに、福祉医療経営指導事業における専門性の高い職員を育成するための研修体系の構築を進める。 ④ 平成19年度に導入した教育・訓練プログラムの運用の改善を図り、各事業部門毎に必要な知識・技術の習得、及び職階毎に求められる個人の能力開発等を目的としたより効果的な研修を実施する。 <p>(2) 人員に係る指標 平成20年度末の常勤職員数を年度当初の100%以内とする。</p>	<p>【適正な人員配置】#117 【組織のスリム化等】と同じ</p> <p>【人事評価制度の運用】#118 ○ 人事評価結果を昇給に適切に反映させる仕組みとするため、平成20年4月から人事評価結果に基づく新たな昇給制度（査定昇給制度）を導入した。 また、賞与については、平成17年6月期から段階的に人事評価結果を反映させているところであるが、平成20年度においても前年度に引き続き一律の成績率を引下げ、その財源を用いて成績が良好な職員に配分することにより、成績率の差の一層の拡大を図った。</p> <p><添付資料：46></p> <p>【研修の充実】#119 ○ 若手職員の育成を図るため、福祉・医療分野における専門家等を招いて22回の研修を開催（延べ参加人数678人）するとともに、福祉医療経営指導事業における専門性の高い職員を育成するための新たな研修体系の検討を進めた。</p> <p>○ 平成19年度に導入した教育・訓練プログラムを効果的に運用するため、人事評価制度のコンピテンシーの向上に直接結びつく研修や、部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを実施した。</p> <p><添付資料：47></p> <p>【人員に係る指標】#120 ○ 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行うとともに、職員数の抑制を図った結果、期末の常勤職員数は250人となった。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	2 0 年 度 計 画	2 0 年 度 業 務 実 繢
	<p>11,509百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、長寿・子育て・障害者基金の助成事業及び前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。</p>	<p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間からの繰越積立金は、長寿・子育て・障害者基金の助成事業及び前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。</p>	

評価の視点等	自己評定	A	評価項目17	評定	A
	<p>人事評価制度の適正な運用については、人事評価結果を昇給に適切に反映させる仕組みとするため、平成20年4月から新たな昇給制度（査定昇給制度）を導入し、人事評価結果に基づく処遇の推進を図った。</p> <p>人材の育成については、福祉・医療分野における第一線の専門家等を招いて22回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施した。</p> <p>また、人員に関する指標については、業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行うとともに、職員数の抑制を図った結果、平成20年度末の常勤職員数は250人、期初の常勤職員数の83.6%となり、年度計画を達成した。</p>		<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>人事評価制度の適正な運用については、人事評価結果を昇給に適切に反映させるため、査定昇給制度を導入し、評価結果に基づく処遇を推進しており、これにより職員の意識改革及び職員の士気の向上に努めている。また、若手職員の人材育成を図るために研修や教育・訓練プログラムにより、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的とした各種研修を積極的に実施している。さらに、業務実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しなど常勤職員数の抑制に努めており、平成20年度末の常勤職員数は期初の83.6%となり、年度計画を達成している。</p> <p>以上のように、その他の業務運営については、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期計画を上回る実績を上げていると評価する。</p>		
<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行うとともに、職員数の抑制を図った結果、平成20年度末の常勤職員数は、期初の常勤職員数の83.6%となり、年度計画を達成した。 <p>※ 業務実績P101【人員に係る指標】#120参照</p>		<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価制度について計画どおり実施しており、目標である常勤職員数については、目標値を大きく上回っている。（期初の常勤職員数299人に対し、平成20年度末250人） ○ 教育訓練プログラムの充実や人事評価結果の給与への反映（査定昇給制度導入）など、努力が認められる。 		
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施等しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となるいるか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価結果を昇給に適切に反映させる仕組みとするため、新たな昇給制度（査定昇給制度）を導入し、人事評価結果に基づく処遇の推進を図った。 <p>※ 業務実績P101【人事評価制度の運用】#118参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉・医療分野における第一線の専門家等を招いて22回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施した。 <p>※ 業務実績P101【研修の充実】#119参照</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標】のとおり年度計画を達成した。 				

平成 20 年度業務実績評価参考資料

目次

参考 1 財務状況	1
参考 2 保有資産の管理・運用等	3
参考 3 人件費管理	9
参考 4 契約	23
参考 5 内部統制	30
参考 6 関連法人	31
参考 7 中期目標期間終了時の見直しを前提にした取組	33
参考 8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等	35

(参考 1)

財務状況

①当期総利益又は総損失	総利益	1, 291 億円
②利益剰余金又は繰越欠損金	利益剰余金	821 億円
③-1 当期一般勘定運営費交付金債務	O. 1 億円 (執行率99. 6%)	
③-2 当期共済勘定運営費交付金債務	O. 4 億円 (執行率93. 6%)	
③-3 当期保険勘定運営費交付金債務	O. 1 億円 (執行率89. 5%)	

④利益の発生要因 及び 目的積立金の申請状況	○ 平成 20 年度の決算状況は、各勘定において収支相償なし当期総利益を計上したところである。なお、各勘定における利益の主な発生要因等については、次のとおりである。
	[一般勘定及び共済勘定] 事業費等の適正な執行等により収支相償となった。 [長寿・子育て・障害者基金勘定] 運用収入の範囲内で事業を実施したことにより、当期総利益は 88 百万円となった。 [保険勘定] 平成 20 年 4 月に心身障害者扶養保険制度の安定的な運営を図るため制度を改正したところであるが、サブプライムローン問題や昨年 9 月のリーマン・ショックに端を発する金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落した影響により、厚生労働大臣が指示する運用利回り（目標収益率年 2.8%）を確保することができなかった。この結果、評価損（3,621 百万円）が発生し、経常損失を 1,561 百万円計上したが、制度改正が行われたことにより心身障害者扶養保険責任準備金を戻入し臨時利益を計上した結果、最終的に当期総利益は 37,695 百万円となった。 なお、当期総利益は独立行政法人通則法第 44 条第 1 項に基づき、繰越欠損金 48,932 百万円の解消に充てるため、目的積立金として申請していない。 [年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定] 業務運営コストを適切に貸付金利に反映したことにより、当期総利益は年金担保貸付勘定で 49 百万円、労災年金担保

	<p>貸付勘定で 36 百万円となった。</p> <p>[承継債権管理回収勘定]</p> <p>貸付金利息収入を確保したことにより、当期総利益は 91,318 百万円となった。</p> <p>なお、当期総利益は機構法に基づき翌年度国庫納付することとされているので、目的積立金として申請していない。</p>
⑤100 億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金が生じている場合の対処状況	<p>[承継債権管理回収勘定]</p> <p>利益剰余金 913 億円を計上しているが、当該利益剰余金は機構法に基づき翌年度国庫納付することとされている。</p> <p>[保険勘定]</p> <p>繰越欠損金 112 億円を計上している。平成 20 年 4 月に心身障害者扶養保険制度の安定的な運営を図るため制度を改正したところであるが、平成 20 年度の運用環境が悪化した影響により、厚生労働大臣が指示する運用利回り（年 2.8%）を確保することができず、平成 19 年度（489 億円の繰越欠損金）に比して大幅に圧縮したものの、繰越欠損金を解消するに至らなかった。</p> <p>なお、当該事業は、長期的な観点から行われており、中期目標において、「国においては少なくとも 5 年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。」とされている。</p>
⑥運営費交付金の執行率が 90 % 以下となった理由	<p>運営費交付金を交付されている勘定は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定であり、当該年度の執行率はそれぞれ 99.6%、93.6%、89.5% となっている。</p> <p>なお、保険勘定においては、実施する事業の精査を行うなど経費の節減を実施したことにより、執行率が 90% 以下となつたものである。</p>

(参考2)

保有資産の管理・運用等①

■福祉医療貸付事業

①保有資産の管理・処分の状況	<h3>1 貸付金の状況</h3> <p>福祉医療貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>件数</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>貸付実行</td><td>932件</td><td>1,576億円</td></tr><tr><td>回収</td><td>1,588件</td><td>2,899億円</td></tr><tr><td>うち債権償却</td><td>6件</td><td>9億円</td></tr><tr><td>貸付残高</td><td>21,701件</td><td>3兆2,422億円</td></tr></tbody></table>	区分	件数	金額	貸付実行	932件	1,576億円	回収	1,588件	2,899億円	うち債権償却	6件	9億円	貸付残高	21,701件	3兆2,422億円
区分	件数	金額														
貸付実行	932件	1,576億円														
回収	1,588件	2,899億円														
うち債権償却	6件	9億円														
貸付残高	21,701件	3兆2,422億円														
<h3>2 貸付金の回収計画</h3> <p>福祉医療貸付事業においては、当機構は、金銭消費貸借契約の内容により作成した償還約定表に基づき、償還日に貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握する等、回収金等の管理を実施している。</p>																
<h3>3 回収計画の実施状況の評価</h3> <p>福祉医療貸付事業におけるリスク管理債権については、施設を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、リスク管理債権の動向を毎月役員等幹部に報告するとともに、発生要因を分析し、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権の抑制に努めているところである。</p>																
<p>なお、近年、リスク管理債権比率が増加しているが、これは累次のマイナス報酬改定により医療、介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなり経営体力が低下する中、医師、看護師・介護職員の不足の影響を受けるとともに、民間金融機関の貸出態度の悪化もあり、資金繰りに支障を来す貸出先が増加したこと等が主たる要因と考える。</p>																
<h3>4 回収計画の見直しの検討</h3> <p>貸付先からの回収が滞った場合、直ちに状況を確認するとともに、回収計画の変更が必要と判断された場合には、貸付先から提出された改善計画書を基に、その事業の公共性、経営状態等を十分に勘案のうえ、適正な審査を実施し、貸出条件の緩和による経営の立て直しや再生を支援しているところである。</p>																

(参考2)

保有資産の管理・運用等②

■年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業

①保有資産の管理・処分の状況	<h4>1 貸付金の状況</h4> <p>年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>年金担保</th><th>労災年金担保</th></tr></thead><tbody><tr><td>貸付実行</td><td>1,944億円 (214,228件)</td><td>51億円 (3,737件)</td></tr><tr><td>回収</td><td>1,971億円 (212,177件)</td><td>52億円 (3,820件)</td></tr><tr><td>うち債権償却</td><td>0億円 (16件)</td><td>0億円 (3件)</td></tr><tr><td>貸付残高</td><td>1,888億円 (337,207件)</td><td>50億円 (6,116件)</td></tr></tbody></table>	区分	年金担保	労災年金担保	貸付実行	1,944億円 (214,228件)	51億円 (3,737件)	回収	1,971億円 (212,177件)	52億円 (3,820件)	うち債権償却	0億円 (16件)	0億円 (3件)	貸付残高	1,888億円 (337,207件)	50億円 (6,116件)
区分	年金担保	労災年金担保														
貸付実行	1,944億円 (214,228件)	51億円 (3,737件)														
回収	1,971億円 (212,177件)	52億円 (3,820件)														
うち債権償却	0億円 (16件)	0億円 (3件)														
貸付残高	1,888億円 (337,207件)	50億円 (6,116件)														
<h4>2 貸付金の回収計画</h4> <p>年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、機構法に基づき、年金受給者の年金受給権を担保として小口資金の貸付けを行っており、回収にあたっては毎年金支給月に年金支給庁より当機構が受領する年金から償還元金及び利息の回収を行っている。</p>																
<h4>3 回収計画の実施状況の評価</h4> <p>回収計画の実施状況については、貸付金利の見直し時に評価を行っている。</p> <p>なお、信用保証機関の利用率が99.9%に達しており、リスク管理債権の発生は保証履行がされない場合に限定されるため、リスク管理債権比率は年金担保貸付事業が0.24%、労災年金担保貸付事業が1.08%と極めて低い状況である。</p>																
<h4>4 回収計画の見直しの検討</h4> <p>受託金融機関に対する指導を徹底することにより、リスク管理債権の発生の減少を図っているところである。</p>																

(参考2)

保有資産の管理・運用等③

■承継年金住宅融資等債権管理回収業務

①保有資産の管理・処分の状況	1 貸付金の状況 <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、年金被保険者に対する年金住宅融資等に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うものである。平成20年度における回収状況等は次のとおりである。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>件 数</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>回 収</td><td>51,408 件</td><td>3,243 億円</td></tr><tr><td>うち債権償却</td><td>41 件</td><td>2 億円</td></tr><tr><td>貸付残高</td><td>480,391 件</td><td>2兆3,998 億円</td></tr></tbody></table>	区分	件 数	金 額	回 収	51,408 件	3,243 億円	うち債権償却	41 件	2 億円	貸付残高	480,391 件	2兆3,998 億円
区分	件 数	金 額											
回 収	51,408 件	3,243 億円											
うち債権償却	41 件	2 億円											
貸付残高	480,391 件	2兆3,998 億円											
2 貸付金の回収計画 <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務においては、当機構は、金銭消費貸借契約証書の内容により作成した償還予定表に基づき、支払期日（基本的に9月と3月の年2回）に、貸付先から、償還元金及び利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施している。</p>													
3 回収計画の実施状況の評価 <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務におけるリスク管理債権については、毎年度決算時において評価を行い、財務諸表において公表しているところである。</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、平成17年1月末をもって新規融資を停止したことから、貸付残高が減少することにより、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は増加する傾向にあり、3.25%になっている。なお、承継年金住宅融資等債権の94.7%は機関保証付き債権となっており、機関保証付き債権を除いたリスク管理債権の割合は0.99%と極めて低い状況にある。</p>													
4 回収計画の見直しの検討 <p>延滞や貸倒れを防止するため、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び民事再生法の適用者などについては、償還条件変更を実施し、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する方策を講じている。</p>													

(参考2)

保有資産の管理・運用等④

■宿舎・未収金

①保有資産の管理・処分の状況	<p>1 固定資産の減損 当機構において、平成20年度に減損を認識した資産は、平成19年12月に閣議決定された整理合理化計画「各独立行政法人について講すべき措置」で保有資産の見直しとして、速やかに売却することとされている戸塚宿舎、宝塚宿舎等(7件)である。これらの宿舎については、売却に向けて平成20年9月に宿舎としての用途を廃止したことから、減損の認識に至ったものである。</p> <p>2 整理合理化計画の指摘に基づく対応 当機構における保有資産は職員宿舎等であるが、これらについて、平成19年12月に閣議決定された整理合理化計画に基づき、その保有の必要性について不斷に見直しを実施しているところである。 また、前記戸塚宿舎、宝塚宿舎等(7件)については速やかに売却することとされており、平成20年度中に売却が完了するよう、次のとおり手続きを進めてきたところである。</p> <ul style="list-style-type: none">・境界確定のための測量業者入札(平成20年8月契約)・職員宿舎売却業務の受託業者入札(平成20年10月契約)・職員宿舎売却に係る入札(平成20年12月22日入札執行) <p>しかし、平成20年9月以降の金融危機の影響から、戸塚宿舎については、応札者が無く不調、宝塚宿舎外6件については、応札者は3者あったものの予定価格(鑑定評価)を大幅に下回る入札しか無く、不落となった。</p> <p>3 貸付事業に係る未収収益(貸付金利息) 一般勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定において、貸付事業に係る未収収益を計上しているところである。これは年度内に発生した貸付金利息であり、翌年度の約定償還日に貸付先から回収するものである。</p>
----------------	---

(参考2)

保有資産の管理・運用等⑤

■心身障害者扶養保険事業 ②資産運用に関して特筆すべき事項	■心身障害者扶養保険事業											
	1 資金運用の実績											
各資産ごとにベンチマーク収益率を確保することを目標としており、平成20年度においては、次のとおり、概ね各資産ごとのベンチマーク収益率を確保することができた。												
[平成20年4月～平成21年3月（年率）]												
有価証券	区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差							
	国内	債券	1.34%	1.38%	0.04%							
	外国	株式	▲34.78%	▲34.81%	▲0.03%							
		債券	▲7.17%	▲7.52%	▲0.34%							
		株式	▲43.32%	▲43.59%	▲0.27%							
		短期資産	0.32%	0.54%	0.22%							
合計		▲5.67%	▲5.89%	▲0.21%								
2 資金運用の基本の方針												
資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。												
このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。												
○厚生労働省の役割												
⇒ 福祉医療機構に対し、達成すべき中期目標等を指示（基本的考え方、運用の目標、運用利回り、運用手法等）												
⇒ 心身障害者扶養保険制度全般の合理的かつ円滑な運営の確保												
○福祉医療機構の役割												
⇒ 厚生労働大臣から指示された中期目標等を踏まえて運用を実行（基本ポートフォリオの策												

	<p>定、運用受託機関の選定、評価ベンチマークの設定、運用の基本方針の策定) ⇒ 運用実績の検証及び財務状況の検証を実施し、その結果を厚生労働省に対し報告</p> <p>○運用受託機関の役割 ⇒ 運用の基本方針及び運用ガイドライン等に基づき資産運用（ベンチマーク収益率の確保） ⇒ 福祉医療機構に対し毎月運用実績を報告</p> <p>3 福祉医療機構の責任 心身障害者扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、心身障害者扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。</p>						
②資産運用に関して特筆すべき事項	<p>■長寿・子育て・障害者基金事業</p> <p>1 資金運用の実績 財投機関債を中心とした運用を行い、再運用した245億円について、長期金利指標である国債の平均利回り1.68%を0.25%上回る実績を上げた。 《平均運用利回り》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成20年度実績</th> <th>国債で運用した場合</th> <th>差引き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.93%</td> <td>1.68%</td> <td>0.25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 資金運用の基本的方針 安全で安定的な運用収益を確実に上げるために、ラダー型運用（10年債を中心とした運用により収益を確保することとし、将来に向けて毎年度基金原資の1割が償還時期を迎える再運用ができるようなポートフォリオを作成し運用）を計画的に構築しており、その完成年度を早めるための運用計画の見直しを行った。 なお、ラダー型運用は、基本的に債券を満期まで保有することとなるため、時価又は為替相場の変動等の影響を受けることはないものである。</p>	平成20年度実績	国債で運用した場合	差引き	1.93%	1.68%	0.25%
平成20年度実績	国債で運用した場合	差引き					
1.93%	1.68%	0.25%					

人 件 費 管 理

<p>①給与水準・総人件費の状況</p>	<p>1 納入水準の状況</p> <p>◎指標の状況</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>119.6</td> </tr> <tr> <td>地域勘案</td> <td>107.1</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>116.6</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>104.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 民間の金融部門における給与実態を勘案していること 当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としている。 ② 管理職比率が高いこと 当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等を他組織から承継し、現在、8事業1業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。 ③ 在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であること。 (職員の割合：東京都特別区 88.9%、大阪市 11.1%) <p>◎給与水準の適切性の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国からの財政支出について 平成20年度支出予算の総額 211,164百万円に対し国からの財政支出額は 40,582百万円（支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合：19.2%）であり、その内訳は、運営費交付金 4,281百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金 	対国家公務員	119.6	地域勘案	107.1	学歴勘案	116.6	地域・学歴勘案	104.5
対国家公務員	119.6								
地域勘案	107.1								
学歴勘案	116.6								
地域・学歴勘案	104.5								

	<p>26,537 百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金 9,764 百万円となっている。</p> <p>運営費交付金のうち給与、報酬等支給総額は 2,076 百万円（支出総額に占める割合：1.0%）であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。</p> <p>② 累積欠損額</p> <p>平成 19 年度決算において累積欠損額は発生していない。</p> <p>③ 法人の業績評価</p> <p>当機構は平成 19 年度業務実績について、評価委員会の評価において 20 項目中 19 項目に A（中期目標を上回っている）評価を受けている。なお、平成 16 年度より導入した人事評価制度による評価結果を賞与、昇給に反映させている。</p> <p>④ 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合</p> <p>平成 20 事業年度決算における支出総額 209,581 百万円に対し給与、報酬等支給総額 2,076 百万円であり、その割合は 1.0% 程度である。</p> <p>⑤ 管理職の割合</p> <p>平成 21 年度公表における事務・技術職員数 217 人のうち管理職は 43 人であり、その割合は 19.8% となっている。</p> <p>上記措置により管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの一要因となっている。</p> <p>⑥ 大卒以上の高学歴者の割合</p> <p>同 217 人のうち大卒以上の職員数は 186 人であり、その割合は 85.7% となっている。</p> <p>◎講ずる措置</p> <p>○これまでに講じた措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16 年度において全職員の昇給を停止 ・ 平成 17 年 1 月に、国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引下げを実施（平均△5.3%） ・ 平成 16~19 年度にかけて、組織のスリム化の推進（部長△2、次長△1、課長△1、課長代理△8） ・ 平成 20 年度に課長ポストを更に 4 ポスト削減 ・ 年功的な給与待遇を改め、管理職の職務・職責を反映できるよう管理職に対する役職手当を定率
--	---

	<p>制から定額制に移行</p> <p>○今後講ずる措置</p> <p>上記措置を講じてきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案した国家公務員指数は遅減傾向にあるが、引き続き以下の取り組みを実施することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準の適正化に寄与すると考えられるポスト削減等の組織のスリム化を着実に実施(平成 21 年度は課長ポストを 1 ポスト削減) ・ 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成 18 年度以降 6%引き上げ、平成 22 年度に 18%（東京都特別区）の支給割合となる予定であるが、当機構は引き続き 12%に据え置き、抑制を継続する。 ・ 国に新設された本府省業務調整手当に類似する手当は設けない。 ・ 以上の措置により、平成 22 年度に見込まれる年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は 103.9 ポイント程度に見込まれるが、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、必要に応じた措置を適宜講じることにより、平成 24 年度（平成 25 年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね 100 ポイントとするよう努める。
	<h2>2 総人件費の状況</h2> <p>① 対前年度比における増減の要因について [給与、報酬等支給総額]</p> <p>以下の要因により、平成 20 年度における給与、報酬等支給総額は対前年度比△3.1%となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポスト削減等の組織のスリム化の実施 ・ 平成 19 年度の退職者数が見込みを上回り、平成 20 年 4 月以降、新規職員採用を行ってもなお前年度と同数の人員を確保できなかったことから、平成 20 年度末における職員数は平成 19 年度末に比較して減少したこと。 <p>[最広義人件費]</p> <p>上記要因により給与、報酬等支給総額が減少していることに加え、退職手当支給額について平成 19 年度は平均勤続年数が長い職員が退職した一方、平成 20 年度は退職者数が例年より少なかったことか</p>

	<p>ら、同支給額が大幅に減少している。結果として最広義人件費が対前年度比で 7.1% 減となっている。</p> <p>② 人件費削減の取組状況</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号) 等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成 17 年度を基準（平成 18 年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る 2 勘定については平成 18 年度実績額を基準）として中期計画における人件費削減目標（5%）を上回る人件費削減（14.6%）を実施した。</p>
②福利厚生費の見直し状況	<p>1 レクリエーション経費</p> <p>レクリエーション経費の執行及び予算編成状況は以下の通りとなっている。</p> <p>[平成 20 年度支出]</p> <p>公庫総合運動場共用経費 1,442,784 円</p> <p>[平成 21 年度予算]</p> <p>公庫総合運動場共用経費 1,050,000 円</p> <p>なお、当該施設については平成 21 年 6 月をもって閉鎖している。</p> <p>2 レクリエーション経費以外の福利厚生費（法定外福利費）</p> <p>当機構では、昨今の社会情勢に鑑み、レクリエーション経費以外の福利厚生費（法定外福利費）について以下の見直しを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生会（役職員親睦団体）助成費について、平成 19 年度を限りに廃止 ・ 厚生契約施設利用補助の廃止（平成 20 年 9 月末） ・ 30 年勤続した職員への旅行券の支給廃止（平成 20 年 12 月） ・ 昼食券の廃止（平成 21 年 1 月末）

独立行政法人福祉医療機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の期末手当について、役員給与規程第7条第3項の規定に基づき業績評価の結果等により支給率に10%程度以内の差を設けることとしている。なお、平成20年度においては評価結果に差は生じなかった。

(参考) 役員給与規程第7条第3項

理事長は、前項の規定による期末手当の額について、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし	
理事	改定なし	
理事(非常勤)	該当者なし	
監事	改定なし	
監事(非常勤)	改定なし	

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	16,865	11,748	3,480 (注3)	1,410 227 (特別調整手当) (通勤手当)	4月1日		
A理事	16,925	10,704	4,763	1,284 174 (特別調整手当) (通勤手当)			*
B理事	15,880	9,996	4,448	1,199 237 (特別調整手当) (通勤手当)			※
C理事	5,273	2,789	2,124	335 25 (特別調整手当) (通勤手当)		7月10日	◇

D理事	千円 10,434	千円 7,171	千円 2,324	千円 860 79 (特別調整手当) (通勤手当)		7月12日		◇
E理事	千円 15,840	千円 9,996	千円 4,448	千円 1,199 197 (特別調整手当) (通勤手当)			3月31日	*※
A監事	千円 13,899	千円 8,760	千円 3,898	千円 1,051 190 (特別調整手当) (通勤手当)			3月31日	※
B監事 (非常勤)	千円 4,536	千円 4,536	千円	千円				*※

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:法人の長は4月1日就任のため、賞与については減額し支給している。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 7,063	年 4	月 6	H20.3.31	1.0 業績勘案率は厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づき1.0とした。	*
理事	千円	年	月		該当者なし	
監事	千円	年	月		該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準(ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準)として5%以上を削減する。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

併せて、機構の給与水準について、適正化に向けた取組状況を公表する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 紙与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当機構は福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

賞与について、平成17年6月期から勤務成績が良好な職員に対して支給率に差を設け、平成18年度においてはその差をさらに拡大するとともに成果が出せなかつた職員に対しても支給率に差を設けた。平成19年6月期からは一律の成績率を引下げ、その引下げ分を成績が良好な職員に配分するとともに管理職については支給率の差を拡大した。また、平成20年6月期から引下げ分の配分割合を拡大し、更なる勤務成績の反映の拡大を行つた。

また、昇給については、1年間良好な成績で勤務したときに現号俸の直近上位の号俸に昇給させているが、平成20年4月から、人事評価結果を昇給に適切に反映させる新たな昇給制度(査定昇給制度)を導入している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本俸及び役職手当等 (昇格)	必要経験年数等を有し、勤務成績が良好であつて1等級上位の職務遂行が担えると認められる場合に職階毎の定数に応じ昇格。(人事評価結果を参考資料として活用) (初任給、昇格、昇給等の基準第14条第1項)
賞与:奨励手当 (査定分)	奨励手当は、その者の勤務成績に応じて、理事長がその都度定める割合により計算した額とし(職員給与規程第23条第7項)、人事評価結果を反映させ差を設けている。
本俸 (昇給)	昇給は、その者の勤務成績に基づいて行うこととしており、その勤務成績は人事評価結果に基づき決定することとしている。(初任給、昇格、昇給等の基準第20条)

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

■査定昇給制度の導入

平成20年4月より、人事評価結果に基づく新たな昇給制度(査定昇給制度)を導入。
前年度1年間の人事評価結果に基づき、S、A～Dの5段階の昇給区分を決定し、それぞれ6・5・4・2・0号俸の5段階の昇給を行う。

■賞与への勤務成績の反映拡大

平成20年度においては、奨励手当における一律の成績率を0.03月分引き下げ、その財源を用いて成績が良好な職員(人事評価結果(S、A～Dの5段階評価)におけるS、A評価者)に配分することにより、成績率の差の一層の拡大を図った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 218	歳 39.8	千円 7,398	千円 5,371	千円 208	千円 2,027
事務・技術	人 217	歳 39.7	千円 7,395	千円 5,369	千円 208	千円 2,026
技能職種 (運転手)	人 1	歳 1	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 1	歳 1	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 1	歳 1	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 13	歳 58.4	千円 4,200	千円 3,916	千円 53	千円 284
事務・技術	人 4	歳 43.0	千円 3,573	千円 2,649	千円 172	千円 924
事務・技術 (賞与なし)	人 9	歳 65.3	千円 4,479	千円 4,479	千円 0	千円 0

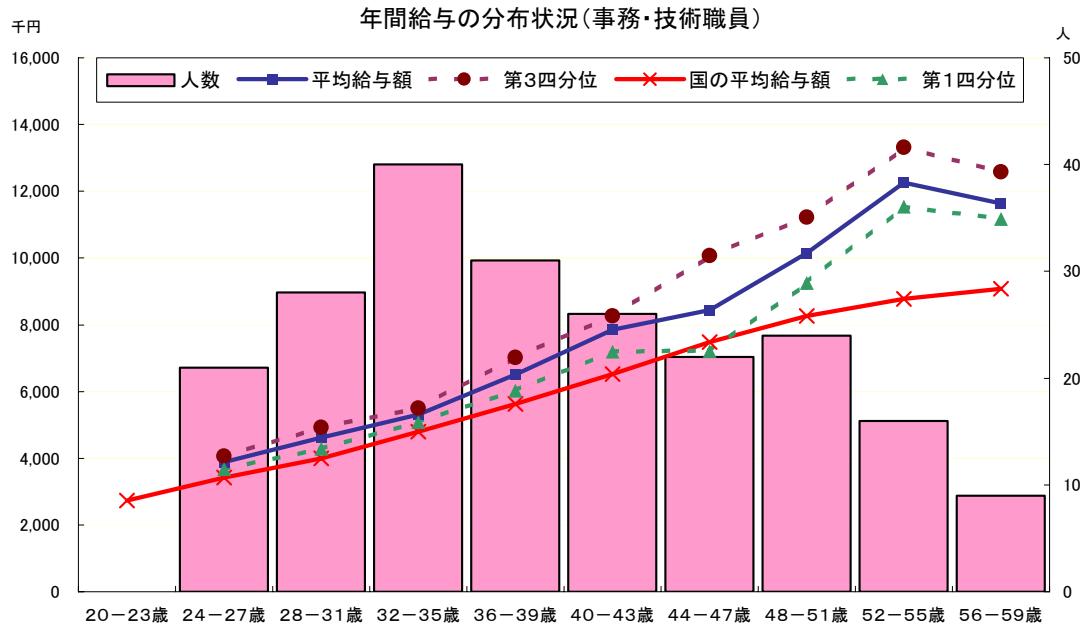
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員については、該当者が無いため省略した。

注3:常勤職員の技能職種(運転手)及び再任用職員については、該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:非常勤職員の事務・技術(賞与なし)は、雇用契約上賞与を支給されない者である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員) [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位 第3分位
			第1分位	第3分位		
代表的職位						
・本部課長	33	50.7	10,433	11,036	11,858	
・本部係長	77	36.3	5,137	5,721	6,171	
・本部係員	30	27.5	3,819	4,022	4,224	

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級
標準的な職位							
人員	217	部長	次長	課長	課長代理	係長・主査	係員
(割合)		人 (2.3%)	人 (1.4%)	人 (17.5%)	人 (24.0%)	人 (40.6%)	人 (14.3%)
年齢(最高～最低)		歳 58 ~ 53	歳 56 ~ 52	歳 59 ~ 42	歳 59 ~ 35	歳 51 ~ 30	歳 32 ~ 24
所定内給与年額(最高～最低)		千円 10,088 ~ 9,667	千円 9,271 ~ 8,731	千円 9,040 ~ 6,155	千円 7,338 ~ 3,980	千円 5,840 ~ 3,098	千円 3,492 ~ 2,498
年間給与額(最高～最低)		千円 14,457 ~ 13,888	千円 13,321 ~ 12,584	千円 12,652 ~ 8,529	千円 10,148 ~ 5,563	千円 7,938 ~ 4,284	千円 4,682 ~ 3,445

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 56.1	% 59.7	% 58.0
	査定支給分(奨励相当) (平均)	% 43.9	% 40.3	% 42.0
	最高～最低	46.4～34.6	42.8～31.3	44.1～32.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 67.3	% 65.8
	査定支給分(奨励相当) (平均)	% 36.0	% 32.7	% 34.2
	最高～最低	44.6～30.7	40.9～27.9	42.7～29.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

119.6

対他法人(事務・技術職員)

111.3

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	<p>対国家公務員 119. 6</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">参考</td> <td style="width: 30%;">地域勘案 107. 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案 116. 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案 104. 5</td> </tr> </table>	参考	地域勘案 107. 1		学歴勘案 116. 6		地域・学歴勘案 104. 5
参考	地域勘案 107. 1						
	学歴勘案 116. 6						
	地域・学歴勘案 104. 5						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>①民間の金融部門における給与実態を勘案していること 当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としている。</p> <p>②管理職比率が高いこと 当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等を他組織から承継し、現在、8事業1業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。</p> <p>③在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏(東京都特別区及び大阪市)であること。 (職員の割合…東京都特別区:88.9%、大阪市:11.1%)</p>						
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 19.2% (国からの財政支出額 40,582百万円、支出予算の総額 211,164百万円:平成20年度予算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出額40,582百万円の内訳は、運営費交付金4,281百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金26,537百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金9,764百万円となっている。 運営費交付金のうち給与、報酬等支給総額は2,076百万円(支出総額に占める割合:1.0%)であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 一千円(平成19年度決算)</p>						

講ずる措置	<p>■これまでに講じた措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度において全職員の昇給を停止 ・平成17年1月に、国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引下げを実施(平均△5.3%) ・平成16～19年度にかけて、組織のスリム化の推進(部長△2、次長△1、課長△1、課長代理△8) ・平成20年度に課長ポストを更に4ポスト削減 ・年功的な給与処遇を改め、管理職の職務・職責を反映できるよう管理職に対する役職手当を定率制から定額制に移行 <p>■今後講ずる措置</p> <p>上記措置を講じてきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案した国家公務員指数は過減傾向にあるが、引き続き以下の取り組みを実施することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準の適正化に寄与すると考えられるポスト削減等の組織のスリム化を着実に実施(平成21年度は課長ポストを1ポスト削減) ・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となる予定であるが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。 ・国に新設された本府省業務調整手当に類似する手当は設けない。 ・以上の措置により、平成22年度に見込まれる年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は103.9ポイント程度に見込まれるが、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、必要に応じた措置を適宜講じることにより、平成24年度(平成25年度公表)における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努める。
<p>■法人の業績評価</p> <p>当機構は平成19年度業務実績について、評価委員会の評価において20項目中19項目にA(中期目標を上回っている)評価を受けている。なお、平成16年度より導入した人事評価制度による評価結果を賞与、昇給に反映させている。</p>	
<p>■支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合</p> <p>平成20事業年度決算における支出総額209,581百万円に対し給与、報酬等支給総額2,076百万円であり、その割合は1.0%程度である。</p>	
<p>■管理職の割合</p> <p>平成21年度公表における事務・技術職員数217人のうち管理職は43人であり、その割合は19.8%となっている。</p> <p>上記措置により管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの一要因となっている。</p>	
<p>■大卒以上の高学歴者の割合</p> <p>同217人のうち大卒以上の職員数は186人であり、その割合は85.7%となっている。</p>	

III 総人件費について

区分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,076,449	千円 2,142,941	千円 (%) △ 66,492 (△ 3.1)	千円 (%) — (—)
退職手当支給額 (B)	千円 236,485	千円 393,305	千円 (%) △ 156,820 (△ 39.9)	千円 (%) — (—)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 260,581	千円 265,587	千円 (%) △ 5,006 (△ 1.9)	千円 (%) — (—)
福利厚生費 (D)	千円 466,004	千円 470,577	千円 (%) △ 4,573 (△ 1.0)	千円 (%) — (—)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,039,519	千円 3,272,410	千円 (%) △ 232,891 (△ 7.1)	千円 (%) — (—)

総人件費について参考となる事項

①対前年度比における増減の要因について

[給与、報酬等支給総額]

以下の要因により、平成20年度における給与、報酬等支給総額は対前年度比△3.1%となっている。

- ・ポスト削減等の組織のスリム化の実施
- ・平成19年度の退職者数が見込みを上回り、平成20年4月以降、新規職員採用を行ってなお前年度と同数の人員を確保できなかったことから、平成20年度末における職員数は平成19年度に比較して減少したこと。

[最広義人件費]

上記要因により給与、報酬等支給総額が減少していることに加え、退職手当支給額について平成19年度は平均勤続年数が長い職員が退職した一方、平成20年度は退職者数が例年より少なかったことから、同支給額が大幅に減少している。結果として最広義人件費が対前年度比で7.1%減となっている。

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準(平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準)として中期計画における人件費削減目標(5%)を上回る人件費削減(14.6%)を実施した。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,412,895	2,221,503	2,142,941	2,076,449
人件費削減率 (%)		△7.9%	△11.2%	△13.9%
人件費削減率(補正值) (%)		△7.9%	△11.9%	△14.6%

(1):基準年度における給与、報酬等支給総額欄については、平成18年4月1日に旧年金資金運用基金から年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務を承継したことに伴う基準額の増加分を加味した額である。

(2):「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

IV 法人が必要と認める事項

人件費を抑制するためには、給与水準の見直しとともに業務の合理化、効率化等による組織のスリム化が重要であることから、ポスト数の削減をあわせて進めている。

(参考4)

契 約

①契約に係る規程類、体制の整備状況	<p>1 契約方式等に係る規程類</p> <p>「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置の状況については、事務連絡の①～⑥の事項ごとに、次のとおり適切に対応している。</p> <p>①一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めること。また、公告期間の下限を国と同様の基準とすること。 《措置状況》 平成20年度において当機構会計規程等を改正し、公告期間・公告方法等を国の規定（「予算決算及び会計令」第74条）と同様の内容とした。</p> <p>②指名競争入札限度額を国の基準と同額とすること。 《措置状況》 平成18年度に措置済みである。</p> <p>③包括的契約条項又は公益法人契約条項を設定している場合、し意的な運用を排除するため、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めること。 《措置状況》 平成20年度において当機構会計規程等を改正し、包括的契約条項及び「公共事業を目的とする法人」との随意契約条項を削除した。</p> <p>④予定価格の作成・省略に関する定めについて、会計規程等において明確に定めること。また、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の規準とすること。 《措置状況》 平成15年度に措置済みである。</p> <p>⑤総合評価方式や複数年度契約に関する規定について、会計規程等において明確に定めること。 《措置状況》 平成20年度において当機構会計規程等を改正し、総合評価方式及び複数年度契約に関する規定を定めた。（「会計法」第29条の6第2項（落札方式）、</p>
-------------------	--

	<p>同法第 29 条の 12 (長期継続契約)、「予算決算及び会計令」第 102 条の 2 (長期継続契約ができるもの) 及び他の独立行政法人の複数年度契約に係る例を参考とした。)</p> <p>⑥総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等の整備を行うこと。</p> <p>《措置状況》</p> <p>平成 20 年度において、「総合評価落札方式による調達マニュアル」及び「企画競争・公募による調達マニュアル」を策定した。</p>
2	<h2>審査体制の整備方針等</h2> <p>当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門の審査以外に、「契約審査会」(内部役員及び職員を構成メンバーとする審査機関)において契約方式の妥当性や総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うこととした。</p> <p>また、契約審査会における第三者による監視強化の観点から、同審査会に監事の出席を求め、そのチェックを受けることとした。</p> <p>(参考)</p> <p>少額額随意契約の基準額は次のとおり。(国と同様の基準である。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事及び物品の製造⇒予定価格が 250 万円を超えるもの ・財産の買入⇒予定価格が 160 万円を超えないもの ・物件の借入⇒予定価格が 80 万円を超えないもの ・上記以外⇒予定価格が 100 万円を超えないもの
3	<h2>応札者の範囲拡大のための取組</h2> <p>当機構では、平成 20 年度において、競争入札の推進にあたり、入札への参加者を増やし、より公正な競争を行うこと等を目的に、「競争参加者の資格等の取扱いに関する細則」の改正を行った。</p> <p>具体的には、役務提供契約において、予定価格の対応する区分以外の等級の事業者も競争に参加することを可能とした。(例えば、A 等級の入札案件については、2 級下位のB 及びC 等級の事業者の入札参加を可能とした。)</p>

	<p>4 第三者に再委託している状況等</p> <p>一般競争、企画競争及び公募に係る契約については、平成 20 年度において、公募 3 件で再委託を行った。</p> <p>当該 3 件の契約については、再委託を行う際、書面により事前に機構の承認を得て再委託を行った。</p>																																																			
② 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況	<p>1 「随意契約見直し計画」の進捗状況</p> <p>随意契約見直し計画に基づき、順次一般競争入札等に移行したところであり、競争性のある契約は次のとおり増加しており、同計画を着実に実施した。</p> <p>【競争性のある契約（一般競争、企画競争、公募）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 19 年度 ⇒ 45 件 (47%)、5.84 億円 (20%) ・ 20 年度 ⇒ 56 件 (72%)、21.14 億円 (46%) <p>※「%」は各年度の全体に占める割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成 19 年度実績</th> <th colspan="2">平成 20 年度実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額 (億円)</th> <th>件数</th> <th>金額 (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札</td> <td>40 (42%)</td> <td>5.04 (17%)</td> <td>37 (48%)</td> <td>15.75 (34%)</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>5 (5%)</td> <td>0.80 (3%)</td> <td>19 (24%)</td> <td>5.39 (12%)</td> </tr> <tr> <td>競争性のある契約 (小計)</td> <td>45 (47%)</td> <td>5.84 (20%)</td> <td>56 (72%)</td> <td>21.14 (46%)</td> </tr> <tr> <td>競争性のない 随意契約</td> <td>50 (53%)</td> <td>24.38 (80%)</td> <td>22 (28%)</td> <td>24.84 (54%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>95 (100%)</td> <td>30.22 (100%)</td> <td>78 (100%)</td> <td>45.98 (100%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【競争性のない契約（随意契約）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 19 年度 ⇒ 50 件 (53%)、24.38 億円 (80%) ・ 20 年度 ⇒ 22 件 (28%)、24.84 億円 (54%) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">平成 19 年度実績</th> <th colspan="2">平成 20 年度実績</th> <th colspan="2">増減</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額 (億円)</th> <th>件数</th> <th>金額 (億円)</th> <th>件数</th> <th>金額 (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 (53%)</td> <td>24.38 (80%)</td> <td>22 (28%)</td> <td>24.84 (54%)</td> <td>△28 (△56%)</td> <td>0.46 (1.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>競争性のない随意契約については、件数ベースでは 50 件 (19') から 22 件 (20') に半減しており、同計画を着実に実施したこと示しているが、金額ベースでは 24.38 億円 (19') から 24.84 億円 (20') に 0.46 億円増加した。</p> <p>これは、業務・システム最適化による WAMNET システムの見直しにあたり、新システム稼働までの間、経費節減を目的として、現行システムの運用保</p>	区分	平成 19 年度実績		平成 20 年度実績		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	競争入札	40 (42%)	5.04 (17%)	37 (48%)	15.75 (34%)	企画競争・公募	5 (5%)	0.80 (3%)	19 (24%)	5.39 (12%)	競争性のある契約 (小計)	45 (47%)	5.84 (20%)	56 (72%)	21.14 (46%)	競争性のない 随意契約	50 (53%)	24.38 (80%)	22 (28%)	24.84 (54%)	合計	95 (100%)	30.22 (100%)	78 (100%)	45.98 (100%)	平成 19 年度実績	平成 20 年度実績		増減		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	50 (53%)	24.38 (80%)	22 (28%)	24.84 (54%)	△28 (△56%)	0.46 (1.9%)
区分	平成 19 年度実績		平成 20 年度実績																																																	
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)																																																
競争入札	40 (42%)	5.04 (17%)	37 (48%)	15.75 (34%)																																																
企画競争・公募	5 (5%)	0.80 (3%)	19 (24%)	5.39 (12%)																																																
競争性のある契約 (小計)	45 (47%)	5.84 (20%)	56 (72%)	21.14 (46%)																																																
競争性のない 随意契約	50 (53%)	24.38 (80%)	22 (28%)	24.84 (54%)																																																
合計	95 (100%)	30.22 (100%)	78 (100%)	45.98 (100%)																																																
平成 19 年度実績	平成 20 年度実績		増減																																																	
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)																																														
50 (53%)	24.38 (80%)	22 (28%)	24.84 (54%)	△28 (△56%)	0.46 (1.9%)																																															

	<p>守契約を単年度契約から複数年度契約に変更したことにより、契約金額が4.2億円増加したことが主な要因となっており、実質的には競争性のない随意契約の金額は減少している。</p> <p>2 随意契約の相手方が第三者に再委託している状況</p> <p>平成20年度において競争性のない随意契約（少額随意契約を除く）の相手方が再委託を行っている契約は、年金担保貸付、労災年金担保貸付及び承継債権管理回収業務のシステム運用保守に係る契約で3件、心身障害者扶養保険業務に係る各種データ作成等の事務委託で1件となった。これらの契約については、再委託を行う場合、事前に当機構の承認を得ることとしている。</p> <p>また、当該契約については、随意契約の見直しに伴い、年金担保貸付等3件は平成21年度より一般競争入札に移行済み、心身障害者扶養保険業務1件については、業務の見直しにより、平成21年度より当該契約を廃止した。</p>
--	--

(参考4の2)

I 平成20年度の実績【全体】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	37件 (48%)	15.75億円 (34%)
	企画競争	19件 (24%)	5.39億円 (12%)
随意契約		22件 (28%)	24.84億円 (54%)
合 計		78件 (100%)	45.98億円 (100%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号から第七号までの金額を超えないもの）を除く。

II 平成20年度の実績【同一所管法人等】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	2件 (67%)	0.05億円 (76%)
	企画競争	一件 (-%)	一億円 (-%)
随意契約		1件 (33%)	0.02億円 (24%)
合 計		3件 (100%)	0.07億円 (100%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号から第七号までの金額を超えないもの）を除く。

III 平成20年度の実績【同一所管法人等以外の者】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	35件 (47%)	15.70億円 (34%)
	企画競争	19件 (25%)	5.39億円 (12%)
随意契約		21件 (28%)	24.83億円 (54%)
合 計		75件 (100%)	45.92億円 (100%)

随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号から第七号までの金額を超えないもの）を除く。

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人福祉医療機構

1. 隨意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成 20 年度以降、可能なものから順次一般競争入札等に移行することとする。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額（億円）	件数	金額（億円）
事務・事業を取り止めたもの (18 年度限りのものを含む。)				(3.6%) 2	(5.4%) 1. 51
入札等 一般競争	競争入札			(3.6%) 2	(0.1%) 0. 04
	企画競争	(1.8%) 1	(1.3%) 0. 37	(81.8%) 45	(92.6%) 25. 76
随意契約		(98.2%) 54	(98.7%) 27. 46	(10.9%) 6	(1.9%) 0. 52
合 計		(100%) 55	(100%) 27. 83	(100%) 55	(100%) 27. 83

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額（億円）	件数	金額（億円）
事務・事業を取り止めたもの (18 年度限りのものを含む。)				(%) 0	(%) 0
入札等 一般競争	競争入札			(%) 0	(%) 0
	企画競争	(%) 0	(%) 0	(%) 0	(%) 0
随意契約		(100%) 0	(100%) 0	(%) 0	(%) 0
合 計		(100%) 0	(100%) 0	(100%) 0	(100%) 0

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額（億円）	件数	金額（億円）
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(3.6%) 2	(5.4%) 1.51
入札一般競争	競争入札			(3.6%) 2	(0.1%) 0.04
	企画競争	(1.8%) 1	(1.3%) 0.37	(81.8%) 45	(92.6%) 25.76
随意契約		(98.2%) 54	(98.7%) 27.46	(10.9%) 6	(1.9%) 0.52
合計		(100%) 55	(100%) 27.83	(100%) 55	(100%) 27.83

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準については、既に国に準じたものとしている。

(3) 契約の公表の基準については、既に国に準じたものとしている。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

- 平成18年度の随意契約中、業システム最適化対象システムに係る契約及びシステム変更により一般競争入札等へ以降できる契約のものが大半を占めている。
これについては、最適化の検討結果を踏まえ、平成20年度以降可能なものから、一般競争入札等に移行する。
 - ・ 随意契約 55件、27.8億円
 - ・ 最適化対象システム関連等 37件、23.6億円(件数ベース67.3%、金額ベース84.9%)
- その他の契約については、「随意契約の点検・見直しの状況」に基づき実施する。

(参考5)

内 部 統 制

①内部統制に係る取組状況	<p>1 当機構における内部統制に係る取組状況については以下のとおりであり、内部統制の強化に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none">① 目標管理による人事評価制度の導入及びその勤務成績を給与等に反映することによる業務遂行へのインセンティブの向上② 「経営理念」を策定し、経営方針を明確化するとともに経営企画会議及び電子掲示板等において全役職員に周知を実施。③ 経営者が出席する役員会、経営企画会議、幹部会等による内部統制の実施④ 品質マネジメントシステム（QMS）に基づく業務運営の実施⑤ 内部監査（監査課内部検査・QMS内部監査）の実施⑥ 外部監査（会計監査法人・QMS外部監査）の実施⑦ 監事監査の実施 <p>2 また、役職員倫理規程、個人情報管理規程及び情報セキュリティポリシー等の規定を整備した上で、職員研修を行い、コンプライアンス意識の定着化に努めている。</p>
--------------	--

(様式6)

関連法人

①関連法人への業務委託や出資等の状況	<p>1 関連法人 財団法人テクノエイド協会 〔 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律 （平成5年法律第38号）第7条に基づく指定法人 〕</p> <p>上記の法人が、独立行政法人会計基準に基づく関連法人に該当（※）し、財務諸表の附属明細書に記載するとともに、当機構ホームページ等において公開している。</p> <p>※関連法人該当理由 事業収入に占める独立行政法人との取引に係る額が3分の1以上である公益法人等に該当</p> <p>2 取引実績（20年度）</p> <table border="1"><thead><tr><th>事業収入</th><th>機構との取引金額</th><th>取引金額の割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>657,149千円</td><td>265,473千円</td><td>40.3%</td></tr></tbody></table> <p>（参考）過去5か年の交付額の推移（単位：千円）</p> <table border="1"><thead><tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>310,350</td><td>292,260</td><td>280,683</td><td>274,810</td><td>265,473</td></tr></tbody></table> <p>3 取引内容 財団法人テクノエイド協会に対しては、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」に基づき、同法律の目的を達成するため財政支援するとした国等の責務の一環として、当機構の長寿・子育て・障害者基金事業による交付金を交付している。</p> <p>4 取引の妥当性 長寿・子育て・障害者基金事業による交付金にあたっては、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会において、毎年度、厳正に審査のうえ決定しており、妥当なものであると考える。</p> <p>5 事後評価の実施 外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会の評価部会を開催し、同委員が事業の達成度・効果等についてヒアリング調査を実施し、調査結果を法人に対してフィードバックするなど、交付後における事後評価を行っている。</p> <p>6 その他 「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」における根拠規定は次のとおり。</p>	事業収入	機構との取引金額	取引金額の割合	657,149千円	265,473千円	40.3%	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	310,350	292,260	280,683	274,810	265,473
事業収入	機構との取引金額	取引金額の割合															
657,149千円	265,473千円	40.3%															
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度													
310,350	292,260	280,683	274,810	265,473													

(参考) 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（抄）

（目的）

第一条 この法律は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人及び心身障害者の自立の促進並びにこれらの者の介護を行う者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、もってこれらの者の福祉の増進に寄与し、あわせて産業技術の向上に資することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、この法律の目的を達成するために必要な福祉用具の研究開発及び普及の促進を図るために財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（指定等）

第七条 厚生労働大臣は、社会福祉の増進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

（指定法人による助成業務の実施）

第九条 独立行政法人福祉医療機構は、第七条第一項の規定による指定がされたときは、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第七号の規定による助成の業務のうち、福祉用具の研究開発及び普及に係るもの（以下「助成業務」という。）の全部又は一部を指定法人に行わせるものとする。

（交付金）

第十三条 独立行政法人福祉医療機構は、予算の範囲内において、指定法人に対して、助成業務に必要な資金に充てるため、独立行政法人福祉医療機構法第二十三条第一項の基金の運用によって得られた収益の一部を交付金として交付することができる。

中期目標期間終了時の見直しを前提にした取組

<p>①中期目標期間の見直しを前提にした取組状況</p>	<p>1 当機構における取組状況 中期目標期間中に達成すべき取組みについては、年度計画において、当該年度に取組むべき目標を設定のうえ業務を遂行しており、平成 20 年度においては、概ね年度計画どおり順調な実績をあげているところである。</p> <p>2 リスク管理債権比率 福祉医療貸付事業におけるリスク管理債権比率については、中期目標期間中 1.56%を上回らないとする目標に対し、累次のマイナス報酬改定により医療、介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなり経営体力が低下する中、医師、看護師・介護職員の不足の影響を受けるとともに、民間金融機関の貸出態度の悪化もあり、資金繰りに支障を来す貸出先が増加したこと等により、2.97%となり、年度計画の達成には至らなかつた。 なお、リスク管理債権比率の増加の大部分は、貸出条件緩和債権が太宗を占めるが、当機構においては、貸付先の実情や将来の見通しを考慮したうえで、貸出条件の緩和による経営立て直しや再生を支援することは、政策金融としての使命であると考えている。</p> <p>3 平成 20 年度における取組み 債権管理部門、貸付部門及び経営支援部門からメンバーを選定し、業務連携作業チームを立ち上げ、リスク管理債権の発生要因の解析を実施するなど、業務間の連携の強化を図り、リスク管理債権の抑制に努めたところである。</p> <p>4 今後の対応 引き続き、貸付先の実情等に応じ、貸出条件の緩和による支援を積極的に講じていくこととするが、今後は、①財務格付に基づき経営診断を行い、必要に応じ実地調査等を実施、②事業完成後、施設の稼働状況等に問題のある案件について実地調査等を実施、③大口貸付先等について理事長をはじめ役職員による情報交</p>
-------------------------------------	--

	<p>換を実施するなど、貸付先の業況フォローの更なる強化を図り、債権悪化の未然防止に取組むこととしたい。</p> <p>5 業務運営体制の強化への取組み</p> <p>[平成 20 年度]</p> <p>リスク管理債権の適正な管理のため、上記の業務連携作業チームや 4 つのプロジェクトチームを立ち上げ、機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化し効率的な運営を実施した。</p> <p>[平成 21 年度]</p> <p>平成 21 年度からは、平成 20 年度に策定した経営理念を具体化するため、組織横断的な取組みを実施すべく「民間活動応援本部」を立ち上げ、当機構の持つ総合力を発揮して福祉と医療の民間活動を支援していく予定である。</p>
--	---

業務改善のための役職員のイニシアティブ等

<p>①業務改善のための役職員のイニシアティブ等の取組状況</p>	<p>1 経営理念の策定 平成 20 年 10 月に経営理念を策定し、国民の皆様へ発信することにより、当機構の目指す方向性を明確に示し、また、職員間の目標の統一・共有化が図られ組織力の向上を実現している。</p> <p>2 お客さまに対する役職員の積極的訪問 経営理念の具体化策の一つとして、理事長以下の役職員がお客さまを直接訪問し、当機構の融資先、助成先の法人が事業を順調に実行しているかを確認とともに、現地の責任者、指導者等のトップがどのような問題意識を持ち、どのような支援を望んでいるのかといった生の声を聞くことにより、今後の当機構のあり方、存在意義、必要性を確立していく中で活用することとしている。</p> <p>3 顧客満足度調査結果の反映 各事業において、アンケート調査等を通じて顧客満足度調査を実施し、国民のニーズの把握に努めるとともに、調査結果に基づき業務の継続的な改善を図ることとしている。</p> <p>4 ISO9001に基づく品質マネジメントシステム（QMS）の運用 QMSの運用の効率化、有効性の向上を図り、業務上の課題、顧客からのニーズ等に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行い、効率的かつ効果的な業務運営を実施している。</p> <p>5 人事評価制度等の活用 ① 各事業部門は中期計画と連携して平成 20 年度の業務目標を定めるとともに、人事評価制度を活用して各職員の個人目標として展開している。これらの組織目標及び個人目標の進行管理については、QMS及び人事評価制度に基づき適切に実施している。</p>
--	--

	<p>② 人事評価結果に基づく処遇への反映にあたっては、給与においても人事評価結果による格差を設け、成果をあげた職員の能力や実績の評価を明確にすることにより、職員が高い士気を持って職務に励むことが可能となった。</p> <p>6 職員研修の充実 担当業務に必要な知識・技術の習得等を目的として各種研修(OJT・Off-JT)を実施するとともに、各業務の特性に応じて、より専門性の高い職員の育成を目指している。</p> <p>7 改善アイデア提案制度の実施 平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動を活性化するとともに、職員の意識改革・意欲向上を実現している。</p>
--	---